

(第九一函一括)

東大寺伝来近世綸旨院宣等の伝存状況と形態・料紙

富田正弘

はじめに

筆者は、二〇〇五年三月、当該吉川聰科研の前身、綾村宏科研の報告書に「近世東大寺の国家祈禱と院宣・綸旨」(以下、「前稿」と呼ぶことにする)という調査報告を掲載させていただいた。この報告は、今も吉川科研で継続して調査・目録作成を進めている、東大寺新修文書のその時点までに調査済の文書の中にみられる、近世の東大寺で行われた国家的な祈禱に関する文書を整理してみたものである。これら近世東大寺における国家的な祈禱文書とは、おおまかに分類すると、①朝廷の御祈奉行から東大寺別當あるいは東大寺学侶中へ伝える祈禱命令(綸旨・院宣等四七通)、②東大寺別當から①を東大寺年預伍師へ施行する文書(令旨・御教書等二七通)、③年預伍師等が祈禱を遂行することを承つた旨を御祈奉行に上申した請書(請文二六通)、④年預伍師から実際に祈禱を行う学侶方・両堂方・三箇院方・宮本に具体的な祈禱内容を指示する文書(達書一二通)、⑤祈禱後、年預伍師から御祈奉行に提出した祈禱卷数の写し(一五通)、⑥その他祈禱料支払などの祈禱関係文書(一三通)などである。

この前稿では、近世東大寺における国家祈禱がどのように行われていたか、その見通しを付けることを狙つたものであるが、この稿執筆の時点では、東大寺新修文書の調査が第五〇函までしか進んでいなかつた。その後の調査の進行に伴い、新たな文書が発掘され、その稿の修正が必要になる可能性も予想されていた。案の定、近年の調査で、第九一函に祈禱関係の綸旨・院宣が大量に発見され、他の大寺社と軌を一にする祈禱が継続的に行われていたことが分かつ

てきた。

したがつて、筆者の責務としては、再度近世東大寺で行われた国家祈禱の文書全体を再論しなければならないところではあるが、現在のところその準備が不充分で、いまそれをまとめる時間がない。ここでは、とりあえず、これら國家的祈禱命令の院宣綸旨、及びそれらの代行としての摂政御教書(以下、綸旨・院宣・摂政御教書を一括して呼ぶ場合、「綸旨等」と称する)について、その伝存状況と料紙を含めた形態の時代的特徴とを述べることで、その責務を果たすこととする我儘をお許しいただきたい。

そして、この東大寺にもたらされた近世公家文書の綸旨等の内容や形態を実証するために、当該文書一一二点について、その画像を口絵に示しながら、後に翻刻も試みることとする。

一 東大寺伝来近世綸旨等の伝存状況

(1) 中世の院宣・綸旨

院宣と綸旨は、中世公家政治において、主要な公文書として、一一世紀後半から使用され始める。それ以前の主要な公文書としては、律令公式令に基づく公式様文書であるところの太政官符・太政官牒やその略式文書というべき官宣言・宣旨・口宣案などが用いられていた。しかし、後者の公式様の諸文書は、その発給主体である太政官が統括していた律令官司組織が改廃され、一部は権門勢家の請負と化し、その外は消滅するに至つて^②、ものはや律令的天皇^③・太政官制を擬制的に再生産するための文書に後退する^④。一一世紀後半から始まる白河院政以後の院政・親政といわれる公家政治は、公地・公民を律令的官司組織によつて直接的に統治することを目指した古代律令政治に代わつて、新たに成立してきた一家の拡大に伴つて勢力を伸ばしてきた院宮・上級官僚・寺社等の権門勢家をその支配下に置き、庄園・公領と百姓とを間接統治するようになつた^⑤。この中世公家による権門勢家統治手段として展開し

た院政や親政の主要な政治文書こそ、本来は私文書に過ぎなかつた院宣であり、綸旨であつた。

院宣は、天皇位を継承できる「朝家」(公家)の家長である「政務」が発給する書札様文書であり、かつて公地・公民を公式様文書で統治した天皇(=太政官)に代わり、庄園・公領と百姓を分割支配する権門勢家に充てられる政治文書であつた。「朝家」(公家)の家長である「政務」とは、白河院政以来、鳥羽・後白河・後

鳥羽・後高倉・後堀河・後嵯峨・亀山・後深草・伏見・後宇多・後伏見・光厳・後光嚴・後円融と南北朝末まで断続的に継承された院政を行う上皇あるいは法皇であり、大概はその時の天皇の父帝がこれに当たり、いわば現天皇の後見人であつた。しかし、これら院政が中絶した後堀河・後嵯峨・亀山・後伏見・後醍醐・後光嚴・後円融天皇の一時期には、その時の天皇自身が公家の家長として親政を行い、権門勢家を統轄し、その政治文書として書札様文書である綸旨を発給していた。このように院宣と綸旨とは、中世公家政治における権門統治の主要な文書として、同質のものであつた。特殊例で、後堀河院政後の四条天皇の治世には、政務となつた天皇が幼少のため、権門勢家を統治する政務の業務も、摂政によつて代行され、綸旨に代わつて摂政御教書が発給された。したがつて、この摂政御教書もまた、院宣・綸旨と同質の政務文書であつた。

南北朝末、後円融院政の終了後においては、権門勢家の統治は、公家と武家(室町殿)との共同事業となり、権門の所領にかかる事項については、ほとんど室町殿の御判御教書や管領奉書、奉行人奉書によつて下知され、院宣・綸旨は、徐々に寺社に対する祈禱を命ずるもの等に限定されるようになる。嘉吉の変後の室町義勝・義政幼少期に見られる管領下知状に代わつて出された惣安堵の綸旨や、室町殿が苦境に陥つたときの治罰の綸旨などは、その例外的な例であつた。

明応の政変後の戦国時代には、室町殿権力の衰退に伴い、権門勢家も没落し、

庄園・公領は解体され、百姓は権門から自立し、戦国大名の統轄下に組み入れられて行つた。室町殿ばかりでなく、公家もまた統治すべき権門を失つていつたのである。永禄十一年、織田信長が上洛した時、公家の配下に残つていたのは、権門としては没落した廷臣としての公家衆だけであつた。そして、書札様文書である院宣・綸旨は、権門を統治する政治文書としての役割は完全に終わり、本来の私文書に戻つたと考えてよいかと思う。

天正元年、足利義昭を追放した織田信長は、一部の旧権門の知行地については指出を微した上で適宜判物・朱印状を以つて安堵したが、判物・朱印状は戦国時代一部の戦国大名によつて使用され始めた統治文書であつた、信長没後その統一事業を継承した豊臣秀吉は、自ら公家衆の最高位である関白・太政大臣に独占的に就任し、一族や徳川氏などの大老級武将を公卿に任じ、公家社会の改変に着手した。公家・公家衆の知行地についても、検地の上、判物・朱印状を以つて新規に給与することになつたのである。秀吉が給付する知行地は、室町時代まで行われた律令的公地制を継承した中世の庄園公領制に基づくものではなく、信長秀吉の検地によつて新たに産出された土地制度であり、秀吉が給付者、公家・公家衆が受領者であつた。公家・公家衆以外の寺社など旧権門の知行地も、同様に検地の上原則として新たに給付されたものであつた。これら旧権門に与えられた知行地は、日本全体の所領からみて極わずかであるが、多くの所領は、豊臣大名によつて分割統治された。その大名は領知替えを経た「鉢植えの領主」であつて、その統治法は秀吉のそれの基本方針に従うべきものであつた。⁸信長・秀吉の統治下でも、公家が発給する綸旨は、新たな領知制度の下では、その領知に関する文書として発給される余地は、全くなかつたのである。

秀吉の死後、豊臣大名のなかで政治的主導権を握つた徳川家康は、関ヶ原合戦を勝ち抜き、慶長八年征夷大將軍に就任、慶長十年にはこれを秀忠に譲り、徳川幕府をほぼ確立させた。徳川幕府の統治方針は、秀吉のそれを継承し、さ

らに徹底させたもので、公家・公家衆・寺社などの旧権門に対する知行地の給付も、秀吉と同様に判物・朱印状をもつて行われたが、地方知行を原則認めないものであり、幕府機関の京都町奉行等が支配を代行するものであった。こうして、江戸時代においても公家から旧権門に対して知行地に関する院宣・綸旨が発給される余地は、全く否定されたのである。

(2) 近世の綸旨・院宣

前項では、中世から徳川幕府成立時までの政治文書としての院宣・綸旨の変遷を概観したが、それでは江戸時代においては、どうであろうか。東大寺新修文書の調査がかなり進み、九一函から相当の綸旨等が発見された今、近世東大寺にもたらされた綸旨・院宣等を再検討しながら、その検討を試みるのも、意味はあるよう思う。

江戸時代においても、公家からは律令的公式様文書の詔勅・宣命・位記・官符・官牒、及びその略式文書である官宣旨・宣旨・口宣案などが出されているが、これらは全て官位や名誉称号の授与、儀式・仏神事の執行、特別な寺社の諸職補任等に関するものである。これらはかなり擬制的なものが多いのではあるが、いずれも幕府が果たしていない国家的な権能と認めてよく、江戸幕府もこれらを容認しており、室町時代に成立した公武共同の国家運営方式^⑤は復活されている。ただ、前項でも指摘したように、所領知行の給与・認定については完全に武家の専権するところであった。したがって、かつて、南北朝期まで発給されていた所領の給与認定に関する院宣・綸旨などは全く出される余地はなかつた。

院宣・綸旨は、政務の命を伝奏から奉行に伝え、奉行が政務からの仰せであることを明記して認めた奉書であるが、戦国期以来綸旨をあまり出せなくなつた公家は、代わりに長橋の局が天皇の仰せを奉じた仮名奉書である女房奉書を多く出すようになり、その直接的な充所は伝奏や執次の近臣に充てたものであつた。実質的な充先には伝奏や執次の近臣から添状を添えて伝えられる、いわ

ば内々の文書であった。以降、公家の政治は、近習や女房などの内々の体制によつて、進められることが多くなつていった。室町時代、所領に関する綸旨が出されなくなつても、国家的祈禱については、公武祈禱の伝奏奉書と並んで公家祈禱については綸旨が出されていた。しかし、戦国時代、室町幕府の衰退に伴い、公武祈禱は消滅し、公家祈禱は内々の内侍所における祈禱、近臣による寺社への代参に後退し、祈禱命令の綸旨もあまり出されなくなつていた。徳川幕府が成立した当初の祈禱関係の綸旨等は、このようなものであつた。

今回、紹介する東大寺の近世綸旨院宣等は、ほとんどが祈禱を東大寺に命じたものであり、その外東大寺に關係する法会・儀式、補任・待遇にかかるのが若干あつた。おそらく、戦国・安土桃山時代に壊滅状態にあつた公家による統一的な国家祈禱が、江戸幕府の承認を得て、徐々に復興され、幕末の王政復古を意識した國家祈禱へと変化していくものと思われる。

これら東大寺近世綸旨院宣については、摂政御教書と合わせて、全てその写真を口絵に翻刻を後に載せてみた。これを一覧にしたもののが表1「近世東大寺受理の綸旨院宣摂政御教書表」である。この表には、東大寺以外の大社寺に出された綸旨院宣等も加えて、東大寺新修文書ではまだ発見されていないもの(或いはなくなつてしまつたもの)も想定してみた。表の「東」欄(東大寺新修文書の略称)に1・2・3・・・と整数の番号のあるものが、今までに新修文書として発見されたものである。この番号は、口絵の文書写真や後掲の翻刻文の番号と一致している。この欄に、「0」とあるのは、新修文書にはまだ見当たらぬが、他寺社と一緒に東大寺にも出されていることが記録などから明らかなものである。さらに、この欄に(1)(2)(3)など()付の数字があるのは、これらの祈禱綸旨院宣に關係する施行状・年預伍師請文・伍師達書・卷數案などの関連文書が新修文書にあるもので、数字はその種類の数を示す^⑯。これら()付数字のある件案については、これからその祈禱綸旨等が発見される確率が高いといふ。

この「東」欄の番号数字は、1番から112番まであり、113番までは編年順となつ

ていて。111と112とは年代の推定が確かに保留在るものである。これらの

院宣綸旨は、数通を除いて、大半が年次で月日のものであり、また日付を欠くものであった。文書形態については、次章で詳しく述べるが、中世以来の

形態を踏襲する書札様文書としての綸旨院宣は、内容が祈禱命令だけに年紀を記さないのが普通である。また前稿でも紹介した「四折紙」の形態をもつ院宣綸旨は、なかには月日を記すものもあるが、多くはそれさえ欠くものが少なくなっている。もちろん、両形態の院宣綸旨には、包紙で包まれ、その識語として年代や内容の説明があるものもあり、また押紙があり、それに年号等が記されているものもあり、年代順に並べることができた。しかし、このような手掛かりがないものは、院宣綸旨を奉ずる奉行の名前や筆跡・文書内容などを手掛かりに推定し、他寺社に出されたものと照合して、確定しなければならなかった。

他寺社に出された国家祈禱関係の綸旨院宣については、前稿でも検討した続史愚抄・孝明天皇実録の外¹¹、天台座主記所載文書¹²、東寺伝來文書詳細目録データベース¹³、東京大学史料編纂所近世編年データベース¹⁴などを検索して、表1に取り込んでいる。

これら他寺社に出された祈禱文書等は、東大寺新修文書に見いだされたものと同時に発給されたものも少なくなく、また新修文書からは未発見のものもある。あるいは、東大寺にはあるが、他の寺社充てのものを確認できないものもある。表1には、これら新修文書にあるものと、今回検索した他寺社に充てたものを合わせて、編年順に並べてみた。その順番は、表1の「総寺社」欄において「1」から「150」までの「」付の数字で示した。合計一五〇件であるが、一件の祈禱命令等について、新修文書を含めて三・四件の事例を示しているものもある。このように東大寺新修文書と他寺社の当該文書を突き合わせて、編年に配列すると、新修文書の年次文書の年代確定や未発見文書出現の可能性にも一定

の手がかりを得ることができそうである。

表1の「日付」欄は、東大寺新修文書のものは推定も含め文書の日付だが、他寺社充てのものは出典の日付で文書の日付とは限らない。「文書名」欄は、東大寺新修文書のものは、口絵の写真のキャプションや後掲翻刻の文書名と同じで、（）内には奉書と四折紙との区別も記した。他寺社のものは、分かる範囲で文書名を推定した。「文書名」欄と関連することであるが、「差出(奉行)」欄は、東大寺新修文書では、差出書をそのまま記載し、他寺社のものは文書が写してあれば差出書をそのまま記載し、写していなければ奉行の名前を記した。「充名(祈禱所)」欄は、東大寺新修文書では、充名書をそのまま記載し、他寺社のものは、文書が写してあれば充名書をそのまま記載し、写していなければ綸旨等を送った寺社の範囲を（）内に示した。例えば、「(七社七寺)」というようである。「内容」欄は、文書の文意であるが、祈禱命令であるときは祈禱の目的のみを記した。そして、「内容分類」欄には、内容をグルーピングし、分類してみた。最後に、参考として、これらの綸旨院宣等が出されたときの天皇・政務・攝政・(政務以外の)上皇・女院の名前をそれぞれの欄に記してみた。

かくして、表1を見ると、近世の公家から寺社に対する対しては、少なくとも一五〇件の国家的な祈禱や儀式・称号付与・補任に関する院宣綸旨などが記載されていることが確認できる。しかし、これは、東大寺に充てられたものや、東大寺に関係するものだけに限定したもので、このほかの寺社に充てられた院宣綸旨等も他にあることは間違いない。したがって、近世の公家から東大寺が受け取った院宣綸旨等は、年紀不明を除いて少なくとも一五〇通ほどはあったということができるのではないか。これを仰せの主体別に、「文書名」欄から数えてみると、綸旨が一一三通、院宣が九通、摂政御教書が二七通である(女房奉書一通がある)。これをさらに天皇の在位期間別に見ると以下のとおりである。

後陽成天皇 慶長八(一六〇三)～慶長十六(一六二一) 綸旨一 計一 平均〇・一三

後水尾天皇 慶長十六(一六一一)～寛永六(一六一九) 綸旨五 計五 平均〇・二八
明正天皇 寛永六(一六一九)～寛永二十(一六四三) 綸旨一 計一 平均〇・〇七
後光明天皇 寛永二十(一六四三)～承応三(一六五四) 綸旨一 計一 平均〇・〇九
後西天皇 承応三(一六五四)～寛文三(一六六三) 綸旨一 計一 平均〇・一
靈元天皇 寛文三(一六六三)～貞享四(一六八七) 綸旨一二 院宣一 計一三 平均〇・五四
東山天皇 貞享四(一六八七)～宝永六(一七〇九) 綸旨四 院宣一 計五 平均〇・二三
中御門天皇 宝永六(一七〇九)～享保二十(一七三五) 綸旨一〇 院宣一 摂政御教書二 計一三 平均〇・五〇
桜町天皇 享保二十一(一七三五)～延享四(一七四七) 綸旨九 計九 平均〇・七五
桃園天皇 延享四(一七四七)～宝暦十二(一七六一) 摂政御教書五 計五 平均〇・三三
後桜町天皇 宝暦十二(一七六一)～明和七(一七七〇) 綸旨二 摂政御教書八 計一〇 平均一・二五
後桃園天皇 明和七(一七七〇)～安永八(一七七九) 綸旨六 院宣二 摂政御教書三 計一一 平均一・二三
光格天皇 安永八(一七七九)～文化十四(一八一七) 綸旨二 院宣四 摂政御教書九 計三五 平均〇・九二
仁孝天皇 文化十四(一八一七)～弘化三(一八四六) 綸旨一〇 (女房奉書二) 計一一 平均〇・三四
孝明天皇 弘化三(一八四六)～慶応二(一八六六) 綸旨二六 計二六 平均一・三〇
明治天皇 慶応二(一八六六)～明治二(一八六九) 綸旨三 計三 平均一・〇〇
合計 綸旨一一三 院宣九 摂政御教書二七 (女房奉書二) 計一五〇 平均〇・五六
これらの天皇の在位期間のうちで、後陽成天皇のそれは慶長八年徳川幕府成立以降の期間、明治天皇のそれは明治二年官制改革により旧制の百官受領を全廃するまでの期間である。院宣・綸旨・摂政御教書等の文書別の内訳からみると、一五〇件のうち全体の四分の三である一三件が綸旨、残りのさるに四分の三である二七件が摂政御教書で、院宣は残りの四分の一の九件に過ぎない。
摂政御教書は、女帝である後桜町天皇の時が八件、幼年で即位した中御門・桃

園・後桃園・光格天皇の幼年期にそれぞれ二件・五件・三件・九件みられるが、宝暦事件にかかわった桃園天皇の在位期間は摂政御教書のみの五件で、綸旨は見られない。院宣の発給主体は、後水尾上皇が一件、靈元上皇が二件、後桜町上皇が六件であるが、天皇の政務を後見するような内容のものではなく、どちらかというと身内や自身の治病祈禱に関するものが多い。つまり、天皇の政務の代行ではなく、上皇自身の自己都合で出されているかのようである。

このように、近世の歴代天皇の代毎に寺社に對して国家的な祈禱や仏神事に關して発給された綸旨・院宣・摂政御教書の合計件数を、それぞれの在位年数で割つた數値が、一年あたりに出された平均の数字になる。近世全体の平均は年〇・五六件程度出されていることになるが、この数値は、南北朝以前に比してかなり少ない数字である。しかし、安土桃山時代よりはかなり多くなっているようである。平均件数が多い順に並べてみると、孝明一・三〇件、後桜町一・二五件、後桃園一・二二件、明治一・〇〇件、光格〇・九二件、桜町〇・七五件、靈元〇・五四件・中御門〇・五〇件、仁孝〇・三四件、桃園〇・三三件、後水尾〇・二八件、東山〇・二三件、後陽成〇・一三件、後西〇・一一件、後光明〇・〇九件、明正〇・〇七件である。大体、一八世紀の後桜町の時代に年一・〇〇件を上回り、その後後桃園、光格・孝明の時代には一・〇〇件前後の件数を数えるようになる。この表の結果からみると、一七世紀、江戸幕府の前期には、寺社に對する重要な事項を伝える綸旨・院宣等の発給度数はかなり少ないとになるが、これが実態だったのではないかと思ふ。

つぎに、表1の「内容分類」からどのような内容の綸旨院宣等が出されているかをみると、そのような文書を集めたのであるから当然いえば当然であるが、祈禱命令が一三三件で断然多い。その祈禱原因の内訳を見てみると、立太子・元服・践祚・即位・立后・譲位などの天皇の通過儀礼が無事遂行できるように祈る儀礼祈禱が四九件、流星などの天変祈禱が七件(二件は災厄祈禱と重複)、早

炎・風雨洪水・地震・火災・流行病による災害を祓う災厄祈禱が二九件(二件は天変祈禱と、一件は恠異祈禱と重複)、恠異祈禱が三件(一件は災厄祈禱と、一件は延命祈禱と重複)、天皇・上皇自身や女院の病気の回復を祈る治病祈禱が一三件、上皇の長寿を祝う祝賀祈禱が二件、中宮などの御産無事の御産祈禱が二件、原因不明ながら玉体安全祈禱が一件、天皇上皇の長寿延命を祈る延命祈禱が三件(一件は恵異祈禱と重複)、同じく原因が不明ながら天下泰平宝祚長久等を祈らせる泰平祈禱が五件、何か勅願成就のための祈禱が一件、後桜町上皇の毎月の定例祈禱が一件である。祈禱の目的が不明なもの一件である。そして、幕末の開国を求める異船等の打払いを願う攘夷祈禱が九件、さらに新政府確立に向けた明治天皇の東幸祈禱二件となつて、終わる。

祈禱以外のものとしては、計一八件で、先帝や女院の葬儀の經供養導師勤仕を命じた仏事勤仕が五件、弘法大師や泉涌寺開山國師の遠忌を国家的法事として行わせるもの、山門千日回峰満行の認定、伽藍修造への奉加勧進の許可等に関する法事認定が一件、諒闇告知が一件、香衣を着て法会を行うことを許す名譽待遇が一件などである。直接的に東大寺惣寺に關係のないものも含むが、末寺の關係するものや準拠すべき内容を持つものとして、拾つて表に載せてある。

(3) 近世東大寺の綸旨・院宣等 以上、近世の綸旨院宣等の内容としては、圧倒的に祈禱命令が多いようであるが、國家的祈禱としては寛文三年の靈元天皇綸旨(表1の「10」)の辺りから七社七寺に充てて命じる体制が整えられていくと思われる。それ以前は、七社だけ、あるいは七社九寺、五社七寺といろいろ試行錯誤しているようであるが、この綸旨の後に出来られた国家的な祈禱は、ほとんど七社七寺充てとなる。七社七寺とは、伊勢神宮・石清水八幡宮・賀茂上下社・松尾社・平野社・稻荷社・春日社、七寺とは、延暦寺・園城寺・東大寺・興福寺・東寺・仁和寺・広隆寺のようである。⁽¹⁵⁾ 東大寺も七寺のうちであるか

天変祈禱と、一件は恵異祈禱と重複)、恵異祈禱が三件(一件は災厄祈禱と、一件は延命祈禱と重複)、天皇・上皇自身や女院の病気の回復を祈る治病祈禱が一三件、上皇の長寿を祝う祝賀祈禱が二件、中宮などの御産無事の御産祈禱が二件、原因不明ながら玉体安全祈禱が一件、天皇上皇の長寿延命を祈る延命祈禱が三件(一件は恵異祈禱と重複)、同じく原因が不明ながら天下泰平宝祚長久等を祈らせる泰平祈禱が五件、何か勅願成就のための祈禱が一件、後桜町上皇の毎月の定例祈禱が一件である。祈禱の目的が不明なもの一件である。そして、幕末の開国を求める異船等の打払いを願う攘夷祈禱が九件、さらに新政府確立に向けた明治天皇の東幸祈禱二件となつて、終わる。

ら、史料に七寺に充てたという記事があれば、東大寺にも祈禱命令が出ているものと解釈してよいかと思う。

表1の「総寺社」欄の「1」から「150」までのように、東大寺にも充てた可能性があるものや、東大寺に充てたものではないが東大寺と何らかの関係ある綸旨・院宣等は、少なくとも一五〇件確認できるが、これらのうち現在東大寺新修文書の中に今まで見いだされた綸旨院宣等は、「東」欄の1～112までの一一二通である。二通は年代推定が不確定なので、一応除外して、一一〇通は一応年代が確認できる。これを、近世歴代の天皇の在位期間別に確認してみると、以下のとおりである(一件の案件について二通以上の院宣綸旨等が出されている例もある)。

後陽成天皇 慶長八(一六〇三)～慶長十六(一六一二) 一件 ○通
後水尾天皇 慶長十六(一六一二)～寛永六(一六二九) 五件 ○通

明正天皇 寛永六(一六二九)～寛永二十(一六四三) 一件 ○通
後光明天皇 寛永二十(一六四三)～承応三(一六五四) 一件 ○通

後西天皇 承応三(一六五四)～寛文三(一六六三) 一件 ○通
靈元天皇 寛文三(一六六三)～貞享四(一六八七) 一三件 ○通(二通／七通)

東山天皇 貞享四(一六八七)～寶永六(一七〇九) 五件 ○通(三通／九通)
中御門天皇 寶永六(一七〇九)～享保二十(一七三五) 一三件 五通(三通／一四通)

享保二十(一七三五)～延享四(一七四七) 九件 二通(○通／六通)

桃園天皇 延享四(一七四七)～寶暦十二(一七六二) 五件 二通(一通／五通)

後桜町天皇 宝暦十二(一七六二)～明和七(一七七〇) 一〇件 四通(一通／五通)

後桃園天皇 明和七(一七七〇)～安永八(一七七九) 一一件 一二通(○通／八通)

光格天皇 安永八(一七七九)～文化十四(一八一七) 三五件 四二通(一通／一六通)

仁孝天皇 文化十四(一八一七)～弘化三(一八四六) 一二件 七通(一通／二通)

孝明天皇 弘化三(一八四六)～慶應二(一八六六) 二六件 三三通(一通／二通)

明治天皇 慶應二(一八六六)～明治二(一八六九) 三件 三通

合計

一五〇件

一一〇通(一三通／九六通)

右の一覧で、各天皇在位期間別の先頭の数値は、表1「総寺社」欄に示した件数で、次の数値が同表「東」欄に示した東大寺新修文書のうちに発見された綸旨院宣等の通数である。一件につき複数通の文書が出ている場合があり、件数よりも多くの通数が計上されている例もみられる。

江戸時代前期の後陽成天皇の代から東山天皇の代までは、「東」欄の通数は〇通であり、この期間の綸旨院宣等は、新修文書からはまだ発見されていない。ただし、一七世紀後半の靈元天皇の代に至り、右の一覧に(二通／七通)とあり、東山天皇の代には(三通／九通)と書き上げてある。()内「」の上の通数は、参考にした史料に東大寺にも出されていることが明記してある数であり(表1「東」欄に「○」と表記されているもの)、「」の下の通数は「七寺」に充てて出したことを明記している数である。七寺に東大寺が入らない確率は低いから、まだ新修文書からは見つかってはいないものの、実際は東大寺にも出されていたと考

えてよいものである。

一八世紀の中御門天皇の代から後桜町天皇の代までは、「総寺社」に出された綸旨院宣等の件数計三七件に対し、「東」欄に見える通数は一三通である。ただし、一件に対して一通のものが二件分あり、一一件分に対するものでしかない。つまり、この時期は、実際に東大寺に出された綸旨院宣等の四分の一強程しか発見されていないということになる。今後の発見が期待される。

さらに、一八世紀末期の後桃園天皇の代から幕末維新期の明治天皇の代までは、「総寺社」の件数に対して、「東」の通数がほぼ同じか、あるいはこれを超えている。しかし、この時期は「総寺社」に充てた件数一件に対して、「東」欄に見える新修文書が二～三通ずつあるものが多い。この時期の「総寺社」の件数は合計八六件であるが、これに該当する新修文書の綸旨院宣等が存在するものは、六二件に及ぶ。つまり、この時期に東大寺に出された綸旨院宣等は、その七二%が新修文書から見つかっているものと考えてよいのではないだろうか。

以上の考察から、近世において国家的に重要な用務について発給される綸旨院宣等は、一七世紀前半では体系的な整理ができておらず、全て東大寺に充てられていたかどうか、不明であり、また東大寺に充てられたものがあつたとしても、まだ新修文書からは一通も発見されていない。一七世紀中ごろ靈元天皇の代から七社七寺充ての国家祈禱体制が整えられ、全て東大寺にも充てられるようになつたが、一七世紀中に東大寺に出された綸旨院宣はまだ新修文書から見つかっていない。一八世紀の中御門天皇の代以降は、東大寺に出された院宣綸旨等は、その二〇数%ほどが新修文書から発見されている。そして、一八世紀末の後桃園天皇の代以後に東大寺に充てられた綸旨院宣は、七割余が新修文書から見つかっている、と考えてよいのではないか。

二 近世の綸旨院宣等の形態と料紙

(1) 縱紙奉書形式と四折紙 中世における院宣や綸旨は、政務である院や天皇の命を伝奏が奉じて奉行に伝え、奉行が政務の命であるという奉書文言を示して、奉行の名を以つて当事者に書き送る書札様文書である。摂政御教書は、鎌倉時代の四条天皇の親政期にのみ見られた文書で、それまで院政を行つていた後堀河上皇の崩御ののち、四条天皇がまだ幼少であつたので、政務を摂政が代行するために案出された綸旨に代わる文書であつた。おそらく、摂政から伝奏を介さずに直接奉行に命が伝えられ、奉行が摂政の命である旨を記して、当事者に書き送ったのではないだろうか。

院宣は、所領の安堵や相論の裁許などは、伝奏自身が奉行を兼ねることが多く、その場合奉行は、全て公卿であつた。段銭などの免状に関しては、弁官を兼ねる奉行が多く、弁官が蔵人を兼ねているときには、料紙に宿紙を使用するものであった。綸旨は、はじめのころは伝奏の役は蔵人頭と考えられるが、後醍醐天皇のころから公卿の伝奏が置かれ、奉行には蔵人頭・五位蔵人や弁官な

どが奉行を務めた。奉行が蔵人であれば、料紙に宿紙を用い、蔵人を兼ねない弁官が奉行の時には、宿紙は用いなかった。摂政御教書も、蔵人を兼ねる奉行が奉じるときは、やはり宿紙を用いていた。

近世においても、このような奉書形式の綸旨院宣摂政御教書は、奉行がそれぞれ天皇・上皇・摂政の命を奉じてその旨の奉書文言を記して当事者に書き送る点は変わりないようである。ただ、綸旨や摂政御教書を奉ずる奉行は、蔵人を兼ねる弁官がほとんどであり、料紙には悉く宿紙を用いている。また院宣を奉ずる奉行は院司の公卿が奉ずるものらしく、白紙を用いている。

このような中世以来の奉書形式の綸旨院宣等に対し、前稿^[16]で指摘した四折紙の綸旨院宣等は、近世に初めて見られるようになつたものである。四折紙とは、折紙を縦に半折しさらにこれを半折した、すなわち折紙を四つ折りにした折紙のことで、史料上でも使われている名称である。^[17]この四折紙には、前稿でも述べたように、大きく分けて、二種類ある。一種類は、画像16の明和八年(1761)十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)のように、封紙を持つもので、四折紙を風呂敷の平包のように斜めに封紙で包み、封は糊封墨引きを加え、表書に充名と差出書を書く(A形式四折紙)。折紙の本紙には日付や差出・充名があり、本文は「…事」で結ぶ事書のこともある。もう一種は、画像17(明和八年十二月二十六日)後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)のように、封紙ではなく、白紙の包紙に包まれて、日付・差出・充名もなく、本文が事書のものである(B形式四折紙)。この二種の四折紙は対になつていることが多く、その場合封紙を持つ方が本体で、包紙を持つ方が追而書の役割を持つものようである。^[18]これを認める奉行は奉書形式の綸旨院宣等を書く奉行と同一人物であるが、その奉行がたとえ蔵人を兼ねていても、四折紙の料紙には宿紙は用いない。

また、画像41(天明八年二月二十日)の光格天皇綸旨(勧修寺良顕小切紙)や画像47(寛政元年六月二日)光格天皇綸旨(勧修寺良顕小切紙)追而書のように、四折紙の折

目を全て切放つた形の小切紙で、日付・差出・充名がなく、本文が事書になつてゐる綸旨院宣等も存在する。おそらく、これらは追而書のために使用されるもので、封紙の無い四折紙の代用かと思われる。さらに、幕末には、画像108(慶応四年(1868)八月)明治天皇綸旨(清閑寺豊房巻紙)や画像109(明治元年(1868)九月)明治天皇綸旨(某巻紙)のように、いわゆる巻紙を使用するものが現われる。日付のあるものとないものとがあり、本文は事書であるが、追而書は文末に一字下げで、小字で事書を以つて記している。

前稿では、従来の奉書形式の綸旨院宣等と四折紙形式のそれとの使われ方にについて、四折紙は奉書形式の綸旨院宣等の付隨文書と理解し、やがて四折紙が本来の綸旨院宣であるところの奉書形式に代わって、綸旨院宣等の主流となると、理解した。しかし、新修文書丸一函から、奉書形式の綸旨院宣摂政御教書が、大量に発見され、時代が下るほど奉書形式の綸旨院宣等が出されなくなるわけではないことが確認された。むしろ、同一案件について、奉書形式のものと四折紙とが対で残されているものが多いことがわかつた。以下、これらを列記すると、以下の通りである。

1 画像21(安永七年)七月十五日後桃園天皇綸旨(坊城俊親奉書)(第九一函一括一号)

1 画像23(安永七年)七月十五日後桃園天皇綸旨(坊城俊親四折紙)(第一八函九括一〇一号)

2 画像34 天明四年十二月十六日後桜町上皇院宣(阿野実紐奉書)(第九一函一括八号)

2 画像35(天明四年十二月十六日)後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)追而書

(第一八函九括二一号)

3 画像39 天明八年二月十七日光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)(第九一函一括一一号)

3 画像40(天明八年二月十七日)光格天皇綸旨(勧修寺良顕四折紙)(第一八函九括六四号)

3 画像41(天明八年二月二十日)光格天皇綸旨(勧修寺良顕小切紙)(第一八函九括六三号)

4 画像42(天明八年)二月二十五日光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)(第九一函一括一五号)

4 画像43(天明八年二月二十五日)光格天皇綸旨(勧修寺良顕四折紙)(第一八函九括六一号)

4 画像44(天明八年二月二十五日)光格天皇綸旨(勧修寺良顕四折紙)(第一八函九括六二号)

- 5 図像 45 (寛政元年)六月一日光格天皇綸旨(柳原均光奉書)(第九一函一括二六号)
- 5 図像 46 (寛政元年六月一日)光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)(第一八函九括六六号)
- 5 図像 47 (寛政元年六月一日)光格天皇綸旨(勸修寺良顕小切紙)追而書
- (第一八函九括六五号)
- 6 図像 48 寛政二年十一月五日光格天皇綸旨(柳原均光奉書)(第九一函一括二二号)
- 6 図像 49 (寛政二年十一月五日)光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)(第一八函九括五八号)
- 6 図像 50 (寛政二年十一月)光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書(八函九括五七号)
- 6 図像 51 (寛政二年十一月)光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書(八函九括五九号)
- 7 図像 52 (寛政三年)四月二十日光格天皇綸旨(柳原均光奉書)(第九一函一括三〇号)
- 7 図像 53 (寛政三年四月二十日)光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)(第一八函九括六〇号)
- 8 図像 55 (寛政八年)五月十日光格天皇綸旨(鳥丸資董奉書)(第九一函一括三一号)
- 8 図像 56 (寛政八年五月十日)光格天皇綸旨(鳥丸資董四折紙)(第一八函九括二三号)
- 9 図像 60 (寛政十一年)十一月十六日光格天皇綸旨(日野西延光奉書)(第九一函一括二七号)
- 9 図像 61 (寛政十一年十一月十六日)光格天皇綸旨(日野西延光四折紙)追而書
- (第一八函九括一九号)
- 10 図像 75 (弘化四年)三月一日孝明天皇綸旨(柳原光愛奉書)(第九一函一括一八号)
- 10 図像 76 (弘化四年)三月一日孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)(第二函一三括一号)
- 11 図像 80 (嘉永三年)四月五日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(第九一函一括一九号)
- 11 図像 81 (嘉永三年四月五日)孝明天皇綸旨(葉室長順四折紙)(第一八函九括三六号)
- 12 図像 83 (嘉永六年)六月十五日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(第九一函一括二〇号)
- 12 図像 84 (嘉永六年)六月十五日孝明天皇綸旨(葉室長順四折紙)(第一八函九括三九号)
- 13 図像 85 (嘉永六年)六月二十日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(第九一函一括二一号)
- 14 図像 87 (嘉永七年)二月九日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(第九一函一括二一号)
- 14 図像 88 (嘉永七年)二月九日孝明天皇綸旨(葉室長順四折紙)(第二函一三括一号)
- 15 図像 90 (嘉永七年)六月十五日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(第九一函一括五一号)
- 15 図像 91 (嘉永七年)六月十五日孝明天皇綸旨(葉室長順四折紙)(第一八函九括一五号)
- 16 図像 92 (嘉永七年九月二十三日)孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)(第二函一五括六号)
- 16 図像 93 (嘉永七年九月二十三日)孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括四一号)
- 17 図像 94 (嘉永七年)十一月十六日孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)(第九一函一括五二号)
- 17 図像 95 (嘉永七年)十一月十六日孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括一六号)
- 18 図像 96 (安政二年)十月十日孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)(第一八函九括四三号)
- 18 図像 97 (安政二年)十月十日孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括四八号)
- 19 図像 98 (安政二年)十月二十八日孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)(第一八函九括四四号)
- 19 図像 101 (安政五年)九月三日孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括三七号)
- 20 図像 102 (安政五年)九月三日孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)(第二函一五括七号)
- 21 図像 103 (安政六年)七月十四日孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)(第二函一五括一号)
- 21 図像 104 (安政六年)七月十四日孝明天皇綸旨(清閑寺豊房四折紙)(第二函一五括四号)
- 22 図像 105 (安政七年)二月四日孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)(第九一函一括二三号)
- 22 図像 106 (安政七年)二月四日孝明天皇綸旨(清閑寺豊房四折紙)(第九一函一括二四号)

以上、同一案件について、奉書形式の堅紙綸旨院宣等と四折紙のそれとの対が確認できるのは、このような二二組である。これらは、奉書形式と四折紙の両方が新修文書に伝存している例であるが、次の例は、新修文書に残されている四折紙と同一案件の奉書形式の綸旨が、比叡山延暦寺に出されているものである。

- 23 総寺社「99」寛政九年閏七月十日光格天皇綸旨(鳥丸資董奉書)(新撰座主伝第三)
- 23 図像 58 寛政九年閏七月十日光格天皇綸旨(鳥丸資董四折紙)(第一八函九括一四号)
- このように、延暦寺に奉書形式で出されているということとは、おそらく東大寺にも奉書形式の綸旨が伝存する可能性があるし、また延暦寺にも四折紙の綸旨が渡されている可能性も否定できない。表1を見ても、「新撰座主伝」には、「14」文政十三年七月一日仁孝天皇綸旨(万里小路正房四折紙)、「115」文政十三年七月十日仁孝天皇綸旨(万里小路正房四折紙)、「136」安政二年十月孝明天皇綸旨(中御門経

之四折紙)などが載せられているから、四折紙を受け取るのは、東大寺だけではないといふことができる。四折紙の受給がどこまで、拡大しているのか確認するには、今後の課題としたい。

右の対になつてゐる二二例のうち最も早い例は(安永七年)七月十五日後桃園天皇綸旨であるが、これは東大寺新修文書に見られる最も早い四折紙である(明和八年)十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)に遅れることわずか七年である。このことから考へると、おそらく、明和八年の奉書形式の後桜町上皇院宣もどこかに残つてゐると思われる。つまり、一八世紀後半から始まつた四折紙の給付は、はじめから奉書形式の綸旨院宣等と対に考えられていたものであろう。それでは、何故このように対になつてゐるのであるか。一つヒントになるのは、表1総寺社^[17]の統仁親王(孝明)立坊無為御祈を命ずる四折紙の天保十一年二月二十六日仁孝天皇綸旨を載せる「愛長卿記」には、「一通触之處、為早速以先折紙申達如左、次奉書四折、美濃上包也」とある。この意は、本来堅紙奉書の綸旨で触るべきではあるが、急いでいるのでまず折紙で知らせたということである。その折紙は、宿紙ではなく、次の(一番目に良い品質の)奉書紙で、四折(紙)であり、その折紙の包紙は美濃紙である、と解せる。このように、急ぎの時に、堅紙奉書の綸旨などに先んじて四折紙を出したことになる。

それでは、何故折紙だとすぐ出せるのであらうか。推測であるが、折紙は本来目録、仰詞や口上書等に使う料紙であり、施行文書には本用いない。折紙が施行文書に使われ出すのは、戦国大名以下、信長、秀吉、徳川幕府である。おそらく朝廷では、詞書として使用する例から考へると、官文書発給の命に対する請文あるいは覚書から始まつた宣旨・口宣案に準じて、御教書発給の命の請書あるいは覚書に折紙を使用していたのではないだろうか。つまり、天皇や院の仰せを伝奏や女房から伝えられた奉行が、その仰せを覚として書き記した折紙を作成した。この折紙を天皇や院に覆奏し、命を再確認したのではあるま

いか。覆奏の後、正式の綸旨院宣等はこの折紙に基づいて作成されていたのであろう。とすれば、堅紙奉書の綸旨院宣等を作成するよりも、その折紙を写して発給する方が早いということになる。いわば、本来覆奏文書であつた官文書の宣言や口宣案と類似する機能を果たしているのではないだろうか。

ところが、もう一つ不可解な事実がある。表1には摂政御教書が二七件ほどあるが、これ等は悉く堅紙奉書のもので、四折紙のものは存在しない。そうすると、摂政の命に対しても奉行が折紙請文を書かなかつたということになるのであらうか。後考したい。

(2) 案文と充名 表1からわかるように、東大寺新修文書のうちの綸旨院宣等一一二通のうち、二八通は案文である。このうち、東寺や東寺長者に充てた、実質東寺に与えられた八通、泉涌寺充て一通、興福寺修南院充て一通、東大寺末寺五劫院充て一通、合計一通は、他寺に充てられたものであるから、それを東大寺が写したか、東大寺に關係するとして關係者から写しを送られてきたものだろうと、了解できる。東大寺学侶充ての案文二通は、一通はほかに正文があり、一通は正文がないが花押まで写している。これら二通を除いた案文は、差し引き一五通となる。この一五通の充名を見ると、慈尊院は勧修寺尊孝・寛宝が東大寺別当の時の侍僧、淨土院も勧修寺寛宝が東大寺別当の時の侍僧、大納言僧都は蓮華光院尊深が東大寺別当の時の侍僧であつて、全て東大寺別当に充てた綸旨等ということになる。

これに対し、東大寺学侶中に充てた綸旨等は五九通あるが、先述した二通の案文以外は正文と考えてよく、四折紙を含めて奉行の花押が備わつてゐる。ところが、この東大寺学侶中充てのものは、口絵図像16(明和八年)十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)、図像20(安永二年)三月十八日後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)、図像60(寛政十一年)十一月十六日光格天皇綸旨(日野西延光奉書)の三通を除いて、東大寺別当が未補の時ものである。つまり、東大寺充ての綸

旨等の充名は、東大寺別当が補任されているときは別当を経由して東大寺にもたらされるが、学侶中に充てられるのは、東大寺別当が不在の時であった。

表1の総寺社「12」寛文十三年五月十六日(靈元天皇綸旨)を載せる葉室頬業記には、七社七寺に祈禱を命じる綸旨等の充先として、「延暦寺・座主、園城寺・聖護院殿、東大寺・隋心院、興福寺・時ノ寺務、東寺・長者、仁和寺・御門跡、広隆寺・大覺寺殿、伊勢禁中三而時ノ伝奏へ申渡ス、職事下知諸社伝奏へ申渡ス、石清水・広橋、賀茂・頼孝、松尾稻荷ハ白川、平野ハ西洞院、春日ハ南曹弁裏松也、」と載せる。東大寺については、この時は「隋心院」と記されており、隋心院は時の東大寺別当隋心院俊海である。このように東大寺に充てる綸旨などは、他の七寺と同様に、東大寺を管轄する長官である東大寺別当に充てられていた。ところが、近世における東大寺別当は、天和二年(一六八二)～貞享三年(一六八六)、安永三年(一七七四)～寛政九年(一七九七)、弘化三年(一八四六)～万延元年(一八六〇)の三回にわたって別当不補任の期間があり⁽²⁹⁾、そのときの綸旨等の充名は、「東大寺学侶中」とされたのである。

先に述べたように、東大寺別当に充てられた綸旨等は、案文ばかりである。

これはおそらく、戦国時代から始まつた慣習として、たとえ内容として東大寺充てのものであつても、充名が別当充てであれば、正文は手許に留め、東大寺には案文を作つて渡すということが、近世を通じて維持されていたと考えられる。これに対し、別当不在の時には、充名は「東大寺学侶中」とされるが、綸旨等は東大寺伝奏中山家に伝えられ、中山家御教書を添えて東大寺年預伍師に正文が送られると考えられる。したがつて、東大寺学侶中充ての綸旨院宣等は、全て正文が東大寺に届いたと考えられる。

さて、先に列举した堅紙奉書形式の綸旨等と四折紙が対になつてゐる例であるが、このように対になつてゐる綸旨等には、案文のものは見つからない。ということは、綸旨等を別当経由で伝えられた場合には、四折紙については、正

文もまたその写され東大寺に伝えられていないことになる。また、奉書形式と対になつてゐる四折紙や小切紙で、「追而書」と判断しうるもののが、数例ある。

先に、四折紙は、堅紙奉書に先んじて充先に伝えたと考えたが、追而書の内容は、多くの場合、祈禱の開白や結願の日の指定や巻数の献上先などを指定するものが多。そうすると、これらの追而書としての四折紙は、本体の堅紙奉書を後追いする形で出された可能性も否定できない。このように考えてくると、四折紙は、本体の堅紙奉書の前後に適宜発給され、本体を補足する補助文書であると、定義してもよいかと思われる。

前稿では、四折紙について明治政府の公文書に影響を与えた可能性に言及したが、十分な論証をできなかつた。ここでもその論証ができるわけではないが、図像85の(嘉永六年)六月二十日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)は、浦賀に来航した異船が退帆したが祈禱を止めるなど命じた堅紙奉書で、日付は月日、差出は官職に花押、充名は「東大寺学衆中」と認められ、宿紙を料紙に用い、封紙にも上書が書かれ、捻封が施された綸旨である。ただし、結びの文言は、「天氣如此、悉之以狀、」ではなく、「之旨、被仰下候事」で結ばれていて。すなわち、「・・・之事」で結ぶ事書の形になつてゐる。これは多くの四折紙の形であつて、この影響を蒙つたものであろう。この外に、図像82(嘉永三年)九月十三日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)、図像83(嘉永六年)六月十五日孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)も同じである。維新政府の誕生した直後に出来られた、明治天皇の即位無事を祈らせた図像108(慶應四年八月明治天皇綸旨(清閑寺豊房巻紙))は、袖下に充所「東大寺」と書き、日付・差出書はなく、「・・・候事」で結ぶ。料紙は宿紙ではなく、素紙の巻紙を使用している。続いて、翌月東京遷幸の無事を祈らせた、図像109(明治元年)九月明治天皇綸旨(某巻紙)には日付はあるが、差出・充名がなく、文を「・・・事」で結び、素紙の巻紙に書かれる。両通共に、奉書文言は記されていない。こうして、明治政府の官文書は形成されていくのかもしれない。

(3) 近世の綸旨院宣の形態と料紙 以上見てきたような近世において展開した奉書形式と四折紙との綸旨等の料紙については、短期間であるが、できるだけ調査した。その結果については、表2「近世東大寺綸旨等料紙の形態と料紙」にまとめてみた。「积文」欄の番号は口絵写真図版の番号、积文の文書番号、表1の「東」欄の番号と一致している。一通の文書について、本紙・裏紙・札紙・封紙・包紙等がある場合は、それぞれ一紙ごとに調査しているので、同じ番号が複数ある。調査項目は、縦寸法(「縦寸」欄、単位cm)、横寸法(「横寸」欄、単位cm)、厚さ平均(「厚さ」欄、単位 cm^2)、密度(「密度」欄、単位 g/cm^2)、縦横比(「縦横比」欄、単位倍)、料紙の種類(「料紙」欄)である。なお、備考欄には、封紙や包紙の情報を記した。

まず、案文の綸旨等は、前述のように、東大寺以外に充てられたものと、東大寺別当に充てられたものがある。東大寺以外に充てられたものは、東大寺で写したものもあれば、写しが東大寺に送られたものもあるかと思われる。これは全て奉書形式のものである。東大寺以外に充てられたものは、今は詳細な検討は保留しておく。東大寺別当に充てられた綸旨等は、図版14の(明和八年)三月十五日摂政近衛内前御教書(鳥丸光祖四折紙)案追而書を除いて、全て奉書形式のものであるが、おそらくこれらは東大寺別当の手許で写されたものであろう。

料紙としては、奉書紙・上杉原・漉返杉原に書かれ、正文が宿紙に書かれるのと異なる。縦寸法を見てみると、多くは縦三~三三cm台の料紙を用い、正文の豊紙奉書と高さを揃えているように思われる。図版24(安永八年)八月三日後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)案は二四cm代で美濃紙の半紙に書かれており、雑な案文であるが、その他の綸旨等は、料紙の大きさや封式も含め、正文を忠実に写している。図版22(安永七年)七月十五日後桃園天皇綸旨(坊城俊親奉書)案と図版68(文政七年十一月二十九日仁孝天皇綸旨(葉室顯孝奉書)案は縦が三五~三六cm台の奉書紙を使い、正文よりも良い紙を使っているようである。中世では、

正文中見てきたような近世において展開した奉書形式と四折紙との綸旨等の料紙については、短期間であるが、できるだけ調査した。その結果については、表2「近世東大寺綸旨等料紙の形態と料紙」にまとめてみた。「积文」欄の番号は口絵写真図版の番号、积文の文書番号、表1の「東」欄の番号と一致している。一通の文書について、本紙・裏紙・札紙・封紙・包紙等がある場合は、それぞれ一紙ごとに調査しているので、同じ番号が複数ある。調査項目は、縦寸法(「縦寸」欄、単位cm)、横寸法(「横寸」欄、単位cm)、厚さ平均(「厚さ」欄、単位 cm^2)、密度(「密度」欄、単位 g/cm^2)、縦横比(「縦横比」欄、単位倍)、料紙の種類(「料紙」欄)である。なお、備考欄には、封紙や包紙の情報を記した。

まず、案文の綸旨等は、前述のように、東大寺以外に充てられたものと、東大寺別当に充てられたものがある。東大寺以外に充てられたものは、東大寺で写したものもあれば、写しが東大寺に送られたものもあるかと思われる。これは全て奉書形式のものである。東大寺以外に充てられたものは、今は詳細な検討は保留しておく。東大寺別当に充てられた綸旨等は、図版14の(明和八年)三月十五日摂政近衛内前御教書(鳥丸光祖四折紙)案追而書を除いて、全て奉書形式のものであるが、おそらくこれらは東大寺別当の手許で写されたものであろう。

料紙としては、奉書紙・上杉原・漉返杉原に書かれ、正文が宿紙に書かれるのと異なる。縦寸法を見てみると、多くは縦三~三三cm台の料紙を用い、正文の豊紙奉書と高さを揃えているように思われる。図版24(安永八年)八月三日後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)案は二四cm代で美濃紙の半紙に書かれており、雑な案文であるが、その他の綸旨等は、料紙の大きさや封式も含め、正文を忠実に写している。図版22(安永七年)七月十五日後桃園天皇綸旨(坊城俊親奉書)案と図版68(文政七年十一月二十九日仁孝天皇綸旨(葉室顯孝奉書)案は縦が三五~三六cm台の奉書紙を使い、正文よりも良い紙を使っているようである。中世では、

正文中見てきたような近世において展開した奉書形式と四折紙との綸旨等の料紙については、短期間であるが、できるだけ調査した。その結果については、表2「近世東大寺綸旨等料紙の形態と料紙」にまとめてみた。「积文」欄の番号は口絵写真図版の番号、积文の文書番号、表1の「東」欄の番号と一致している。一通の文書について、本紙・裏紙・札紙・封紙・包紙等がある場合は、それぞれ一紙ごとに調査しているので、同じ番号が複数ある。調査項目は、縦寸法(「縦寸」欄、単位cm)、横寸法(「横寸」欄、単位cm)、厚さ平均(「厚さ」欄、単位 cm^2)、密度(「密度」欄、単位 g/cm^2)、縦横比(「縦横比」欄、単位倍)、料紙の種類(「料紙」欄)である。なお、備考欄には、封紙や包紙の情報を記した。

まず、正文中見てきたような近世において展開した奉書形式と四折紙との綸旨等の料紙については、短期間であるが、できるだけ調査した。その結果については、表2「近世東大寺綸旨等料紙の形態と料紙」にまとめてみた。「积文」欄の番号は口絵写真図版の番号、积文の文書番号、表1の「東」欄の番号と一致している。一通の文書について、本紙・裏紙・札紙・封紙・包紙等がある場合は、それぞれ一紙ごとに調査しているので、同じ番号が複数ある。調査項目は、縦寸法(「縦寸」欄、単位cm)、横寸法(「横寸」欄、単位cm)、厚さ平均(「厚さ」欄、単位 cm^2)、密度(「密度」欄、単位 g/cm^2)、縦横比(「縦横比」欄、単位倍)、料紙の種類(「料紙」欄)である。なお、備考欄には、封紙や包紙の情報を記した。

まず、正文中見てきたような近世において展開した奉書形式と四折紙との綸旨等の料紙を見ると、図像34(天明四年十二月十六日後桜町上皇院宣(阿野実紐奉書)、図像57(寛政九年)二月十三日後桜町上皇院宣(正親町公明奉書))がそれぞれ杉原紙或いは奉書紙であるのを除いて、綸旨・摂政御教書は全て宿紙に書かれている。縦寸法は三二~三四cm台に収まり、この時代の綸旨・口宣案の標準的な高さになっている。院宣は、三四cm台と三七cm台と綸旨・摂政御教書よりは大きい紙を用いている。密度は、〇・一九~〇・三三ぐらいため区々である。宿紙などの漉返紙は〇・二五以下ぐらいが多いのであるが、それ以上のものは生漉の紙に墨を加えたものかもしれない。縦横比率を見ると、院宣は一・三三~一・四九倍と近世文書の標準的な比率であるが、宿紙の綸旨・摂政御教書は、一・五〇~一・五八に分布し、近世文書と中世文書一・六倍との間に倍率になっている。

最後に、四折紙の料紙をみると、前述のように宿紙の四折紙はない。前に引いた天保十一年の「愛長卿記」に、四折紙の本紙には「次奉書」上包には美濃紙を使つたとあるように、奉書紙・美濃紙・漉返紙が多く、なかには楮・三桠混合紙が用いられているものもある。縦寸法を見ると、二四cm台は半紙で二点、いずれも包紙である。その外は、包紙・封紙が二七・三cm~三一・三cmの美濃紙・漉返紙、折紙本紙は三二・三~三三・三の漉返紙・奉書紙を用いている。厚さを見ても、包紙・封紙は〇・〇六~〇・一一mm、本紙は〇・一二~〇・一二mmで本紙は包紙・封紙より厚い紙を使用している。密度を見ると、〇・一二~〇・

三五 g/cm³がほとんどで楮紙のそれぞれの密度を表している。縦横比率は、一・二八倍／一・五一倍で、これもほぼ近世の文書料紙の標準的な縦横比率を示している。

おわりに

以上、近世の縁旨院宣等について、東大寺新修文書を中心に考えてみた。戦国時代、室町幕府の衰退によって、幕府との共同統治ができなくなつた公家にとって、縁旨の発給としては、経費の懸かる国家祈禱の命令はできなくなり、戦国大名の財政救援に対する礼状とか、あるいは地方寺院の御願寺認定とかに後退していた。

このような縁旨院宣等の発給について、國家祈禱を中心に復興することを認めたのは、東福門院入内以後の江戸幕府ではないだろうか。靈元天皇の時代から、七社七寺に一斉に祈禱を命ずる体制が整えられた。祈禱の目的としては、天皇の通過儀礼が風雨の難なく無事遂行できるようと祈らせる儀礼祈禱が中心で、天皇や上皇、女院等の身内の病気回復を祈らせる治病祈禱もあった。なかには天災や流行病の災厄を祓うための災厄祈禱や、天変に対する「国王」として謝罪する天変祈禱も数は少ないながらも含まれていた。

これが一九世紀半ば、孝明天皇の時代に至り、異国船の来航を機に、攘夷祈禱が頻繁に繰り返されるようになる。国防に対する国民の危機意識の高まりと、幕府の自信喪失がこれを後押しし、新政府の樹立への機運を醸成していった。宿紙を料紙とする奉書形式の正式な縁旨に付随して発給されたところの、もともとは内部文書であった事書形式の四折紙は、やがて形成される新政府の文書形式に影響を与えていったのである。

註

- (1) 平成十三～十六年度科学的研究費補助金(基盤研究A)研究成果報告書『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』(研究代表綾村宏)二〇〇五年三月

- (2) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店一九八三年)
- (3) 拙稿「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一九号一九八九年)
- (4) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(岩波講座『日本歴史』中世二 一九六三年)、網野善彦「莊園公領制の形成と構造」(『体系日本史叢書』六土地制度史I一九七三年)
- (5) 拙稿「中世公家様政治文書の再検討」(『歴史公論』第四卷一〇〇一一号一九七八年)
- (6) 黒川直則「室町幕府下知状と御判御教書」(『日本史研究』一一七号一九七九年)
- (7) 拙稿「嘉吉の変後の院宣縁旨—公武融合政治下の政務と伝奏—」(小川信遍『中世古文書の世界』吉川弘文館一九九一年)
- (8) 中野等『太閤檢地—秀吉が目指した國のかたち』(中公新書 二〇一九年)
- (9) 拙稿「室町殿と天皇」(『日本史研究』三二九号一九八九年)
- (10) 国家祈禱関係の関連文書については、註(1)報告書所載の拙稿を参照されたい。
- (11) 註(1)報告書所載の拙稿「近世東大寺の国家祈禱と院宣・縁旨」の表10「続史愚抄所載国家祈禱一覧」
- (12) 『新撰座主伝』(『続々群書類従』第一史伝部所収)。表1の「典拠」欄の数字は、群書類従本のページ。
- (13) 『東寺伝來文献資料詳細目録統合データベース』(観智院金剛藏聖教文書データベース作成委員会 代表富田正弘 二〇〇九年)
- (14) 東京大学史料編纂所データベース ships 「近世編年データベース」。表1の「典拠」欄の典拠名は、このデータベースが典拠としている史料名。
- (15) 『葉室頼業記』寛文十三年五月十六日
- (16) 註(1)報告書所載の拙稿「近世東大寺の国家祈禱と院宣・縁旨」
- (17) 例え、後桜町上皇六十御賀御祈を命じた図像60(寛政十一年十一月十六日光格天皇縁旨(日野西延光奉書))と図像61(寛政十一年十一月十六日光格西延光四折紙)追而書を東大寺に施行した、第一八函九括一九号〔2〕の東大寺伝奏中山家々司大口但馬守折紙には、「口狀/御祈縁旨一通/四折紙 通/右 今日、日野西弁殿/御奉行、当家江到/來候間、早々御達/申候、宜頼存候、以上」とある。図像60を縁旨、図像61を「四折紙」と呼んでいるのである。
- (18) この図像16と図像17の場合は、本文の事書は同文であるから、例としてはふさわしくない。しかし、日付・差出・充名がないという点で、再確認しているものかと思われる。註(17)に引いた図像60は後桜町上皇六十御賀御祈を命じた宿紙の縁旨であり、これ当然本紙分である。これに対し、図像61の白紙の包紙をもつ四折紙は、御祈始の刻限と巻数献上の日にちと充所とを記した追而書になつてている。
- (19) 拙稿「口宣・口宣案の成立と変遷—院政＝親政と天皇＝太政官政との接点」(『古文書研究』一四・一五号 一九七九・一九八〇年)、拙稿「公家様文書」(『概説古文書学』古代中世編一九八三)、早川庄八『宣言試論』(岩波書店一九九〇)
- (20) 東大寺別当未補任の期間は、前稿表2近世東大寺補任一覧に整理しておいた。
- (富山大学名誉教授)

积文

1 中御門天皇綸旨(清閑寺秀定奉書)案

(享保一三年、一七二八年五月二二日)

(第九函一括五四号)

〔封紙上書〕
謹上 慈尊院少僧都御房 右少弁秀定」

来月十一日、可被行

〔照〕立太子節会、無風雨難、

可被遂無為之節、御祈

事、從來廿七日、一七箇日間、

可抽精誠之由、可令下知

東大寺給、以此旨、可令洩申

別當宮給、仍執達如件、

五月廿二日 右少弁秀定
(清閑寺)

謹上 慈尊院少僧都御房

院宣所候也、仍執達如件、

六月廿一日 権大納言公福

修南院僧正御房

同心勵力者、可為神妙之由、
天氣所候也、悉之、以狀、

享保十八年二月廿二日 右大弁判

東寺諸門徒中

3 中御門天皇綸旨(万里小路植房奉書)案

(享保一八年、一七三三)二月二二日

(第一八函一括一五号)

〔封紙上書〕
謹上 長者前大僧正御房 右大弁植房

来年三月、弘法大師九百年

忌、於東寺、准御斎会、可被

修行法会、予相触都鄙門徒

之諸寺、可令致隨分之懇志、

存無式之報恩之旨、

天氣所候也、仍執啓如件、

享保十八年二月廿二日 右大弁植房判

謹上 長者前大僧正御房

5 中御門天皇綸旨(万里小路植房奉書)追而書案
(享保一八年、一七三三)二月二二日
(第一八函一括一七号)

追啓

若於有疎略輩、可及

放門徒之由、候也、

(おそらく、第三号の中御門天皇綸旨の礼紙であろう、
綸旨写と同筆)

6 桜町天皇綸旨(万里小路說道奉書)案
(延享四年、一七四七年三月五日)

(第九函一括五三号)

〔封紙捻封上書〕
謹上 慈尊院大僧都御房 左少弁說道

來十六日、可被行

(退仁親王)
立太子節会、無風雨難、可被

遂、無為之御祈事、從來十日

一七ヶ日間、可抽精誠之旨、可令下知

東大寺給、以此旨、可令洩申
(勸修寺寛主)
別當宮給、仍執達如件、

慨感不少之条、

2 灵元法皇院宣(三条西公福奉書)案

(享保一四年、一七二九年六月二二日)

(第八九函一八号)

興福寺伽藍、往年燒失之後、歷居諸
若干、茲歲至再建之企、南円堂灰壇、

不計夜前有光明者、令人檢点之處、
仮舍利出現、得之、及數粒、最不毀

損、既安置勸学院之由、達

聖聽之處、靈驗不易之眇、

慨感不少之条、

4 中御門天皇綸旨(万里小路植房奉書)案

(享保一八年、一七三三)二月二二日

(第一八函一括一六号)

來年三月、弘法大師九百年

忌、於東寺、准御斎会、可被

修行法会、報恩謝德事、予

被仰下都鄙門徒畢、別而令
別當宮給、仍執達如件、

- 御祈、從来廿九日一七箇日、一寺一等
可抽精誠之旨、可令下知東大寺
給者、(近衛内前) 摂政殿御消息之所候、
以此旨、宜令洩申別當宮給、
仍上啓如件、
- 七月五日 権右中弁光祖(鳥丸)
謹々上 慈尊院僧正御房
- 「謹上 慈尊院少僧都御房 左中弁光祖」
來月下旬可有 御即位(後桃園天皇)
- 之日時、無風雨難、可被遂行、
無為之節御祈、從来廿四日
到來月一日一七箇日、一寺一等
可抽精誠、可令下知
東大寺給者、摂政殿御消息之所候、以此旨、宜令洩申別當宮
之所候、以此旨、宜令洩申別當宮(勸修寺寛室)
- 四月十六日 左中弁光祖
給、仍執啓如件、
- 三月十五日 左中弁光祖(鳥丸)
謹上 慈尊院少僧都御房
〔折紙追而書〕
〔卷數、結願翌日來二十日〕
- 禁中
獻上之事、
御祈始刻限、已刻
候事、」
- 御祈事、
〔後桜町上皇〕
仙洞御在位之節、一七ヶ日
御祈被、仰出候節之通、
可有勤修候事、
- 卷數獻上之事、所存
次第獻上候者、
〔後桜町上皇〕
大女院江可有獻上候事、
每月御祈畢候儀、
可承候事、
- 十二月廿六日 (阿野実紐)
東大寺学侶中
- 13 摂政近衛内前御教書(鳥丸光祖奉書)案
(明和七年、一七七〇)閏六月二四日
(第九函一括四六号)
- 〔封紙上書〕
〔謹上〕淨土院少僧都御房 右中弁光祖
〔勸修寺寛室〕
從來廿八日七箇日之間、
天下安全・宝祚長久・
東宮延命等之事、殊
可令奉仕、令下知東大寺
給者、(近衛内前) 摂政殿御消息之
所候、以此旨、宜令洩申別當宮
給、仍執啓如件、
- 後六月廿四日 左中弁光祖(鳥丸)
謹上 淨土院少僧都御房
〔封紙上書〕
〔謹上〕慈尊院少僧都御房 左中弁光祖(鳥丸)
來月九日可有立后(一条富子)
之日時、無風雨難、可被
遂行、無為之節御祈
- 14 摂政近衛内前御教書(鳥丸光祖奉書)案
(明和八年、一七七一)三月一五日
(第九函一括三八号)
- 〔封紙上書〕
謹々上 慈尊院僧正御房

- 16 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)
(明和八年、一七七一)二月二六日
(第一八函九括一〇号)
- 〔封紙斜包糊封墨引上書〕
〔東大寺学侶中〕
〔阿野宰相中将〕
- 謹上 慈尊院少僧都御房
〔後桜町上皇〕
自來年正月、毎月
- 御祈事、
仙洞御在位之節、一七ヶ日
御祈被、仰出候節之通、
可有勤修候事、
- 卷數獻上之事、所存
次第獻上候者、
〔後桜町上皇〕
大女院江可有獻上候事、
每月御祈畢候儀、
可承候事、
- 十二月廿六日 (阿野実紐)
東大寺学侶中

17 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)

(明和八年、一七七一)一二月二十六日
(第一八函九括一八号)

「謹上 净土院大僧都御房 右少弁篤長」

(包紙上書無し)
自來年正月、毎月

御祈事、

(後桜町上皇)
仙洞御在位之節、一七ヶ日

御祈被仰出候節之通、

可有勤修候事、

卷數獻上之事、所存

次第、獻上候者、

大女院江可有獻上候事、

承候事、

毎月御祈畢候義、可

就毎月御祈祷、

卷數獻上之事、所

存次第、獻上候、亦

仙洞奏者所江可有

後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)

(明和八年、一七七一)一二月二十六日力
(第八五函一六括五号)

龍松院

20 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)

(安永二年、一七七三)三月一八日
(第一八函九括九号)

(封紙斜包糊封墨引上書)

〔東大寺学侶中 阿野宰相中將〕

依來四月日光幣使參向、

來月一日御祈申沙汰、

(後親坊城弁)八令与奪候間、

來月御祈相濟候儀、

彼弁江可被届候也、

三月十八日 (花押)

22 後桃園天皇綸旨(坊城俊親奉書)案

(安永七年、一七七八)七月一五日
(第九一函一括五六号)

(端裏書)

〔綸旨写本紙在惣寺記録箱〕

天氣所候也、悉之、以狀、

七月十五日 (坊城俊親)
右少弁 (花押)

東大寺学侶中

(押紙識語)
〔安永七年七月十五日 宣旨 天下泰平・海内安全
御祈 職事小川坊城右少弁〕

〔封紙上書〕
〔東大寺学侶中 右少弁(花押)〕

日來雨澤雖不涉旬、屢有洪水聞、

是尤示變異乎、依之、從來廿二日一七箇日、

抽丹誠、可奉祈天下泰平・寶祚長久、

此後弥海內無為・

21 後桃園天皇綸旨(坊城俊親奉書)(宿紙)

(安永七年、一七七八)七月一五日
(第九一函一括一号)

「謹上 净土院大僧都御房 右少弁篤長」

19 摂政近衛内前御教書(甘露寺篤長奉書)案
(明和九年、一七七二)七月四日
(第九一函一括五九号)

(封紙上書)

東大寺学侶中
追而、龍松院、右同事、
可被申達候也、

抽丹誠、可奉祈天下泰平・寶祚長久、
此後弥海內無為・

上皇女院新女院女御等安全之事、可

凝懇念之旨、

天氣所候也、悉之、以状、

七月十五日 右少弁(坊城俊親) (花押影)

東大寺学侶中

23 後桃園天皇綸旨(坊城俊親四折紙)
(安永七年、一七七八)七月二二日

(第一八函九括二〇号)

(包紙上書無し)
(折紙追而書)

「御祈始、遠路之所、

可為到着次第事、

卷数、滿座翌日、獻

上之事、」

霖雨涉数旬、未全属

晴、有洪水、屢為害之

聞、偏兆鹿之所憂也、

早抽丹誠、從明日廿三日

一七箇日之間、宜奉祈

天下泰平、四海静謐、

五穀豐饒、萬民安

樂之事、

24 後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)案

(安永八年、一七七九)八月三日
(第九一函一括四八号)

東大寺学侶中
十月十八日 右少弁(万里小路文彦) (花押)

(包紙識語)
(安永八年八月三日)

〔御教書之写也、
〔東大寺学侶中 右少弁(坊城俊親) (花押影)〕
〔包紙上書〕

〔東大寺学侶中 右少弁(坊城俊親) (花押影)〕
〔押紙識語〕

〔安永九年九月廿一日 勅願之子細御祈御消息
(第九一函一括三号)〕

従来廿三日一七箇日、一寺一同、
抽精誠、可奉祈天下泰平、

玉躰安穩、宝祚長久、

殊可凝懇念之旨、

天氣所候也、悉之、以状、

八月三日 右少弁(坊城俊親) (花押影)

東大寺学侶中

25 後桃園天皇綸旨(万里小路文彦奉書)(宿紙)
(安永八年、一七七九)一〇月一八日

(第九一函一括二号)

(押紙識語)
〔安永八年十月十八日〕

〔封紙上書〕 万里小路右少弁

〔東大寺学侶中 右少弁(花押)〕

従去七月、聖躰御不予以

處、於于今者、御葉頗重、

平癒御座之事、偏在於

三宝之明驗乎、仍從明日十九日、

一寺一同一七箇日、殊抽精誠、可凝

祈念之懇情之由、

天氣所候也、悉之、以状、

之由、自來廿三日一七箇日、一寺一同

抽精誠、可申祈請、摶政殿

御氣色所候也、悉之、以状、

26 摶政九条尚実御教書(裏松謙光奉書)(宿紙)
(安永九年、一七八〇)九月二二日
(第九一函一括三号)

〔封紙上書〕 〔左中弁(坊城俊親) (花押)〕

〔封紙識語〕 〔安永九年九月廿一日 勅願之子細御祈御消息
(第九一函一括三号)〕

従来廿三日一七箇日、一寺一同、
職事」

〔封紙上書〕 〔左中弁(坊城俊親) (花押)〕

〔封紙識語〕 〔左中弁(坊城俊親) (花押)〕

従来廿三日一七箇日、一寺一同、
依有 勅願之子細、御祈之事、

殊抽丹誠、可凝懇念之旨、

摶政殿御氣色

所候也、悉之、

以状、

九月廿一日 左中弁(裏松謙光) (花押)

〔封紙上書〕 東大寺学侶中

〔封紙上書〕 〔左中弁(裏松謙光) (花押)〕

東大寺学侶中

27 摶政九条尚実御教書(万里小路文彦奉書)(宿紙)
(安永九年、一七八〇)一一月一九日

(第九一函一括四号)

〔封紙上書〕 〔右少弁(万里小路文彦) (花押)〕

〔東大寺学侶中 右少弁(万里小路文彦) (花押)〕

來月四日、可有御即位、無

風雨難、可被遂行、無為之節

之由、自來廿三日一七箇日、一寺一同

抽精誠、可申祈請、摶政殿

御氣色所候也、悉之、以状、

所候也、悉之、以状、

二月廿六日

右少弁
(清閑寺頤定)
(花押)

東大寺学侶中

33 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)

(天明三年、一七八三)三月二七日

(第一八函九括八号)

(包紙識語
上書無し)

〔天明三年三月廿七日、臨時御祈、申此院、
請書、例之通、議□家(同断遣之)」

龍松院

御祈之事、被

仰出候、卷数、一山同事、

可有献上候事、

院御氣色所候也、悉之、以状、

十二月十六日

參議(花押)

東大寺学侶中

35 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)追而書

(天明四年、一七八四)一二月一六日

(第一八函九括二一号)

(包紙上書無し)

〔自明後日十八日、可有

勤行事、

廿四日・廿五日・廿六日、拝日次、

結願之事、

一
卷数

大女院江廿八日可

有献上事、

(天明七年、一七八七)五月一六日

(第九一函一括九号)

(封紙上書)
〔東大寺学侶中 権右中弁(花押)〕

(天明七年五月十一日 宣旨)

御祈奉行広橋権右中弁

(封紙上書)
〔東大寺学侶中 権右中弁(花押)〕

依去月以来霖雨屢降、

天下泰平・宝祚長久・

万民豐饒之御祈、從來

二十日一七箇日、一寺一等、可

抽懇誠之旨、

天氣所候也、悉之、以状、

五月十六日 権右中弁
(花押)

東大寺学侶中

38 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)(宿紙)

(天明七年、一七八七)八月五日

(第九一函一括一〇号)

(押紙識語)

〔天明七年八月五日 宣旨 天下泰平 御祈

(封紙上書)

〔東大寺学侶中 権右中弁(花押)〕

職事 広橋権右中弁

〔封紙上書〕

〔東大寺学侶中 権右中弁(花押)〕

抽精誠、可奉祈天下泰平・

從来十六日一七箇日、一寺一同、

殊可凝懇念之旨、

天氣之所候、悉之、以状、

八月五日 権右中弁
(花押)

一寺一同、凝精誠、可抽懇祈
之旨、

37

光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)(宿紙)

八月五日

權右中弁
(花押)

〔請雨御祈、〔包紙上書無し 識語〕〕 (第一八函九括六六号)

寛政元年六月三日御祈、被仰定候

折紙 柳原頭均光弁殿」

累日炎旱、黎庶之

患、最甚、因是、從明日三日

一七箇日、甘雨之御祈、

抽丹誠、可勤仕之旨、

被 仰下候事、

難、可被遂無為之節、兼又
上皇女院移徙、同可為平安

之旨、自來十一日一七箇日、抽精誠、

可申祈請者、

天氣如此、悉之、以狀、

十一月五日 左少弁柳原均光〔花押〕

東大寺学侶中

〔小切紙追而書〕 卷數獻上、來二十日、尤

御所々々獻上之事、」

来廿一日、卷數獻上、
禁中准后等可有

獻上候事、

卷數獻上、

光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書 (寛政二年、一七九〇)一月

(第一八函九括五九号)

当月廿一日、卷數

献上之事、

御祈始刻限、已

剋之事、

47 光格天皇綸旨(勸修寺良顯小切紙)追而書

(寛政元年、一七八九)六月二日

(第一八函九括六五号)

卷數

来十日、獻上之事、

49 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書

(寛政二年、一七九〇)一一月五日

(第一八函九括五八号)

遷幸新 内裏日、無

風雨難、可被遂無為

之節、兼又

上皇女院移徙、同可為

平安之旨、自來十一日一七箇

日、抽精誠、可申祈請之由、

被 仰下候事、

追申、可為 遷幸來廿一日、

〔封紙上書〕 職事 柳原左少弁

〔花押〕

上皇御移徙來廿六日、女院御移徙來月四日

可被存此旨候也、

」

51 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書

(寛政三年、一七九一)四月二〇日

(第九一函一括三〇号)

〔封紙捻封上書〕 東大寺学侶中

左少弁柳原均光〔花押〕

天下泰平・四海靜謐・

玉軀安全・ 宝祚長久・

風雨順時・五穀豐饒・

万民娛樂之旨、自來

廿二日一七箇日、抽精誠、可祈請者、

天氣如此、悉之、以狀、

四月二十日 左少弁柳原均光〔花押〕

東大寺学侶中

遷幸新 内裏日、無風雨

50 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書

(寛政二年、一七九〇)一一月

(第八函九括五七号)

光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)

(寛政三年、一七九一)四月二〇日

(第一八函九括六〇号)

從來廿二日一七箇日、一寺

一同、抽精誠、可奉祈

天下泰平・四海靜謐・
玉祐安全・宝祚長久・風雨順時・五穀豐饒・
萬民娛樂之旨、被仰下候事、
卷數獻上
來月一日之事、

54 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)(宿紙)

(寛政六年、一七九四)二月七日
(第九一函一括一三号)

(押紙識語)

〔寛政六年二月八日
准三宮御入内御祈 奉行烏丸右少弁殿〕〔封紙上書〕
〔東大寺学侶中 右少弁(花押)〕

准三宮、來月一日令入 内給、同

六日令退出千本宮 給洞裏 同七日

立后、同十日入 内等之日時、無

風雨難、可被遂行無為之節

之由、自当月十四日一七箇日、一寺一同、

抽精誠、可令申祈請者、依

天氣、悉之、以狀、

二月七日 右少弁(鳥丸資董)

東大寺学侶中

55 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)(宿紙)

(寛政八年、一七九六)五月一〇日
(第九一函一括三一號)(封紙捻封上書)
〔東大寺学侶中 左少弁(花押)〕從來十四日一七箇日、一寺一同、抽精誠、
宜奉祈天下泰平・

玉祐安穩・宝祚長久・五穀豐饒・萬民

安樂・御願円満、殊可凝懇念

之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

56 光格天皇綸旨(烏丸資董四折紙)

(寛政八年、一七九六)五月一〇日
(第一八函九括二三号)〔封紙上書〕
〔東大寺学侶中 左少弁(花押)〕

准三宮、來月一日令入 内給、同

六日令退出千本宮 給洞裏 同七日

立后、同十日入 内等之日時、無

風雨難、可被遂行無為之節

之由、自当月十四日一七箇日、一寺一同、

抽精誠、可令申祈請者、依

天氣、悉之、以狀、

二月七日 右少弁(鳥丸資董)

東大寺学侶中

58 光格天皇綸旨(烏丸資董四折紙)

(寛政九年、一七九七)後七月一〇日
(第一八函九括一四号)(封紙斜糊封墨引 上書)
〔東大寺学侶中 (花押)〕

從來十四日一七箇日、一寺一同、抽精誠、宜奉祈

天下泰平・

玉祐安穩・宝祚長久・

五穀豐饒・萬民安樂・

御願円満、殊可凝懇

之旨、

58 光格天皇綸旨(烏丸資董四折紙)

(寛政九年、一七九七)後七月一〇日
(第一八函九括一四号)(封紙斜糊封墨引 上書)
〔東大寺学侶中 (花押)〕

累月炎旱黎庶之患、

最甚、因茲、從明日十一日

一七箇日、殊抽精誠、宜

奉祈 天下泰平・

四海安穩・甘雨遍滿・

五穀豐饒・宝祚長久・

万民安樂之旨、被

仰下候事、

二月七日 後七月十日 (花押)

東大寺学侶中

追申

57 後桜町上皇院宣(正親町公明奉書)

(寛政九年、一七九七)二月一三日

卷數獻上、御祈滿座翌日

(第九一函一括一八号)

(封紙上書)

〔東大寺学侶中 正三位(花押)〕

天下泰平・宝祚長久・

玉祐安穩・聖壽無窮、殊因有

觀願之趣、延齡安全之御祈、限一七箇日、

一寺一同、凝丹誠、可抽懇祷者、

院 宣如此、悉之、以狀、

二月十三日 正三位(花押)

東大寺学侶中

65 光格天皇綸旨(万里小路建房奉書)案

(文化六年、一八〇九)一月二十五日

(第九函一括四二号)

後二月廿六日 左少弁經則
(勸修寺)

謹上 大納言僧都御房

(包紙上書)

(後様町) 大納言僧都御房

右中弁建房

來月十四日 可被奉賀

上皇七十宝算、□延齡長久

之御祈、自來廿八日一七日箇日之

間、一時一統、可凝懇念之旨、

可令下知東大寺給、

天氣所候也、以此旨、可令

申入給、仍執啓如件、

十一月廿五日 右中弁建房(万里小路)

謹上 大納言僧都御房

66 光格天皇綸旨(勸修寺經則奉書)案

(文化八年、一八一〇)後二月二十六日

(第九函一括三六号)

踐祚之始
先帝已登霞、

上皇訓導之息殊深、

今遭此大行、雖以居

喪之禮之厚、可被

奉謝四等之親、無的

當之先蹤、然猶

觀念不安、因茲五旬之

間、可有

御心喪、被

仰出候事、

中宮二十ヶ日 御心喪

東宮五ヶ日

「右、從御葬送日之御

日取候旨、大藏卿被

申渡候事、」

東宮御元服、無風雨難

可被遂行、無為之節之

由、從來月四日一七箇日、一寺

一統、抽精誠、可凝懇惻

之旨、可令下知東大寺給、

天氣候也、以此旨、可令

申入給、仍執啓如件、

「泉涌寺衆徒中

右大弁顕孝
(葉室)

來戊年三月八日、當山開山

大興正法大円覺心照國師

六百年忌之由、既達

叡聞訖、偏触都鄙律宗僧徒

等、提緇林覺藁、宜專弘法巨

益耀真如實相法筵者、

輪命如此、悉之、以狀、

等耀真如實相法筵者、

輪命如此、悉之、以狀、

益耀真如實相法筵者、

輪命如此、悉之、以狀、

益耀真如實相法筵者、

輪命如此、悉之、以狀、

益耀真如實相法筵者、

文政七年十一月廿九日 右大弁

泉涌寺衆徒中

69 仁孝天皇綸旨(庭田重基奉書)案

(天保二年、一八三二)一〇月一九日

(第一八函五括六号)

(包紙上書)
東寺諸門徒中

左中將判

來午年弘法大師千年忌、

於東寺、准御斎会 可被

修行法会、報恩謝德事、予

被仰下都鄙門徒等畢、因

茲、宜衆徒効力者、可為

神妙之由、

天氣所候也、悉之、以狀、

天保二年十月十九日 左中將判

東寺諸門徒中

(第九函一括一六号)

68 仁孝天皇綸旨(葉室顯孝奉書)案

(文政七年、一八二四)一月二九日

(第九函一括一六号)

(天保二年、一八三一)一〇月一九日

(第九一函一括一七号)

凝懇祷之事、

御祈始刻限

〔封紙上書〕
〔謹上〕大納言僧都御房 左中将重基」

來午年弘法大師千年忌、於

東寺、准御斎会、可被修行

法会、予相触門徒中・都鄙

諸寺、宜一心併力、抽無式

懇志、自然於有疎略之輩

者、可及放門之沙汰者、

天氣如此、以此旨、可令申入

長者前大僧正御房給、仍執達如件、

天保二年十月十九日 左中將重基

謹上 大納言僧都御房

71 仁孝天皇編旨(甘露寺愛長四折紙)
(天保二年、一八四〇)二月二六日

〔包紙上書無し 識語〕

〔天保十一庚子年三月、被仰出
(第一八函九括三一号)〕

立太子、御当日、四月十四日、

御祈奉行甘露寺」

來月十四日、可有

立太子、無風雨難

可被遂行無為

之節之由、從來

月六日一七箇日、一寺

一同、抽精誠、可

自来廿八日一七箇日、

一寺一同、可凝丹誠

之事、

御祈始刻限、巳刻

之事、

滿座翌日、

仙洞江卷數獻上

72 仁孝天皇編旨(甘露寺愛長四折紙)
(天保二年、一八四〇)三月

(第一八函九括三一号)

〔包紙上書無し 識語〕
〔天保十一庚子年、立太子御祈、三月被仰下、

御当日、四月十四日、」

立太子御祈、滿

座翌日、禁中親王

等江卷數獻上之事、

江卷數獻上之事、

江卷數獻上之事、

73 仁孝天皇編旨(坊城俊克四折紙)
(天保二年、一八四〇)七月

(第一八函九括三四号)

〔包紙上書無し 識語〕
〔仙洞御祈〕

御不例御祈

天保十一年七月廿八日開白、

八月五日結願」

立太子、御当日、四月十四日、

御祈奉行甘露寺」

來月十四日、可有

立太子、無風雨難

可被遂行無為

之節之由、從來

月六日一七箇日、一寺

一同、抽精誠、可

74 仁孝天皇編旨(烏丸光政四折紙)
(天保二年、一八四〇)三月

(第一〇二函一二括一号)

來廿七日

東宮御元服、無

風雨難、可被遂

行、無為之節之

旨、御祈事、自

來十四日一七箇日、殊

可抽精誠之事、

來廿二日、卷數

禁中 東宮等江

獻上之事、

上皇御不例、雖良

劑呈其驗、比來尚

不減御藥之間、

宸襟不穩、依

仏陀靈驗、早令平

癒給、

寶算延久御祈、

來十四日可有

75 孝明天皇編旨(柳原光愛奉書)(宿紙)
(弘化四年、一八四七)三月一日

(第九一函一括一八号)

〔封紙上書〕
〔東大寺学侶中〕

御祈奉行柳原殿」

右少弁(花押)」

立太后、無風雨難、可
被遂行、無為之節

之由、從來四日一七箇

日、一寺一同、可抽精誠
之旨、

天氣如此、悉之、以狀、

三月一日 右少弁(柳原光愛
花押)

東大寺学侶中

76 孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)三月一日
(第二函一三括一號二)

〔包紙識語〕
「一 先例、以御教書、下知之処、今

度 御用繁ニ付、先以折紙、下知、

近々御教書可被下由、被示了、」

二 明三日中、御受可有之由、被示了、」

〔封紙斜糊封墨引〕
〔東大寺学侶中〕 (花押)」

來十四日、可有

立太后、無風雨難

可被遂行無為之

節之由、從來四日一

七箇日、一寺一同可抽精誠之旨、被

仰下候也、

三月一日 (花押)

東大寺学侶中

今分、満座、翌日卷數

禁中准后等江、獻上之

事、

御祈始剋限、辰剋之事、

追申、為遠路之間、着到次第

77 孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)八月一七日
(第七函七括一三号)

〔封紙斜糊封墨引 上書〕 (花押)」

東大寺学侶中 (花押)

御即位日時、可為

来月廿三日辰剋、被

仰出候、仍申達候、

也、

八月十七日 (花押)

東大寺学侶中

天氣、悉之、以狀、

十月十日 (花押)

東大寺学侶中

追申、為遠路之間、着到次第

大宮江、卷數、可有獻上候也、

満座翌日、

79 孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)一〇月一日
(第一八函九括一一号)

〔封紙斜糊封墨引 上書〕 (花押)」

東大寺学侶中 (花押)

皇太后宮御違例、不

被為勝、被止御祈候

旨、被

仰下候、仍申達候

也、

十月十一日 (花押)

東大寺学侶中

皇太后宮御違例、不

被為勝、被止御祈候

旨、被

仰下候、仍申達候

也、

十月十一日 (花押)

東大寺学侶中

皇太后宮御違例、不

被為勝、被止御祈候

旨、被

仰下候、仍申達候

也、

十月十一日 (花押)

東大寺学侶中

皇太后宮御違例、不

被為勝、被止御祈候

旨、被

80 孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永三年、一八五〇)四月五日
(第九一函一括一九号)

〔封紙捻封 上書〕 (花押)」

東大寺学侶中 右少弁 (花押)

拠于古法、今年曆面、有恐

申者、然近年異船見海上、

今春三月、又見東海、防禦

之備嚴重之由、因茲

宸襟不穩、愈萬民安樂・

宝祚長久御祈、自來八日

一七箇日、一寺一同、抽丹誠、可

勤行者、

天氣如此、悉之、以狀、

四月五日 右少弁(花押)

(玄橘亂保)

東大寺学侶中

81 孝明天皇編旨(葉室長順四折紙)

(嘉永三年、一八五〇)四月五日
(第一八函九括三六号)

(包紙上書無し 識語)
[嘉永三庚戌年四月八日辰刻開白、]

(包紙墨抹識語)
[嘉永三庚戌年四月從八日辰刻開白、]

同十四日結願、同廿四日卷數獻上之事、

異國船、相見東海、御祈方書付、「

〔封紙斜糊封墨引 上書〕
〔東大寺学侶中〕 (花押)」

拠于古法、今年曆

面、有恐申者、然近年

異船見海上、今春三

月、又見東海、防禦

之備嚴重之由、因茲

宸襟不穩、愈萬民

安樂・ 宝祚長久

御祈、自來八日一七箇

日、一寺一同、抽丹誠、

可勤行之旨、被

仰下候、仍如此候

也、

四月五日 (花押)

(玄橘亂保)

東大寺学侶中

追申、御祈始、辰刻候、卷

數獻上、來廿四日之事、

82 孝明天皇編旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永三年、一八五〇)九月二三日
(第九一函一括三二号)

(封紙念封 上書)
〔東大寺学侶中〕 権右中弁(花押)」

去七月廿一日風雨、況亦自去二日

夜至三日烈風、頗過近來洪水

及農業哉、

宸襟不安、依之、天下泰平・

寶祚長久・萬民安穩御祈、

限一七箇日、一寺一同、可抽丹誠

之旨、被

仰下候事、

九月十三日 右少弁(花押)

東大寺学侶中

83 孝明天皇編旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永六年、一八五三)六月一五日
(第九一函一括二〇号)

(封紙念封 上書)
〔東大寺学侶中〕 権右中弁(花押)」

此頃、夷船來相模國御浦郡

浦賀沖、其情実難知、雖防禦

之備嚴重、近來度々寄近海、

觀念甚不安、偏在仰 仏陀

四海靜謐・天下泰平・ 宝祚長久・

万民娛樂御祈、自今日一七箇日、一寺

一同、抽丹誠、可勤行之旨、被

仰下候事、

六月十五日 権右中弁(花押)

(葉室長順)

〔東大寺学侶中〕 権右中弁(花押)」

東大寺学侶中

同、抽丹誠、可勤行之旨、被

仰下候事、

84 孝明天皇編旨(葉室長順四折紙)

(嘉永六年、一八五三)六月一五日
(第一八函九括三九号)

(封紙斜糊封墨引 上書)
〔東大寺学侶中〕 (花押)」

此頃、夷船來相模

國御浦郡浦賀沖、

其情実難知、雖防

禦之備嚴重、

近來度々寄近海、

觀念甚不安、偏

在仰 仏陀

東大寺学侶中

帆、

之冥昧、速退攘夷

類、莫拘国躰、四

海静謐・天下泰平・

宝祚長久・万民娛

樂御祈、自今日一七

箇日、一寺一同、抽丹誠、

可勤行之旨、被

仰下候事、

六月十五日 (花押)

東大寺学侶中

追申、遠路到着次第、御祈始之事、
満座翌日、卷數獻上之事、聞食、御祈満
座無之、仏寺

弥四海静謐・萬

民安穩祈禱、可抽

進退平穩、雖無開
兵端之間、猶未退帆、

東大寺学侶中 (花押)

88 孝明天皇綸旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)二月九日 (第二函一三括二号)

宸襟不安、因茲異

類速降伏・國家安

全・

宝祚延長・武運

悠久・万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十日 (花押)

東大寺学侶中

追申、自然満座後者、更不及勤行候、
残有之者、可有勤行候事、卷數獻上之節、
否儀承度事、

宸襟不安、因茲異

此度異船渡來

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十一日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十二日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十三日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十四日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十五日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十六日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十七日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十八日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月二十九日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十一日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十二日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十三日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十四日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十五日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十六日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十七日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十八日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月三十九日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十一日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十二日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十三日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十四日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十五日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十六日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十七日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十八日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月四十九日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月五十日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

6月五十一日 (花押)

東大寺学侶中

追申、滿座翌日、卷數獻上候之事、

悠久・

万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日 (花押)

東大寺学侶中

(嘉永七年、一八五四)四月二一日

(第九一函一括二五号)

(封紙念封上書)

〔東大寺学侶中〕 権右中弁(花押)」

当月上旬火災、剩

内裏焼亡、偏依 仏陀

冥助、此後攘災異、弥天下

泰平・玉軀安穩・萬民

娛樂御祈、一七箇日、一寺一同、

抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以状、

四月廿一日 権右中弁(花押)

(葉室長順)

東大寺学侶中

91 孝明天皇編旨(葉室長順四折紙)

(嘉永七年、一八五四)六月一五日

(封紙斜糊封墨引上書)

〔東大寺学侶中〕 (花押)」

桂 皇居、無間、自

今晚、地動及度々、

宸襟尤不安、依

仏陀冥助、速攘変異

於未兆、弥天下泰平・

国家安穩・萬民豐饒

御祈、自今日一七箇日、

一寺一同、可抽丹誠之

旨、被

仰下候事、

六月十五日 (花押)

(葉室長順)

東大寺学侶中

醜類速退散、天下泰平・国家

静寧・萬民安穩御祈、一七箇日、

一寺一同、抽精誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以状、

九月廿三日 左少弁(花押)

東大寺学侶中

93 孝明天皇編旨(中御門経之四折紙)

(嘉永七年、一八五四)九月二三日

(封紙斜糊封墨引上書)

〔東大寺学侶中〕 (花押)」

頃日、異船飄著撰泉

之辺、事実未弁、進退

雖穩、去 皇都不遠、因

茲、四海無異変、醜類速

退散、天下泰平・国家

靜寧・萬民安穩御祈、

一七箇日之間、一寺一同、

可抽精誠之旨、被

仰下候事、

六月十五日 (花押)

(葉室長順)

東大寺学侶中

92 孝明天皇編旨(中御門経之奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)九月二三日

(封紙念封上書)

〔東大寺学侶中〕 左少弁(花押)」

頃日、異船飄著撰泉之辺、

事実未弁、進退雖穩、去

皇都不遠、因茲、四海無異変、

天氣所候也、悉之、以状、

東大寺学侶中

追申、到着次第、御祈始之事、
満座翌日、卷数献上之事、
御祈、抽丹誠之事、雖勿論、
於今度者、來近海事、實不
容易之間、猶以可凝懸祈

之事、

震不止、因之、不被
安

萬民安穩之御祈、一七箇日之間、一寺
一同、抽丹誠、可勤行者、

94 孝明天皇綸旨(中御門經之奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)一一月一六日
(第九一函一括五二号)

(封紙念封上書)
〔東大寺学侶中〕
左少弁(花押)」

当十一月四日五日等地震、於
近国四国東海道筋、有地

震津波等之聞、折々微震
不止、因之、不被安

宸襟之間、此後、弥無事、天下

泰平・萬民平穩之御祈、一七
箇日之間、一寺一同、抽丹誠、可
勤行者、

十一月十六日 (花押)
〔東大寺学侶中〕
追、遠路、到着次第、御祈始事、
満座翌日、卷數獻上之事、

十一月十六日 (花押)
〔東大寺学侶中〕
一同、可抽丹誠之旨、被
仰下候事、

宸襟之間、此後、弥無事、天下
泰平・萬民平穩之御祈、從
今日一七箇日之間、一寺
一同、可抽丹誠之旨、被
仰下候事、

(封紙斜糊封墨引上書)
〔東大寺学侶中〕
(花押)
(封紙押紙識語)
〔東大寺学侶中〕
(花押)

97 孝明天皇綸旨(中御門經之四折紙)

(安政二年、一八五五)一〇月一〇日
(第一八函九括四八号)

(封紙斜糊封墨引上書)
〔東大寺学侶中〕
(花押)
(封紙押紙識語)
〔東大寺学侶中〕
(花押)

中御門弁殿ヨリ、去ル二日、江府地
動二付、御祈被仰出畢、「

中御門弁殿ヨリ、去ル二日、江府地
動二付、御祈被仰出畢、「

去二日江府地震、於
城内者、雖可為無為、

府中舍屋破壊焼失、
依之

宸襟不安、速依仏陀
靈驗、莫拘国脉・四
海靜謐・武運長久・

萬民安穩之御祈、
一七箇日之間、一寺一同、
可抽丹誠之事、

126

天氣所候也、悉之、以状、

十一月十六日 左少弁(花押)

96 孝明天皇綸旨(中御門經之奉書)

(安政二年、一八五五)一〇月一〇日
(第一八函九括四三号)

(封筒識語)
〔安政二年十月〕

江府地動二付御祈、被仰出書類、
新内裏御遷幸二付御祈卷數獻上

(封紙念封上書)
〔東大寺学侶中〕
左少弁(花押)」

(封紙斜糊封墨引上書)
〔東大寺学侶中〕
(花押)」

(嘉永七年、一八五四)一一月一六日
(第一八函九括一六号)

95 孝明天皇綸旨(中御門經之四折紙)

(嘉永七年、一八五四)一一月一六日
(第一八函九括一六号)

(封紙斜糊封墨引上書)
〔東大寺学侶中〕
(花押)」

当十一月四日五日等地
震、於近国四国東

海道筋、有地震津
波等之聞、折々微

震失、依之

宸襟不安、速依仏陀靈驗、莫
拘国脉・四海靜謐・武運長久・

東大寺学侶中

十月十日 (花押)

追、到着次第、御祈始之事、

満座翌日、卷数献上之事、

98 孝明天皇編旨(中御門経之奉書)(宿紙)

(安政二年、一八五五)一〇月二八日
(第一八函九括四四号)

〔封紙念封 上書〕
〔東大寺学侶中〕
〔礼紙追而書〕
〔追申、遷幸、來月廿三日卯刻〕

遷幸新 内裏日、無風

雨難、可被遂無為之節

之旨、從來月五日午刻、一

七箇日、一寺一同、抽精誠、

可申祈請者、

天氣所候也、悉之、以狀、

十月廿八日 左少弁(花押)
〔中御門経之〕

東大寺学侶中

99 孝明天皇編旨(中御門経之四折紙)

(安政二年、一八五五)一〇月二八日
(第一八函九括四七号)

〔封紙斜糊封墨引 上書〕
〔東大寺学侶中〕
〔花押〕
〔御紙奉行中御門殿〕

安政二年十月晦日

遷幸新 内裏 三付

御祈之事、」

遷幸新 内裏日、

101 孝明天皇編旨(中御門経之奉書)(宿紙)

(安政五年、一八五八)九月三日
(第一八函九括三七号)

宝祚延長・武運長久・
早攘災、擊於万里底、
靜謐於四海、弥天下泰平・

無風雨難、可被遂
無為之節之旨、從

方今、蛮夷事情、不和之時節、

來月五日午刻、一七

箇日、一寺一同、抽精

誠、可申祈請、被

仰下候事、

十月廿八日
(花押)

東大寺学侶中

追申、遷幸、來月廿三日卯刻、
内々御治定之事、

満座翌日、卷数献上事、

100 孝明天皇編旨(中御門経之奉書)(宿紙)

(安政四年、一八五七)一一月二三日
(第一八函九括三八号)

〔封紙念封 上書〕
〔東大寺学侶中〕

右中弁(花押)
〔中御門経之〕

去月亞墨利加登城、雖平穩、

此後應接、弥無異變、天下

泰平・國家安静之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、同抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

十一月廿三日 右中弁(花押)
〔中御門経之〕

東大寺学侶中

102 孝明天皇編旨(中御門経之四折紙)

(安政五年、一八五八)九月三日
(第二函一五括七号)

〔封紙斜糊封墨引 上書〕
〔東大寺学侶中〕
(花押)

方今、蛮夷事情、

人心不和之時節、去月已來

彗星出現、加之、異病流

行、旁深被惱、

宸襟、依仏陀冥助、

早攘災、擊於万里底、

靜謐於四海、弥天下泰平・

〔封紙念封 上書〕
〔東大寺学侶中〕

右中弁(花押)

方今、蛮夷事情、不和之時節、

去月已來彗星出現、加之、異病

流行、旁被惱、

宸襟、依仏陀冥助、早攘災孽

於万里底、靜謐於四海、弥天下

泰平・宝祚延長・武運長久・

萬民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同、抽精誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

九月三日 右中弁(花押)

東大寺学侶中

萬民娛樂之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、

可抽精誠之事、

到着次第、御祈始之事、

満座翌日、卷數獻上之事、

右、被

仰下候事、

九月三日

(花押)

東大寺学侶中

103 孝明天皇編旨(清閑寺豊房奉書)(宿紙)

(安政六年、一八五九)七月一四日
(第二函一五括一號)

〔封紙念封 上書〕
〔東大寺学侶中〕

權右中弁(花押)」

頃日、彗星出現、加之、異病流行、彷彿於去歲、
且蛮夷之情寔、雖

似平穩、難量知、因之、
益不被安

宸襟、以神明仏陀冥
助、速退災厄、兆庶無

崇、弥
宝祚延長・武運悠久・
天下泰平之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、可抽
丹誠、被

仰下候事、
之間、一寺一同、抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、
七月十四日

〔清閑寺豊房
權右中弁(花押)〕

東大寺学侶中

105 孝明天皇編旨(清閑寺豊房奉書)(宿紙)

(安政六年、一八五九)七月一四日
(第二函一五括四號)

(包紙識語)

孝明天皇編旨(清閑寺豊房四折紙)

(安政七年、一八六〇)二月四日
(第九一函一括二三號)

(花押)

仰下候事、

二月四日

(花押)

東大寺学侶中

(封筒識語)
〔安政六年七月十五日
彗星出現并惡病流行二付御祈、被仰出書類、
年預永芸〕

(封筒識語)
〔安政七年二月五日
彗星出現并惡病流行二付御祈、被仰出書類、
年預永芸〕

〔今年異病不起ノ御祈、被仰出御教書
維時安政七年二月五日
〔封紙念封 上書〕
〔東大寺学侶中〕 権右中弁(花押)〕

106 孝明天皇編旨(清閑寺豊房四折紙)

(安政七年、一八六〇)二月四日
(第九一函一括二四號)

〔封紙念封 上書〕
〔東大寺学侶中〕

(花押)」

104

孝明天皇編旨(清閑寺豊房四折紙)

(安政六年、一八五九)七月一四日
(第二函一五括四號)

(花押)

東大寺学侶中

表1 近世東大寺受理の繪旨院宣撰政御教書表

総寺	東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類	内容	天皇	政務	攝政	上皇	女院	典規
[1]	慶長4年6月14日	1602 後陽成天皇繪旨	左少弁昌昌	八幡宮(御房)	災厄祈禱 炎旱祈雨	後陽成 後陽成 -						石清水文書
[2]	慶長18年7月11日	1613 後水尾天皇繪旨	(烏丸)右少弁光賢(奉)	田中律師(御房)	災厄祈禱 炎旱祈雨	後水尾 後陽成 -						石清水文書
[3]	慶長19年5月23日	1614 後水尾天皇繪旨	(竹屋)右少弁光長	進上 広橋大納言殿	災厄祈禱 晴雨御祈	後水尾 後陽成 -						石清水文書
[4]	元和2年2月11日	1616 後水尾天皇繪旨	(竹屋)左少弁光長	進上 広橋大納言殿	治病祈禱 家康病祈護	後水尾 後陽成 -						(陽光院妃) 石清水文書
[5]	寛永3年5月21日	1626 後水尾天皇繪旨	左少弁時長	進上 広橋大納言殿	災厄祈禱 炎旱祈雨	後水尾 後水尾 -						中和院(後水尾母) 石清水文書
[6]	寛永5年8月22日	1628 後水尾天皇繪旨	(広橋兼賢)	(七社)	御產祈禱 中宮御產祈禱	後水尾 後水尾 -						中和院 繼史愚抄44
[7]	寛永10年11月28日	1633 明正天皇繪旨案	左中弁共綱	謹上 大納言僧都御房(隋心院前 大僧正に申入)	法事認定 弘法大師八百年忌准御齋会	明正 後水尾 一条兼賀						龍翻寺文書
[7]	寛永10年11月28日	1633 明正天皇繪旨	左中弁(押押)	東寺諸門徒中	法事認定 来年弘法大師八百年忌三月於東寺 明正	後水尾 一条兼賀						東寺文書
[8]	寛永20年10月20日	1643 (後光明天皇繪旨)	(奉行藏人右少弁嗣長)	(七社七寺)	儀礼祈禱 後光明天皇即位無風雨祈禱	後光明 後水尾 二条康道						続史愚抄57
[9]	寛文2年5月11日	1662 (後西天皇繪旨)	右中弁桂昭房	(五社三寺)	災厄祈禱 二星合并五月十日地震御祈	後西 後西 二条光平 後水尾						宣願願記
[10] 0	寛文3年4月22日	1663 (靈元天皇繪旨)	(奉行藏人頭右大弁頼孝)	(七社七寺)	儀礼祈禱 犬元祈禱 灵元天皇即位無風雨祈禱	靈元 後水尾 二条光平	明正	後水尾	十二条光平	明正・後西	東福門院(明正母)	続史愚抄163
[11]	寛文3年12月7日	1663 犬元天皇繪旨	權右少弁経尚(奉)	謹上 大納言法印御房(七社四寺)	災厄祈禱 十二月六日戌下刻大地震御祈	靈元 後水尾 二条光平	明正・後西	東福門院	東福門院	東福門院	東福門院	堯惣法親王記
[12] 0	寛文13年5月16日	1673 (靈元天皇繪旨)	御祈奉行万里小路升	(七社七寺)	災厄祈禱 禁裏回禄祈禱	靈元 露元 -	正・後西	後水尾・明	東福門院	東福門院	東福門院	堯惣法親王記
[12]	寛文13年5月16日	1673 (靈元天皇繪旨)	右少弁淳房(奉)	謹上 大納言僧都(御房)	後水尾・明	後水尾・明	後水尾・明	東福門院	東福門院	東福門院	東福門院	重房宿禰日次
[13]	延宝5年3月12日	1677 (後水尾法皇院宣)	使梅小路中納言	日吉社延暦寺	治病祈禱 東福門院不子御祈	靈元 露元 -	正・後西	後水尾・明	東福門院	東福門院	東福門院	堯惣法親王記
[14]	延宝7年2月16日	1679 (靈元天皇繪旨)	權弁俊方	(七社七寺)	治病祈禱 犬元天皇子御祈	靈元 露元 -	正・後西	後水尾・明	東福門院	東福門院	東福門院	靈元天皇実錄
[14]	延宝7年2月18日	1679 (靈元天皇繪旨)	藏人右少弁坊城俊方	(七社七寺)	治病祈禱 犬元天皇庖瘡御祈	靈元 露元 -	後水尾・明	後水尾・明	東福門院	東福門院	東福門院	續史愚抄219
[15]	延宝8年8月6日	1680 犬元天皇繪旨	藏人左少弁俊方	謹上 大納言僧都(御房)	(七社 治病祈禱 後水尾法皇不例御祈	靈元 露元 -	後水尾・明	後水尾・明	東寺	東寺	東寺	堯惣法親王記
[16]	天和3年3月9日	1683 犬元天皇繪旨写	右大弁熙定	謹上 長者前大僧正御房	法事認定 来年三月弘法大師八百五十年忌於 東寺	靈元 露元 -	後水尾・明	後水尾・明	東寺	東寺	東寺	東寺文書
[16]	天和3年3月9日	1683 犬元天皇繪旨写	右大弁(花押)	東寺諸門徒中	法事認定 来年三月弘法大師八百五十年忌於 東寺	靈元 露元 -	後水尾・明	後水尾・明	東寺	東寺	東寺	東寺文書
[17]	貞享2年2月21日	1685 (靈元天皇繪旨)	(七社七寺)	治病祈禱 後西上皇御懺悔	靈元 露元 -	明正・後西	後西	後西	東寺	東寺	東寺	基量願記
[19]	貞享3年6月18日	1686 (靈元天皇繪旨)	藏人右少弁烏丸宣定	(七社五寺)	天變祈禱 天變月変色御祈	靈元 露元 -	明正	明正	東寺	東寺	東寺	續史愚抄253
[20]	貞享4年正月6日	1687 (靈元天皇繪旨)	藏人右少弁烏丸宣定	(七社七寺)	儀礼祈禱 東宮(東山)行啓參內無風雨難御祈	靈元 露元 -	明正	明正	東寺	東寺	東寺	續史愚抄257
[21]	貞享4年正月14日	1687 (靈元天皇繪旨)	藏人右少弁烏丸宣定	(七社七寺)	儀礼祈禱 東宮(東山)元服無為御祈	靈元 露元 -	明正	明正	東寺	東寺	東寺	續史愚抄257
[22] 0	貞享4年4月9日	1687 犬元天皇繪旨	右少弁(烏丸)宣定	謹上 大納言僧都(御房)	(七社 儀礼祈禱 東山天皇即位無為祈	靈元 露元 -	明正	明正	新上西門院	新上西門院	新上西門院	堯惣法親王記

總寺社 東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類 内容	天皇	政務	摂政	上皇	女院	典規
[23] 元禄 9年 9月 7日 1696 靈元上皇院宣		庭田中納言	(七社七寺)	治病祈禱 明正上皇不子祈禱	東山 東山	—	明正・靈元	新上西門院	基量御記	
[24] (3) 元禄16年12月 3日 1703 (東山天皇綸旨)			(七社七寺)	災厄祈禱 關東大地震御祈	東山 東山	—	靈元	新上西門院	賴言御記	
[24] 元禄16年12月 3日 1703 (東山天皇綸旨)			(七社七寺)	災厄祈禱 關東大地震御祈	東山 東山	—	靈元	新上西門院	續史愚抄337	
[25] (1) 宝永 5年 2月 8日 1708 (東山天皇綸旨)		奉行藏人左少弁治房	(七社七寺)	儀礼祈禱 立后行啓無為御祈	慶仁親王(中御門立坊・幸子女王 東山 東山	—	靈元	新上西門院	東山天皇実錄	
[25] 宝永 5年 2月 8日 1708 (東山天皇綸旨)		藏人左少弁清閑寺治房	(七社七寺)	儀礼祈禱 立后行啓無為御祈	慶仁親王(中御門立坊・幸子女王 東山 東山	—	靈元	新上西門院	續史愚抄375	
[26] 0 宝永 5年 3月 18日 1708 (東山天皇綸旨)		御祈奉行清閑寺舟	(七社七寺)	災厄祈禱 三月八日洛中火災御祈	東山 東山	—	靈元	新上西門院	賴光卿記	
[26] 宝永 5年 3月 18日 1708 (東山天皇綸旨)		藏人左少弁清閑寺治房	(七社七寺)	災厄祈禱 三月八日洛中火災御祈	東山 東山	—	靈元	新上西門院	續史愚抄360	
[27] 0 宝永 6年 6月 9日 1709 (東山天皇綸旨)		鳥丸舟	(七社七寺)	儀礼祈禱 東山天皇讓位無為御祈	東山 東山	—	靈元	新上西門院	續史愚抄369	
[27] (1) 宝永 6年 6月 9日 1709 (東山天皇綸旨)		藏人右少弁鳥丸光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 東山天皇讓位無為御祈	東山 東山	—	靈元	新上西門院	中御門天皇実錄	
[28] 0 宝永 6年 9月 25日 1709 摂政近衛家熙御教書		光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門天皇新内裏遷幸無為御祈	中御門 東山	近衛家熙	靈元	新上西門院	新上西門院	
[28] 宝永 6年 9月 25日 1709 摂政近衛家熙御教書		藏人右少弁鳥丸光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門天皇新内裏遷幸無為御祈	中御門 東山	近衛家熙	靈元	新上西門院	續史愚抄375	
[29] 宝永 6年 9月 30日 1709 中御門天皇女房奉書		(七社七寺)	治病祈禱 中御門天皇庖瘡祈禱	中御門 東山	近衛家熙	靈元	新上西門院	御湯殿上日記		
[29] (1) 宝永 6年10月 1日 1709 (中御門天皇綸旨)		七社七寺	治病祈禱 中御門天皇庖瘡祈禱	中御門 東山	近衛家熙	靈元	新上西門院	續史愚抄376		
[30] 宝永 6年11月 4日 1709 (中御門天皇綸旨)		(七社七寺)	儀礼祈禱 新院靈元上皇御懺御祈	中御門 東山	近衛家熙	靈元	新上西門院	中御門天皇実錄		
[31] 0 宝永 6年12月 8日 1709 摂政近衛家熙御教書		光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 新院靈元上皇御懺御祈	中御門 東山	近衛家熙	靈元	新上西門院	光榮公記	
[32] 宝永 7年 9月 24日 1710 (中御門天皇綸旨)		藏人右少弁鳥丸光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門天皇即位無為祈	中御門 靈元	近衛家熙		新上西門院(東山中宮)、承秋門院(東山中宮)、禁裏番衆所日記	新上西門院、禁裏番衆所日記	
[32] (1) 宝永 7年 9月 24日 1710 (中御門天皇綸旨)		御祈奉行光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門天皇即位無為祈	中御門 靈元	近衛家熙		新上西門院(東山中宮)、承秋門院(東山中宮)、禁裏番衆所日記	新上西門院、中御門天皇実錄	
[33] 宝永 7年12月 21日 1710 (中御門天皇綸旨)		(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門天皇元服無為御祈	中御門 靈元	近衛家熙		新上西門院、中御門天皇実錄		新上西門院、中御門天皇実錄	
[33] 宝永 7年12月 21日 1710 (中御門天皇綸旨)		藏人右少弁鳥丸光榮	(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門天皇元服無為御祈	中御門 靈元	近衛家熙		新上西門院、中御門天皇実錄	新上西門院、中御門天皇実錄	
[34] 1 (享保13年) 5月 22 1728 (中御門天皇綸旨(清閑寺秀定奉書)案) 慈尊院少僧都御房		右少弁秀定	儀礼祈禱 昭仁親王(桜町)立坊無為御祈	中御門 靈元	近衛家熙		新上西門院、續史愚抄385	承秋門院	承秋門院	
[34] (1) 享保13年 6月 4日 1728 (中御門天皇綸旨)		(七社七寺)	儀礼祈禱 昭仁親王(桜町)立坊無為御祈	中御門 靈元	近衛家熙		新上西門院、續史愚抄385	承秋門院	承秋門院	
[35] 2 (享保14年)6月 21日 1729 公福奉書案		權大納言公福	修南院僧正御房	法事認定 興福寺南円堂仏舍利安置	中御門 中御門	—	敬法門院	敬法門院	敬法門院	
[36] 享保17年5月27日 1732 中御門天皇綸旨		右中弁 ^{<} 御門>	(七社七寺)	治病祈禱 靈元法皇御懺御祈	中御門 中御門	—	敬法門院	憲台記	憲台記	
[37] 享保17年 8月 19日 1732 中御門天皇綸旨		左中弁秀定	譲々上 正覚院前大僧正御房	仏事勤仕 前參勤	中御門 中御門	—	新撰姓主伝	新撰姓主伝	新撰姓主伝	
[38] 0 享保18年正月 22日 1733 中御門天皇綸旨		左少弁兼胤	(七社七寺)	儀礼祈禱 東宮(樫町天皇)元服無為御祈	中御門 中御門	—	八穂記		八穂記	
[39] 3 享保18年 2月 22日 1733 小路舎房奉書案		長者前大僧正	法事認定 弘法大師九百年忌	中御門 中御門	—	18. 01-15				
[39] 4 享保18年 2月 22日 1733 小路舎房奉書案		右大舟龍房	法事認定 弘法大師九百年忌	中御門 中御門	—	18. 01-16				

總寺社 東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類 内容	天皇 政務 摂政 上皇 女院	典規
[39] 5 (享保18年 2月22 日)	1733 中御門天皇綸旨(万里 小路籠房奉書)案	(右大弁籠房)	(東寺諸門徒中)	法事認定 弘法大師九百年忌	中御門 中御門 —	18. 01-17
[39]	享保18年 2月22日	1733 中御門天皇綸旨	右大弁(花押)	東寺諸門徒中	法事認定 来年三月弘法大師九百年忌於東寺 中御門 中御門	東寺文書
[40]	享保20年 3月11日	1735 中御明天皇綸旨	右中弁規長	(七社七寺)	儀礼祈禱 中御門讓位後受禪無為御祈	中御門 中御門 —
[41]	(1) 享保20年10月19日	1735 (奉)	(右少弁)	(七社七寺)	儀礼祈禱 桜町天皇即位無為御祈	桜町 中御門 —
[42]	元文 2年 4月29日	1737 桜町天皇綸旨	右中弁規長	謹々上 正覺院前大僧正御房	伝事勤仕 師參勤 旧院四七日般舟三昧院御経供養導 桜町 桜町 —	新撰歷主伝第 —384
[43]	元文 5年 7月25日	1740 桜町天皇綸旨	藏人左少弁豊尚	(七社)	御座祈禱 女御藤原舍子御座御祈	桜町 桜町 —
[44]	(2) 寛保 3年 3月10日	1743 桜町天皇綸旨	左衛門權佐俊逸<奉>	進上 師中納言殿(七社七寺)	災厄祈禱 去冬以來悪痘流行御祈	八槐記等
[45]	延享 3年10月 6日	1746 桜町天皇綸旨	左少弁<判>	松林院大僧都御房	法事認定 山門千日回峰滿行	新撰歷主伝 —386
[46]	6 (延享4年) 3月 5日	1747 路説道書案	左少弁説道	謹上慈尊院大僧都<御房>	儀礼祈禱 遵仁親王(桃園天皇)元服無為御祈 桜町 桜町 —	91. 01-53
[46]	延享 4年 3月 5日	1747 (桜町天皇綸旨)		(七社七寺)	儀礼祈禱 遵仁親王(桃園天皇)元服無為御祈 桜町 桜町 —	八槐記等
[47]	延享 4年 3月10日	1747 桜町天皇綸旨	左少弁説道<奉>	進上 師中納言殿(七社七寺)	儀礼祈禱 遵仁親王(桃園天皇)立功無為御祈 桜町 桜町 —	八槐記
[48]	7 (延享 4年4月16日	1747 路説道書案	万里小 萬里小路説道	慈尊院大僧都<御房>	儀礼祈禱 桜町天皇讓位無為御祈 桜町 桜町 —	5. 05-27
[49]	延享 4年 4月23日	1747 (桜町天皇綸旨)	説道	(七社七寺)	儀礼祈禱 桜町天皇讓位無為御祈 桜町 桜町 —	八槐記
[49]	延享 4年 4月23日	1747 (桜町天皇綸旨)	藏人左少弁万里小路説道	(七社七寺)	儀礼祈禱 桜町天皇讓位無為御祈 桜町 桜町 —	統史愚抄561
[50]	0 延享 4年 5月22日	1747 (撰政一条道香御教書)案	左少弁説道	(七社六寺)	儀礼祈禱 二条舎子立前會無為御祈 桜町 桜町 —	八槐記
[51]	8 (延享4年) 8月28日	1747 (万里小路説道書)案	左少弁説道	謹上慈尊院大僧都<御房>	儀礼祈禱 桃園天皇即位無為御祈 桃園 桃町 一条道香	91. 01-60
[51]	延享 4年 9月13日	1747 (撰政一条道香御教書)		(七社七寺)	儀礼祈禱 桃園天皇即位無為御祈 桃園 桃町 一条道香	八槐記
[51]	延享 4年 9月13日	1747 (撰政一条道香御教書)案	左少弁万里小路説道	(七社七寺)	儀礼祈禱 桃園天皇即位無為御祈 桃園 桃町 一条道香	統史愚抄567
[52]	9 (寛延 3年)6月12日	1750 (勘解由小路資望奉書)案	勘解由小路資望	淨土院僧正<御房>	泰平祈禱 諸臣萬民水火風雨無難御祈 桃園 桃園 一条道香	青綺門院(後 桜町母) 18. 09-69
[53]	寛延 3年 6月22日	1750 (撰政一条道香御教書)案	藏人權右少弁勘解由小路資望	(七社七寺)	性異祈禱 頃日鳥成鷦鷯御祈 桃園 桃園 一条道香	青綺門院 統史愚抄586
[54]	寛延 4年 5月 1日	1751 (撰政一条道香御教書)	藏人權右少弁資望	(七社七寺)	性異祈禱 賀茂社性異及地震祈禱 桃園 桃園 一条道香	青綺門院 統史愚抄580
[54]	寛延 4年 5月 1日	1751 (撰政一条道香御教書)	奉行藏人權右少弁資望	(七社七寺)	性異災厄 神祇門院・開 折禱 賀茂社性異及地震祈禱 桃園 桃園 一条道香	青綺門院 賀茂社性異及地震祈禱
[55]	宝曆12年 7月29日	1762 摂政近衛内前御教書	右中弁後臣	謹々上 正覺院前大僧正御房	仏事勤仕 経供養導參勤	新撰歷主伝 —388
[56]	0 宝曆13年10月14日	1763 (撰政近衛内前御教書)	藏人左少弁柳原光房	(七社七寺)	儀礼祈禱 後桜町天皇即位無為御祈 後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 明門院(桃園 八槐記 母)
[57]	10 明和 3年11月14日	1766 (伊光奉書)案	左中弁(玄橘)伊光	東寺定額僧綱中	法事認定 東寺西院諸伽藍修造 後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 明門院 87. 1-2

總寺社 東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類 内容	天皇 政務 摂政 上皇 女院	典規
[57] 明和 3年11月14日 1766 後桜町天皇諭旨	左中弁伊光	東寺定額僧綱中	法事認定 東寺西院諸伽藍修造	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 東寺文書 明門院	
[57] 明和 3年11月14日 1766 後桜町天皇諭旨	左中弁(花押)	東寺諸門徒中	法事認定 東寺西院諸伽藍修造	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 東寺文書 明門院	
[58] 11 (明和4年)正月13日 1767 (烏丸光祖奉書案)	權右中弁光祖	慈尊院僧正御房	儀礼祈禱 歌道御瀧頭無為遂行御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 91.01-35 明門院	
[58] 明和 4年正月13日 1767 摂政近衛内前御教書	權右中弁光祖	謹上 上乘院大僧都御房	儀礼祈禱 歌道御瀧頭無為遂行御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 新撰座主伝第 明門院	
[59] 明和 5年正月29日 1768 摂政近衛内前御教書	權右中弁光祖<奉>	進上 西園寺大納言殿(七社七寺)	儀礼祈禱 遷仁親王(後桃園天皇)立功無為御	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 柳原紀光日記 明門院	
[59] 明和 5年正月29日 1768 摂政近衛内前御教書	權右中弁光祖	謹上 大僧都御房	儀礼祈禱 遷仁親王(後桃園天皇)立功無為御	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 新撰座主伝第 明門院	
[60] 12 (明和5年)7月5日 1768 (烏丸光祖奉書案)	權右中弁光祖	慈尊院僧正<御房>	儀礼祈禱 東宮(後桃園天皇)元服無為御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 91.01-41 明門院	
[60] (明和5年)7月5日 1768 摂政近衛内前御教書	權右中弁光祖	謹上 上乘院大僧都御房	儀礼祈禱 東宮(後桃園天皇)元服無為御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 新撰座主伝第 明門院	
[60] 明和 5年 7月29日 1768 (摂政近衛内前御教書)	藏人權右中弁烏丸光祖	(七社七寺)	儀礼祈禱 東宮(後桃園天皇)元服無為御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 紙史愚抄677 明門院	
[61] 明和 5年 9月15日 1768 後桜町天皇諭旨	左中弁<判>(奉行)六橋頭	華嚴院權大僧都御房	法事認定 山門千日回峰滿行	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 新撰座主伝第 明門院	
[62] 明和 6年 6月 1日 1769 (摂政近衛内前御教書)	左中弁<判>(奉行)六橋頭	華嚴院權大僧都御房	儀礼祈禱 後桜町天皇諭旨受禪御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 領湯殿上日記 明門院	
[63] 13 (明和7年) 6月 1770 (烏丸光祖奉書案)	左中弁光祖	淨土院大僧都御房	怪異延命 天下安全・東宮延命御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 91.01-46 明門院	
[63] 明和 7年6月28日 1770 摂政近衛内前御教書	左中弁光祖<奉>	進上 権大納言殿(七社七寺)	怪異延命 東寺大師念珠緒切・蓮一茎双花怪	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 八槐記 明門院	
[64] 明和 7年11月18日 1770 摶政近衛内前御教書	藏人左中弁光祖	(七社七寺)	儀礼祈禱 後桜町天皇諭旨無為御祈	後桜町 後桜町 近衛内前	青綺門院・開 八槐記 明門院	
[65] 14 (明和8年) 3月15 日 1771 (烏丸光祖奉書案)	右中弁光祖	謹上慈尊院少僧都御房	儀礼祈禱 後桃園天皇即位無為御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 91.01-38 明門院	
[65] 明和 8年 3月24日 1771 摶政近衛内前御教書	右中弁光祖	進上 権大納言殿(七社七寺)	儀礼祈禱 後桃園天皇即位無為御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 八槐記 明門院	
[66] (明和8年) 4月16 日 1771 (烏丸光祖奉書案)	左中弁光祖	謹上慈尊院少僧都御房	儀礼祈禱 一条富士立后無為御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 91.01-39 明門院	
[66] 明和 8年 4月16日 1771 (摶政近衛内前御教書)	藏人左中弁光祖	儀礼祈禱 一条富士立后無為御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 八槐記 明門院		
[67] 16 (明和8年)12月26日 1771 実紺四折紙	阿野宰相中將／(花押)	東大寺学侶中	定例祈禱 仙洞(後桜町)来年正月毎月御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 明門院(後桃園 18.09-10母)	

總寺社	東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	元名(祈禱所)	内容分類	内容	天皇	政務	摂政	上皇	女院	典規
[67]	17 (明和8年12月26日) 1773	後桜町上皇院宣(阿野 美経四折紙)				定期祈禱 仙洞(後桜町)来年正月毎月御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-18 門院				
[67]	18 (明和8年12月26日) 1773	後桜町上皇院宣(阿野 美経四折紙)		龍松院		定期祈禱 仙洞(後桜町)来年正月毎月御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-18 門院				
[68]	19 (明和9年)7月 4日 1772	(甘露寺萬長奉書)案	右少弁篤長	淨土院大僧都御房	延命祈禱 仙洞(後桜町)延命御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-59 門院					
[68]	明和 9年 7月 4日 1772	攝政近衛内前御教書	藏人中弁篤長	(七社七寺)	延命祈禱 仙洞(後桜町)延命御祈	後桃園 後桃園 近衛内前 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-59 門院					
[69]	20 (安永 2年) 3月 18 1773	後桜町上皇院宣(阿野 美経四折紙)	阿野宰相中將／(花押)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 来四月日光幣使参向御祈	後桃園 後桃園 －	後桃園 後桃園 －	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-9 門院				
[70]	安永 2年 3月 24日 1773	(後桃園天皇綸旨)	藏人右少弁葉室頼熙	(七社七寺)	治病祈禱 後桃園天皇抱瘡祈禱	後桃園 後桃園 －	後桃町	青綺門院・開 明門院・恭礼 柳原紀光日記 門院				
[71]	安永 2年閏 3月 16 1773	(後桃園天皇綸旨)	奉行藏人右少弁頼熙	(七社七寺)	治病祈禱 盛化門院(後桃園女御)抱瘡御祈	後桃園 後桃園 －	後桃町	青綺門院・開 明門院・恭礼 柳原紀光日記 門院				
[72]	安永 3年 6月 26日 1774	後桃園天皇綸旨	藏人右少弁頼熙	(七社七寺)	災厄祈禱 去廿三日暴風水害御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 八槐記 門院				
[73]	21 (安永7年)7月 15日 1778	後桃園天皇綸旨(坊城 後親奉書)	右少弁(花押)	東大寺学侶中	災厄祈禱 洛中大雨洪水御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-1 門院				
[73]	22 (安永7年)7月 15日 1778	後桃園天皇綸旨(坊城 後親奉書)	右少弁	東大寺学侶中	災厄祈禱 洛中大雨洪水御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-56 門院				
[73]	(安永7年)7月 15日 1778	後桃園天皇綸旨	左(右)少弁後親	護上 上乘院惟僧正御房	災厄祈禱 洛中大雨洪水御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-56 門院				
[73]	23 (安永7年)7月 15日 1778	(後桃園天皇綸旨(坊城 後親奉書))			災厄祈禱 洛中大雨洪水御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-56 門院				
[73]	(1) 安永 7年 7月 22日 1778	後桃園天皇綸旨	右少弁後親<奉>	進上 広橋大納言殿(七社七寺)	災厄祈禱 洛中大雨洪水御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-56 門院				
[74]	24 (安永8年) 8月 3日 1779	後桃園天皇綸旨(万里 小路文房奉書)	右少弁(花押)	東大寺学侶中	治病祈禱 主上(後桃園)遼例御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-48 門院				
[74]	安永 8年 8月 3日 1779	後桃園天皇綸旨	右少弁文房<奉>	進上 正親町大納言殿(七社七寺) 治病祈禱 主上(後桃園)遼例御祈	後桃園 後桃園 －	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 公明卿記 門院					

總寺社 東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類 内容	天皇 政務 摂政 上皇	女院	典規
[75] 25 (安永8年) 10月 18 1779 後桃園天皇綸旨(万里 小路文房奉書)		東大寺学侶中	治病祈禱 後桃園天皇不子祈禱	後桃園 後桃園 —	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-2 門院	
[75] 安永 8年10月 19日 1779 (後桃園天皇綸旨)	藏人右少弁万里小路文房	(七社七寺)	治病祈禱 後桃園天皇不子祈禱	後桃園 後桃園 —	後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 新撰座主伝第 門院	
[76] 安永 8年12月 5日 1778 摂政九条尚実御教書	右中弁輶熙	謹々上 正觀院(前大)僧正御房上 仏事勤仕 後桃園御中陰般舟三昧院経供養	後桃園 後桃園 後御導師參勤 初七日御導師參勤	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 純史愚抄751 門院		
[77] 26 (安永9年) 9月 21日 1780 (裏松謙光奉書)	左中弁(花押)	東大寺学侶中	勅願祈禱 勅願御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-3 門院		
[78] 27 (安永9年) 11月 19日 1780 (万里小路文房奉書)	右少弁(花押)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 光格天皇即位無為御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-4 門院		
[78] 安永9年11月 23日 1780 (摂政九条尚実御教書)	奉行藏人右少弁文房	(七社七寺)	儀礼祈禱 光格天皇即位無為御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 脆原紀光日記 門院		
[79] 28 安永9年12月 13日 1780 (万里小路文房奉書)	右少弁(花押)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 光格天元服無為御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-5 門院		
[80] 29 安永10年2月 23日 1781 (摂政九条尚実御教書)	右少弁(花押)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 来月十五日立太后(近衛維子)無風	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-6 門院		
[80] 安永10年2月 23日 1781 (摂政九条尚実御教書)	右少弁文房	謹上 大納言僧都御房	儀礼祈禱 来月十五日立太后(近衛維子)無風	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 新撰座主伝第 門院		
[81] 天明2年8月 23日 1782 (摂政九条尚実御教書)	奉行職事左少弁和定	(七社七寺)	安全祈禱 玉体安全御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 公明卿記 門院		
[82] 30 天明2年10月 19日 1782 (光格天皇綸旨)	葉室頤 左中弁<判>	東寺諸門徒中	法事認定 弘法大師九百五十年遠忌	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-49 門院		
[82] 31 天明2年10月 19日 1782 (光格天皇綸旨)	葉室頤 左中弁輶熙	謹上長者前大僧正御房	法事認定 弘法大師九百五十年遠忌	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-7 門院		
[82] 天明2年10月 19日 1782 (光格天皇綸旨)	左中弁(花押)	東寺諸門徒中	法事認定 明後年三月弘法大師九百五十年之 遠忌於東寺	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 東寺文書 門院		
[83] 32 (天明3年) 2月 26日 1783 (摂政九条尚実御教書)	左少弁(花押)	泰平祈禱 天下泰平五穀豐饒玉体安穩宝祚長	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-29 門院			
[83] (天明3年) 2月 26日 1783 (摂政九条尚実御教書)	左少弁和定	泰平祈禱 天下泰平五穀豐饒玉体安穩宝祚長	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 新撰座主伝第 門院			

總寺社	東 日付	西曆 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類	内容	天皇	政務	樞政	上皇	女院	典規
[83]	33 (天明3年3月27日)	1783 光格天皇諭旨(柳原均 光四折紙)		龍松院	泰平祈禱 天下泰平五穀豐饒玉体安穩宝祚長	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-8 門院					
[84]	天明 3年 9月27日	1783 (樞政九条尚実御教書)	(七社七寺)		治病祈禱 大后宮盛化門院御懲御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 山科忠言卿記 門院					
[85]	天明 3年10月29日	1783 樞政九条尚実御教書 左中弁後親	謹々上 正觀院前大僧正御房	仏事勤仕 盛化門院初七日導師參勤	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 新樞座主伝第 門院						
[86]	34 天明 4年12月16日	1784 後桜町上皇院宣(阿野 美純四折紙)追而書	參議(花押)	東大寺学侶中	治病祈禱 母儀青綺門院不予御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-8 門院					
[86]	35 (天明4年12月16日)	1784 後桜町上皇院宣(阿野 美純四折紙)追而書			治病祈禱 母儀青綺門院不予御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-21 門院					
[86]	天明 4年12月16日	1784 後桜町上皇院宣 參議美純	大納言僧都御房	治病祈禱 母儀青綺門院不予御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 新樞座主伝第 門院						
[86]	天明 4年12月16日	1784 後桜町上皇院宣	(七社七寺)	治病祈禱 大女院青綺門院遼例御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 經熙公記 門院						
[87]	36 (天明5年12月6日)	1785 後桜町上皇院宣(阿野 美純四折紙)追而書		治病祈禱 大女院青綺門院遼例御祈	光格 光格 九条尚実 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-22 門院						
[87]	天明 5年12月 6日	1785 後桜町上皇院宣	(七社七寺)	治病祈禱 大女院青綺門院遼例御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 經熙公記 門院						
[88]	37 (天明7年)5月16日	1787 光格天皇諭旨(広橋胤 定奉書)	権右中弁 (花押)	東大寺学侶中	災厄祈禱 止雨御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-9 門院					
[89]	38 天明 7年 8月 5日	1787 光格天皇諭旨(広橋胤 定奉書)	権右中弁 (花押)	東大寺学侶中	泰平祈禱 天下泰平玉体安穩宝祚長久御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-10 門院					
[90]	39 天明 8年 2月17日	1788 光格天皇諭旨(勘修寺 良賈四折紙)	右中弁 (花押)	東大寺学侶中	災厄祈禱 洛中回祿内裏焼亡御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 91.01-11 門院					
[90]	40 (天明8年2月17日)	1788 光格天皇諭旨(勘修寺 良賈四折紙)			災厄祈禱 洛中回祿内裏焼亡御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-64 門院					
[90]	天明 8年 2月17日	1788 (光格天皇諭旨)	(七社七寺)	災厄祈禱 洛中回祿内裏焼亡御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 起定卿記 門院						
[90]	41 (天明8年2月20日)	1788 光格天皇諭旨(勘修寺 良賈小切紙)		災厄祈禱 洛中回祿内裏焼亡御祈	光格 光格 — 後桜町	青綺門院・開 明門院・恭礼 18.09-63 門院						

總寺社	東 日付	西暦 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類	内 容	天皇	政務	権政	上皇	女院	典規
[91]	42 (天明8年)2月25日	1819 光格天皇綸旨(勧修寺 良賀奉書)	右中弁(北押)	東大寺学侶中	治病祈禱 後桃園天皇痘瘡祈禱	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 91.01-15	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 91.01-15	
[91]	43 (天明8年2月25日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺 良賀四折紙)			治病祈禱 後桃園天皇痘瘡祈禱	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-61	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-61	
[91]	44 (天明8年2月25日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺 良賀四折紙)			治病祈禱 後桃園天皇痘瘡祈禱	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-62	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-62	
[91]	天明 8年 2月25日	1788 (光格天皇綸旨)	奉行藏人右中弁良賀	(七社七寺)	治病祈禱 後桃園天皇痘瘡祈禱	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 91.01-26	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 91.01-26	
[92]	45 (寛政元年)6月2日	1789 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)	東大寺学侶中		災厄祈禱 灾旱祈雨	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-66	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-66	
[92]	46 (寛政元年 6月2日)	1789 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)			災厄祈禱 灾旱祈雨	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	
[92]	47 (寛政元年6月2日)	1789 光格天皇綸旨(柳原均良賀小切紙)追而書			災厄祈禱 灾旱祈雨	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	
[92]	(1) 寛政元年 6月 3日	1789 光格天皇綸旨	(七社七寺)		災厄祈禱 灾旱祈雨	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	
[93]	寛政 2年正月28日	1790 (後桜町上皇院宣) (裏辻)公理朝臣奉行	(七社七寺)		治病祈禱 青綿門院風氣御祈	光格 光格 —	後桜町	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	青綿門院・開門院	青綿門院・開門院・恭礼 18.09-65	
[94]	48 寛政 2年11月 5日	1790 光格天皇綸旨(柳原均左少弁(北押))	東大寺学侶中		儀礼祈禱 光格天皇新内裏遷幸無為御祈	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	91.01-12	恭礼門院	恭礼門院	
[94]	49 (寛政2年11月5日)	1790 光四折紙)			儀礼祈禱 光格天皇新内裏遷幸無為御祈	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	18.09-58	恭礼門院	恭礼門院	
[94]	50 (寛政2年11月)	1790 光四折紙)追而書			儀礼祈禱 光格天皇新内裏遷幸無為御祈	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	8.09-57	恭礼門院	恭礼門院	
[94]	51 (寛政 2年11月)	1790 光四折紙追而書			儀礼祈禱 光格天皇新内裏遷幸無為御祈	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	8.09-59	恭礼門院	恭礼門院	
[95]	52 (寛政3年)4月20日	1791 光格天皇綸旨(柳原均左少弁(北押))	東大寺学侶中		泰平祈禱 天下泰平四海靜謐玉体安全宝室祥長	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	91.01-30	恭礼門院	恭礼門院	
[95]	53 (寛政3年4月20日)	1791 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)			泰平祈禱 久風雨順時五穀豐饒萬民娛樂御祈	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	18.09-60	恭礼門院	恭礼門院	
[95]	(1) 寛政 3年 4月22日	1791 (光格天皇綸旨)	柳原均光奉行	(七社七寺)	泰平祈禱 天下太平國家靜謐玉体安全五穀豐饒	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	柳原均光日次記	恭礼門院	恭礼門院	
[96]	(1) 寛政 6年 2月 6日	1794 (光格天皇綸旨)	御祈奉行藏人右少弁資薰	(七社七寺)	泰平祈禱 天下太平國家靜謐玉体安全五穀豐饒	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	柳原均光日次記	恭礼門院	恭礼門院	
[96]	54 寛政 6年 2月 7日	1794 光格天皇綸旨(烏丸資右少弁(花押))	東大寺学侶中		儀礼祈禱 深三后(欣子内親王)来月一日入内	光格 光格 —	後桜町	恭礼門院	91.01-13	恭礼門院	恭礼門院	

總寺社	東 日付	西曆 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類	内 容	天皇	政務	権政	上皇	女院	典規
[97]	55 (寛政8年)5月10日	1796 光格天皇綸旨(烏丸資 董奉書)	左少弁(花押)	東大寺学侶中	泰平祈禱	天下泰平玉体安穏宝祚長久五穀豐 穰万民安樂諭祈	光格	光格	—	後継町	91.01-31	
[97]	56 (寛政8年5月10日)	1796 光格天皇綸旨(烏丸資 董四折紙)			泰平祈禱	天下泰平玉体安穏宝祚長久五穀豐 穰万民安樂諭祈	光格	光格	—	後継町	18.09-23	
[97]	0 寛政 8年 5月14日	1796 (光格天皇綸旨)	御祈奉行藏人右少弁資董	(七社七寺)	泰平祈禱	天下泰平玉体安穏宝祚長久五穀豐 穰万民安樂諭祈	光格	光格	—	後継町	柳原均光日次 記	
[98]	57 (寛政9年) 2月13日	1797 後継町上皇院宣(正親 町公明奉書)	正二位(花押)	東大寺学侶中	延命祈禱	延齡安全御祈	光格	光格	—	後継町	91.01-28	
[98]	寛政 9年 2月13日	1797 後継町上皇院宣	別当正親町前大納言奉行	(七社七寺)	延命祈禱	延齡安全御祈	光格	光格	—	後継町	院中評定日次 案	
[98]	寛政 9年 2月13日	1797 後継町上皇院宣	正二位公明	護上 上乘院僧正御房	延命祈禱 延齡安全御祈	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三425		
[99]	58 (寛政9年)後7月10日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資 董奉書)	(花押)	東大寺学侶中	災厄祈禱 累月炎旱祈雨	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三426		
[99]	寛政9年7月11日	1797 (光格天皇綸旨)	奉行藏人左少弁資董	(七社七寺)	災厄祈禱 累月炎旱祈雨	光格	光格	—	後継町	柳原均光日次 記		
[100]	59 寛政 9年 8月30日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資 董奉書)	左少弁(花押)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 歌道御瀧頂無為遂行御祈	光格	光格	—	後継町	91.01-14		
[100]	(1) 寛政 9年 8月30日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資 董奉書)	左少弁資董	護上 大納言僧都御房	儀礼祈禱 歌道御瀧頂無為遂行御祈	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三427		
[101]	60 日 (寛政11年11月16日)	1799 光格天皇綸旨(日野西 延光奉書)	權右中弁(花押)	東大寺学侶中	祝賀祈禱 後継町上皇六十御賀御祈	光格	光格	—	後継町	91.01-27		
[101]	61 日 (寛政11年11月16日)	1799 光格天皇綸旨(日野西 延光四折紙)追而書			祝賀祈禱 後継町上皇六十御賀御祈	光格	光格	—	後継町	18.09-19-1		
[101]	(1) 寛政11年11月16日	1799 光格天皇綸旨(日野西 延光奉書)	權右中弁延光	護上 大納言僧都御房	祝賀祈禱 後継町上皇六十御賀御祈	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三433		
[102]	62 (寛政12年)7月28日	1800 光格天皇綸旨(甘露寺 國長奉書)	權右中弁國長	護上 大納言僧都御房	災厄祈禱 今晚雷震下侍御祈	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三435		
[102]	寛政12年 7月28日	1800 光格天皇綸旨(甘露寺 國長奉書)	權右中弁國長	護上 大納言僧都御房	災厄祈禱 今晚雷震下侍御祈	光格	光格	—	後継町	91.01-57		
[103]	63 文化 3年正月18日	1806 愛泰書(案)	大和国五坊院住持印海上人御房	名譽待遇 着香衣參內	光格	光格	—	後継町	91.01-34			
[104]	文化 4年 6月22日	1807 光格天皇綸旨(万里小 路建房奉書)	左少弁建房<奉>	護上 大納言僧都御房	災厄祈禱 獅雨涉數旬洪水御祈	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三443		
[105]	64 (文化6年)3月1日	1809 肇定奉書(中御門 文化 6年 3月10日)	右少弁經定	(七社七寺)	儀礼祈禱 東宮(仁孝)立太子風雨無難御祈	光格	光格	—	後継町	公明卿記		
[105]	文化 6年 3月10日	1809 光格天皇綸旨(中御門 文化 6年 3月10日)	右少弁經定	護上 大納言僧都御房	儀礼祈禱 惠仁親王(仁孝)立功無為御祈	光格	光格	—	後継町	新撰座主伝第 三445		
[106]	65 (文化6年)11月25日	1809 光格天皇綸旨(万里小 路建房奉書)	右中弁建房	護上大納言僧都御房	祝賀祈禱 後継町天皇七十御賀御祈	光格	光格	—	後継町	91.01-42		

總寺社	東 日付	西曆 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類	内容	天皇	政務	樞政	上皇	女院	典規
[106]	(1) 文化 6年11月25日	1809 光格天皇綸旨(万里小路建房 諸事請書)	光格天皇綸旨(万里小 右中弁建房	譲上大納言僧都御房	祝賀祈禱 後桜町天皇七十御賀御祈	光格 光格 —	後桜町	新撰臣主伝 三447				
[107]	66 26日	(文化8年) 後2月 1811 光格天皇綸旨(勧修寺 左少弁經則 密則泰書) 素	光格天皇綸旨(勧修寺 左少弁經則 密則泰書) 素	譲上大納言僧都御房	儀礼祈禱 東宮(仁孝)元服無為御祈	光格 光格 —	後桜町	91. 01-36				
[108]	文化 8年 9月22日	1811 (光格天皇綸旨)		(七社七寺)	天愛祈禱 去る廿日より彗星客星出現御祈	光格 光格 —	後桜町	公明卿記				
[109]	67 日	文化10年閏11月16日 1813 光格天皇綸旨(上冷泉 為則四折紙)	光格天皇綸旨(上冷泉 為則四折紙)		諒闇告知 大行天皇(後桜町)崩御五旬間心喪	光格 光格 —		2. 17-12				
[110]	文化14年 3月13日	1817 (光格天皇綸旨)			諒闇告知 大行天皇(後桜町)崩御五旬間心喪	光格 光格 —						
[111]	文化14年 8月12日	1817 (仁孝天皇綸旨)			儀礼祈禱 光格讓位仁孝受承行幸無為御祈	仁孝 光格 —						
[112]	文政 2年 2月 7日	1819 (仁孝天皇女房奉書)			松尾平野梅宮數馬竹田等諸寺社 治病祈禱 仁孝天皇抱瘡祈禱	仁孝 光格 —						
[113]	68 文政 7年11月29日	1824 仁孝天皇綸旨(葉室頭 孝泰書) 素	仁孝天皇綸旨(葉室頭 孝泰書) 素	泉涌寺衆徒中	法事認定 泉涌寺開山大興正法大圓覺心照國 仁孝 光格 —			91. 01-16				
[114]	文政13年 7月 2日	1830 仁孝天皇綸旨(四折紙) 奉行万里小路弁	仁孝天皇綸旨(四折紙) 奉行万里小路弁	大納言僧都御房	災厄祈禱 七月二日申半刻大地震御祈	仁孝 光格 —		新撰臣主伝 三457				
[114]	文政13年 7月 3日	1830 仁孝天皇綸旨		奉行万里小路左少弁正房(七社七大寺)	災厄祈禱 七月二日申半刻大地震御祈	仁孝 光格 —		平田職寅日記				
[115]	文政13年 7月10日	1830 仁孝天皇綸旨(四折紙) 御祈奉行万里小路弁	仁孝天皇綸旨(四折紙) 御祈奉行万里小路弁	大納言僧都御房	災厄祈禱 地震數日続震御祈	仁孝 光格 —		新撰臣主伝 三457				
[116]	69 天保 2年10月19日	1831 仁孝天皇綸旨(庭田重 基泰書) 素	仁孝天皇綸旨(庭田重 基泰書) 素	東寺諸門徒中	法事認定 弘法大師千年忌	仁孝 光格 —		18. 05-6				
[116]	70 天保 2年10月19日	1831 仁孝天皇綸旨(庭田重 基泰書) 素	仁孝天皇綸旨(庭田重 基泰書) 素	譲上大納言僧都御房	法事認定 弘法大師千年忌	仁孝 光格 —		91. 01-17				
[116]	天保 2年10月19日	1831 仁孝天皇綸旨		東寺諸門徒中	法事認定 来午年弘法大師千年忌於東寺	仁孝 光格 —						
[117]	71 (天保11年2月26日)	1840 愛長四折紙	仁孝天皇綸旨(甘露寺 愛長四折紙)		儀礼祈禱 統仁親王(孝明)立坊無為御祈	仁孝 光格 —		18. 09-31				
[117]	0 天保11年 2月26日	1840 (仁孝天皇綸旨)			儀礼祈禱 統仁親王(孝明)立坊無為御祈	仁孝 光格 —						
[117]	(3) 天保11年 2月28日	1840 光泰書	仁孝天皇綸旨(裏松恭 光泰書)	(座主宮)	源中納言殿(七社七寺)	儀礼祈禱 統仁親王(孝明)立坊無為御祈	仁孝 光格 —					
[117]	72 (天保11年3月)	1840 愛長四折紙	仁孝天皇綸旨(甘露寺 愛長四折紙)		儀礼祈禱 統仁親王(孝明)立坊無為御祈	仁孝 光格 —		18. 09-32				
[118]	73 (天保11年7月)	1840 仁孝天皇綸旨(坊城俊 克四折紙)	仁孝天皇綸旨(坊城俊 克四折紙)		治病祈禱 光格上皇不例御祈	仁孝 光格 —		18. 09-34				
[119]	天保11年11月19日	1840 仁孝天皇綸旨(坊城俊 克泰書)	仁孝天皇綸旨(坊城俊 克泰書)		治病祈禱 光格上皇不例御祈	仁孝 光格 —		附錄天台要略 460				
[120]	(2) 天保14年 3月11日	1843 (孝明天皇綸旨)	仁孝天皇綸旨(烏丸光 政四折紙)	坊城俊克	儀礼祈禱 東宮(孝明天皇)元服無為御祈	仁孝 仁孝 —		新清和院(光 格中宮) 寔久卿記				
[121]	74 天保15年 3月	1844 (仁孝天皇綸旨)	仁孝天皇綸旨(烏丸光 政四折紙)		儀礼祈禱 東宮(孝明天皇)元服無為御祈	仁孝 仁孝 —		新清和院 102. 12-01				
[122]	(3) 弘化 3年 4月22日	1846 (孝明天皇綸旨)	柳原光愛	(七社七寺)	治病祈禱 新清和院御懺御祈	孝明 孝明 —		新清和院 隆光卿記				

總寺社	東 日付	西曆 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類	内 容	天皇	政務	機政	上皇	女院	典規
[123]	75 (弘化4年)3月1日	1847 孝明天皇綸旨(柳原光 爰四折紙)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 立太后(仁孝女御鷹司祺子)風雨無	孝明 孝明	—						91.01-18
[123]	76 (弘化4年)3月1日	1847 孝明天皇綸旨(柳原光 花押)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 立太后(仁孝女御鷹司祺子)風雨無	孝明 孝明	—						2.13-1-1
[124]	(2) 弘化 4年 8月10日	1847 (孝明天皇綸旨)	(七社七寺)	儀礼祈禱 孝明天皇即位無為御祈	孝明 孝明	—						議奏記録抜粹
[124]	77 (弘化4年)8月17日	1847 孝明天皇綸旨(柳原光 爰四折紙)	東大寺学侶中	儀礼祈禱 孝明天皇即位無為御祈	孝明 孝明	—						76.07-13
[125]	78 (弘化4年)10月10日	1847 孝明天皇綸旨(柳原光 爰四折紙)	東大寺学侶中	治病祈禱 新朔平門院(仁孝女御)違例御祈	孝明 孝明	—						18.09-12
[125]	79 (弘化4年)10月11日	1847 孝明天皇綸旨(柳原光 爰四折紙)	東大寺学侶中	治病祈禱 新朔平門院(仁孝女御)違例御祈	孝明 孝明	—						18.09-11
[126]	80 (嘉永3年)4月5日	1850 孝明天皇綸旨(葉室長 賦天奉書)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 近年異國船東海出現防禦嚴重御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 (孝明母) 91.01-19
[126]	81 (嘉永3年)4月5日	1850 孝明天皇綸旨(柳原光 賦天奉書)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 近年異國船東海出現防禦嚴重御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 18.09-36
[126]	0 嘉永 3年 4月 5日	1850 孝明天皇綸旨(四折紙)	(七社七寺)	攘夷祈禱 近年異國船東海出現防禦嚴重御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 開集録
[127]	嘉永 3年 9月 3日	1850 (孝明天皇綸旨)	(七社七寺)	災厄祈禱 昨夜烈風洪水御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 柳原隆光日記
[127]	82 (嘉永3年)9月13日	1850 孝明天皇綸旨(葉室長 賦天奉書)	東大寺学侶中	災厄祈禱 七月廿一日風雨九月二三日烈風近	孝明 孝明	—						新待賢門院 91.01-32
[128]	83 (嘉永6年)6月15日	1853 孝明天皇綸旨(葉室長 檻右中弁)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ~^リ一浦賀來航速退攘夷類御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 91.01-20
[128]	84 (嘉永6年)6月15日	1853 孝明天皇綸旨(葉室長 賦天奉書)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ~^リ一浦賀來航速退攘夷類御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 18.09-39
[128]	嘉永 6年 6月15日	1853 孝明天皇綸旨(四折紙)	(七社七寺)	攘夷祈禱 ~^リ一浦賀來航速退攘夷類御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 下鵬社記録
[128]	嘉永 6年 6月15日	1853 葉室長順(四折紙)	(七社七寺)	攘夷祈禱 ~^リ一浦賀來航速退攘夷類御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 聰長卿記
[129]	85 (嘉永6年)6月20日	1853 孝明天皇綸旨(葉室長 檻右中弁)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ~^リ一退帆聞召四海静謐萬民安穩	孝明 孝明	—						新待賢門院 91.01-21
[129]	86 (嘉永6年)6月20日	1853 孝明天皇綸旨(葉室長 花押)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ~^リ一退帆聞召四海静謐萬民安穩	孝明 孝明	—						新待賢門院 18.09-40
[130]	87 (嘉永7年) 2月9日	1854 孝明天皇綸旨(葉室長 檻右中弁)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ~^リ一神奈川来帆、異類速降伏御	孝明 孝明	—						新待賢門院 91.01-22
[130]	88 (嘉永7年) 2月9日	1863 孝明天皇綸旨(葉室長 花押)	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ~^リ一神奈川来帆、異類速降伏御	孝明 孝明	—						新待賢門院 正房卿記
[131]	89 (嘉永7年) 4月21日	1854 孝明天皇綸旨(葉室長 塚行長順)	(七社七寺)	攘夷祈禱 ~^リ一神奈川来帆、異類速降伏御	孝明 孝明	—						新待賢門院 91.01-25
[131]	(2) 嘉永 7年 4月21日	1854 孝明天皇綸旨(葉室長 塚行長順)	(七社七寺)	災厄祈禱 内裏炎上御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 後勁槐記
[132]	90 (嘉永7年) 6月15日	1854 孝明天皇綸旨(葉室長 檻右中弁)	東大寺学侶中	災厄祈禱 桂皇居無間断地振御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 91.01-51
[132]	91 (嘉永7年) 6月15日	1854 孝明天皇綸旨(葉室長 花押)	東大寺学侶中	災厄祈禱 桂皇居無間断地振御祈	孝明 孝明	—						新待賢門院 18.09-15

總寺社	東 日付	西曆 文書名	差出(奉行)	元名(祈禱所)	内容分類 内容	天皇	政務	機政	上皇	女院	典規
[132]	(1) 嘉永 7年 6月15日	1854 (孝明天皇綸旨)	奉行職事長順	(七社七寺)	災厄祈禱 六月十五日丑刻前京師地震御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	日次案
[133]	92 (嘉永7年9月23日)	1854 爰之奉書	孝明天皇綸旨(中御門 左少弁(花押))	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ブチヤーチン大阪来航、醜類速退 孝明 孝明 —					新待賢門院	2. 15—6
[133]	93 (嘉永7年9月23日)	1854 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 (花押))	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ブチヤーチン大阪来航、醜類速退 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—41
[133]	(1) 嘉永 7年 9月23日	1854 爰之奉書	孝明天皇綸旨(中御門 奉行怪之	(七社七寺)	攘夷祈禱 ブチヤーチン大阪来航、醜類速退 孝明 孝明 —					新待賢門院 後劉槐記	
[134]	94 (嘉永7年)11月16日	1854 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 左少弁(花押))	東大寺学侶中	災厄祈禱 近国四國東海道筋地震津波御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	91. 01—52
[134]	95 (嘉永7年)11月16日	1854 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 (花押))	東大寺学侶中	災厄祈禱 近国四國東海道筋地震津波御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—16
[134]	(2) 嘉永 7年11月16日	1854 爰之奉書	孝明天皇綸旨(中御門 中御門経之	(七社七寺)	災厄祈禱 近国四國東海道筋地震津波御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院 聰長卿記	
[135]	96 (安政2年)10月10日	1855 爰之奉書	孝明天皇綸旨(中御門 左少弁(花押))	東大寺学侶中	災厄祈禱 十月二日亥半刻開東大地震御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—43
[135]	97 (安政2年)10月10日	1855 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 (花押))	東大寺学侶中	災厄祈禱 十月二日亥半刻開東大地震御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—48
[135]	(1) 安政 2年10月10日	1855 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 中御門経之	(七社七寺)	災厄祈禱 十月二日亥半刻開東大地震御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	言渡
[136]	98 (安政2年)10月28日	1855 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 左少弁(花押))	東大寺学侶中	儀礼祈禱 孝明天皇新内裏遷幸無為御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—44
[136]	99 (安政2年)10月28日	1855 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 (花押))	東大寺学侶中	儀礼祈禱 孝明天皇新内裏遷幸無為御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—47
[136]	(2) 安政 2年10月	1855 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 右中弁経之)		儀礼祈禱 孝明天皇新内裏遷幸無為御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	新撰座主伝 第六464
[137]	100 (安政4年)11月23日	1857 爰之奉書	孝明天皇綸旨(中御門 右中弁(花押))	東大寺学侶中	攘夷祈禱 ハリス登城以後応接無異變御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	俊克卿記
[137]	安政 4年12月 1日	1857 (孝明天皇綸旨)	奉行職事経之	(七社七寺)	攘夷祈禱 ハリス登城以後応接無異變御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—38
[138]	101 (安政5年) 9月3日	1858 爰之奉書	孝明天皇綸旨(中御門 右中弁(花押))	東大寺学侶中	天變災厄 神星出現異病流行御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	18. 09—37
[138]	102 (安政5年) 9月3日	1858 爰之四折紙	孝明天皇綸旨(中御門 (花押))	東大寺学侶中	天變災厄 神星出現異病流行御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	2. 15—7
[138]	安政 5年 9月 3日	1858 清閑寺豊房四折紙	清閑寺豊房	(七社七寺)	天變災厄 神星出現異病流行御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	俊克卿記
[139]	安政 6年 2月25日	1859 (孝明天皇綸旨)	清閑寺豊房	(二十二社)	攘夷祈禱 神奈川長崎箱館港につき御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	
[140]	103 (安政6年)7月14日	1859 豊房奉書	清閑寺 権右中弁(花押)	東大寺学侶中	天變災厄 神奈川長崎箱館港につき御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	2. 15—1
[140]	104 (安政6年)7月14日	1859 豊房四折紙	(花押)	東大寺学侶中	天變災厄 神奈川長崎箱館港につき御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	2. 15—4
[140]	(2) 安政 6年 7月14日	1859 豊房奉書	清閑寺 権右中弁(花押)	(七社七寺)	天變災厄 神奈川長崎箱館港につき御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	俊克卿記
[141]	105 (安政7年) 2月4日	1860 豊房奉書	清閑寺 権右中弁(花押)	東大寺学侶中	災厄祈禱 京都諸國悪疾流行御祈 孝明 孝明 —					新待賢門院	91. 01—23

總寺社 東 日付	西曆 文書名	差出(奉行)	充名(祈禱所)	内容分類 内容	天皇	政務	機政	上皇	女院	典規
[141] 106 (安政7年) 2月4日	1860 孝明天皇諭旨 (清閑寺 (花押))	東大寺学侶中	災厄祈禱 京都諸國悪疾流行御祈	孝明 孝明 —						91.01-24
[141] 安政 7年 2月 7日	1860 (孝明天皇諭旨)	(七社七寺)	災厄祈禱 京都諸國悪疾流行御祈	孝明 孝明 —						俊克卿記
[142] (3) 文久元年 6月2日	1861 (孝明天皇諭旨)	(七社七寺)	天災祈禱 豊星出現御祈	孝明 孝明 —						実麗卿記
[142] 107 (文久元年6月2日	1861 豊房奉書) (清閑寺 檻右中弁(花押))	東大寺学侶中	天灾祈禱 豊星出現御祈	孝明 孝明 —						91.01-40
[143] 文久 2年 5月21日	1862 孝明天皇諭旨(四折紙) 藏人弁	(三社神宮石清水賀文)	攘夷祈禱 外患御祈	孝明 孝明 —						言渡
[144] (3) 文久 3年 3月 2日	1863 孝明天皇諭旨 左少弁後政	譲上 大納言僧都<御房>	攘夷祈禱 契斐之軍艦來襲浜生麦事件請求御	孝明 孝明 —						新撰姓主伝 六466
[145] (1) 元治元年 8月 8日	1864 孝明天皇諭旨(四折紙)	(七社七寺)	攘夷祈禱 長州藩追討兵乱国安御祈	孝明 孝明 —						備前池田家史料草案
[146] (1) 優応元年10月 7日	1865 (孝明天皇諭旨)	(七社七寺)	攘夷祈禱 国家多事御祈	孝明 孝明 —						言渡
[146] 優応元年10月 7日	1865 (孝明天皇諭旨)	(内侍新及七社七寺)	攘夷祈禱 国家多事御祈	孝明 孝明 —						長橋局日記
[147] (1) 優応 2年12月16日	1866 (孝明天皇諭旨)	(七社七寺及諸社諸寺)	治病祈禱 孝明天皇危篤御祈	孝明 孝明 —						史料稿本
[147] 優応 2年12月16日	1866 (孝明天皇諭旨)	(七社七寺)	治病祈禱 孝明天皇危篤御祈	孝明 孝明 —						御痘瘡之記
[148] 108 (優応 4年 8月)	1868 墓房卷紙)	東大寺	儀礼祈禱 明治天皇即位無為御祈	明治 明治 —						18.09-24
[149] 109 (明治元年) 9月	1868 明治天皇諭旨	東幸祈禱 明治天皇東幸無為御祈	明治 明治 —							18.09-25
[150] 110 (明治 2年 2月)	1869 明治天皇諭旨(某四折紙)	東幸祈禱 明治天皇東幸無為御祈	明治 明治 —							39-38
参考	明治 3年 3月	1870 太政官御達 太政官	宗派管轄 天台宗比叡山	明治 明治 —						附錄天台要略
不明	111 (弘化4年10月 10日 カ)	9999 愛四折紙) 力	東大寺学侶中 (封紙) 儀礼祈禱 新辦平門院立大后御祈力	468						18.09-13
不明	112 年月日不詳	9999 某天皇諭旨(某四折紙)	祈禱 卷數紙上							18.09-17

表2 近世東大寺繪旨等料紙の形態と料紙

料文 日本	西暦 文書名	形態	堅寸	横寸	厚	重量	密度	縦横比	料紙	函括	号	小紙数	備考
1 (享保13年)5月22日	1728 中御門天皇繪旨(清閑寺秀定奉書)案封紙	堅紙	32.6	46.5	21	8.69	0.27	1.43	奉書紙	91.01	54		捻封上書
1 (享保13年)5月22日	1728 中御明天皇繪旨(清閑寺秀定奉書)案礼紙	堅紙	32.8	46.7	19	8	0.27	1.42	上杉原	91.01	54		
1 (享保13年)5月22日	1728 中御明天皇繪旨(清閑寺秀定奉書)案本紙	堅紙	32.9	46.5	21	8.87	0.28	1.41	奉書紙	91.01	54		
6 (延享4年)3月5日	1747 桜町天皇繪旨(万里小路說道奉書)案封紙	堅紙	32.9	46	13	6.01	0.31	1.4	杉原紙	91.01	53		捻封上書
6 (延享4年)3月5日	1747 桜町天皇繪旨(万里小路說道奉書)案札紙	堅紙	33.4	46.2	12	6.1	0.33	1.38	杉原紙	91.01	53		
6 (延享4年)3月5日	1747 桜町天皇繪旨(万里小路說道奉書)案本紙	堅紙	33.5	46.2	12	6.45	0.35	1.38	杉原紙	91.01	53		
7 (延享4年)4月16日	1747 桜町天皇繪旨(万里小路說道直書)案	堅紙	33.3	46.4	17	7.6	0.29	1.39	奉書紙	5.05	27	1紙	堅中折一紙捻封
8 (延享4年)8月28日	1747 摂政一条道香御教書(万里小路說道奉書)案封紙	堅紙	32.2	44.2	17	5.6	0.23	1.37	杉原紙	91.01	60		捻封上書
8 (延享4年)8月28日	1747 摂政一条道香御教書(万里小路說道奉書)案札紙	堅紙	32.6	45.1	12	5.3	0.3	1.38	杉原紙	91.01	60		
8 (延享4年)8月28日	1747 摂政一条道香御教書(万里小路說道奉書)案本紙	堅紙	32.8	45	13	5.58	0.29	1.37	杉原紙	91.01	60		
9 (寛延3年)6月12日	1750 摂政一条道香御教書(萬里小路說道奉書)案札紙	堅紙	33.8	47.3	12	6.8	0.35	1.4	杉原紙	18.09	69	1紙	
10 明和3年11月14日	1766 後桜町天皇繪旨(広橋伊光奉書)案包紙	堅紙	30.3	45.2	7	3.53	0.37	1.49	美濃紙	87.10	2		
10 明和3年11月14日	1766 後桜町天皇繪旨(広橋伊光奉書)案本紙	堅紙	30.5	45.4	9			1.49	美濃紙	87.10	2		
11 (明和4年)1月13日	1767 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案封紙	堅紙	32.6	46	21	8.29	0.26	1.41	上杉原	91.01	35		捻封上書
11 (明和4年)1月13日	1767 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案札紙	堅紙	32.8	46.1	18	7.56	0.28	1.41	上杉原	91.01	35		
11 (明和4年)1月13日	1767 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案本紙	堅紙	32.9	46.1	19	7.51	0.26	1.4	上杉原	91.01	35		
12 (明和5年)7月5日	1768 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案封紙	堅紙	32.3	46.3	17	7.99	0.31	1.43	奉書紙	91.01	41		
12 (明和5年)7月5日	1768 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案札紙	堅紙	32.8	46.3	15	7.7	0.34	1.41	奉書紙	91.01	41		
12 (明和5年)7月5日	1768 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案本紙	堅紙	32.7	46.4	16	7.98	0.33	1.42	奉書紙	91.01	41		
13 (明和7年)6月24日	1770 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案札紙	堅紙	33.7	48	12	6.13	0.32	1.42	杉原紙	91.01	46		捻封上書
13 (明和7年)6月24日	1770 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案本紙	堅紙	33.8	48.3	13	8	0.38	1.43	杉原紙	91.01	46		
13 (明和7年)6月24日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案封紙	堅紙	33.8	48.1	12	5.97	0.31	1.42	杉原紙	91.01	46		
14 (明和8年)3月15日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案札紙	堅紙	34.7	40	4	3.38	0.3	1.35	杉原紙	91.01	38	1	捻封上書
14 (明和8年)3月15日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案本紙	堅紙	33.2	44.8	10	4.34	0.29	1.35	杉原紙	91.01	38	1	
14 (明和8年)3月15日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案封紙	堅紙	33.3	44.8	10	4.45	0.3	1.35	杉原紙	91.01	38	1	
14 (明和8年)3月15日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案追而書	折紙	32.4	45.1	12	6.12	0.35	1.39	上杉原	91.01	38	2	
15 (明和8年)4月16日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案封紙	堅紙	32.4	44.6	10	4.37	0.3	1.38	漉返杉原	91.01	39		捻封上書
15 (明和8年)4月16日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案札紙	堅紙	33.3	44.8	10	4.41	0.3	1.35	杉原紙	91.01	39		
15 (明和8年)4月16日	1771 摶政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案本紙	堅紙	33.3	44.6	11	5.1	0.31	1.34	杉原紙	91.01	39		
16 (明和8年)12月26日	1771 後桜町上皇院宣(阿野寒紐四折紙)	折紙	33.3	46.6	19	9.9	0.34	1.4	奉書紙	18.09	10	1紙	
16 (明和8年)12月26日	1771 後桜町上皇院宣(阿野寒紐四折紙)	堅紙	32.8	40.3	8	2.6	0.29	1.43	美濃紙	18.09	10	1紙	斜包糊封墨引
17 (明和8年)12月26日	1771 後桜町上皇院宣(阿野寒紐四折紙)	折紙	33.3	46.5	20	10	0.32	1.4	奉書紙	18.09	18	1紙	
17 (明和8年)12月26日	1771 後桜町上皇院宣(美紐四折紙)	堅紙	28.9	41	9	2.6	0.24	1.42	美濃紙	18.09	18	1紙	堅包上書封無
19 (明和9年)7月4日	1772 摶政近衛内前御教書(甘露寺鷹長奉書)案封紙	堅紙	32.7	45	12	5.42	0.31	1.38	杉原紙	91.01	59		捻封上書
19 (明和9年)7月4日	1772 摶政近衛内前御教書(甘露寺鷹長奉書)案札紙	堅紙	33.3	45.5	11	5.44	0.33	1.37	杉原紙	91.01	59		
19 (明和9年)7月4日	1772 摶政近衛内前御教書(甘露寺鷹長奉書)案本紙	堅紙	33.3	45.5	12	6.3	0.35	1.37	杉原紙	91.01	59		
20 (安永2年)3月18日	1773 後桜町上皇院宣(阿野寒紐四折紙)	折紙	32.7	46.7	21	8.9	0.28	1.43	奉書紙	18.09	9	1紙	
20 (安永2年)3月18日	1773 後桜町上皇院宣(美紐四折紙)	堅紙	28.2	41.4	10	2.5	0.21	1.47	美濃紙	18.09	9	1紙	斜包糊封墨引
21 (安永7年)7月15日	1778 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)封紙	堅紙	33.8	52.2	18	8.18	0.26	1.54	宿紙	91.01	1		捻封上書
21 (安永7年)7月15日	1778 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)札紙	堅紙	33.9	52.2	13	6.03	0.26	1.54	宿紙	91.01	1		
21 (安永7年)7月15日	1778 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)本紙	堅紙	34	52	18	8.75	0.27	1.53	宿紙	91.01	1		無文字
22 (安永7年)7月15日	1778 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)案本紙	堅紙	36.3	49.8	19	11.98	0.35	1.37	奉書紙	91.01	56		

件文 日付	西暦 文書名	形態	堅寸	横寸	厚	重量	密度	紙質比	料紙	函括	号	小紙数	備考
23 (安永7年7月22日)	1778 後桃園天皇綸旨(坊城後醍四折紙)包紙	折紙	31	42.6	9	3.4	0.29	1.37	美濃紙	18.09	20	1紙	堅包上書封無
23 (安永7年7月22日)	1778 後桃園天皇綸旨(坊城後醍四折紙)追而書	折紙	33	45.7	15	6.2	0.27	1.38	漉返紙	18.09	20	1紙	
23 (安永7年7月22日)	1778 後桃園天皇綸旨(坊城後醍四折紙)本紙	折紙	33	45	15	6	0.27	1.36	漉返紙	18.09	20	2	紙
24 (安永8年)8月3日	1779 後桃園天応綸旨(万里小路文房奉書)案封紙	半紙	24.1	34	9	2.47	0.33	1.41	美濃紙	91.01	48		捻封上書
24 (安永8年)8月3日	1779 後桃園天応綸旨(万里小路文房奉書)案本紙	半紙	24.4	34.2	9	2.24	0.3	1.4	美濃紙	91.01	48		
25 (安永8年)10月18日	1779 後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)封紙	堅紙	34	52.2	20	10.49	0.3	1.54	宿紙	91.01	2		捻封上書
25 (安永8年)10月18日	1779 後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)礼紙	堅紙	34.2	52.5	20	9.49	0.26	1.54	宿紙	91.01	2		
25 (安永8年)10月18日	1779 後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)裏紙	堅紙	34.2	52.2	17	8.44	0.28	1.53	宿紙	91.01	2		
25 (安永8年)10月18日	1779 後桃園天皇綸旨(万里小路文房奉書)本紙	堅紙	34.1	52.2	18	9.03	0.28	1.53	宿紙	91.01	2		
26 (安永9年)9月21日	1780 摂政九条尚実御教書(裏松謙光奉書)封紙	堅紙	33.8	52.1	21	10.75	0.29	1.54	宿紙	91.01	3		捻封上書
26 (安永9年)9月21日	1780 摂政九条尚実御教書(裏松謙光奉書)礼紙	堅紙	34	52	19	10.27	0.31	1.53	宿紙	91.01	3		
26 (安永9年)9月21日	1780 摂政九条尚実御教書(裏松謙光奉書)本紙	堅紙	34.2	52	17	9.48	0.31	1.52	宿紙	91.01	3		
27 (安永9年)11月19日	1780 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)封紙	堅紙	33.8	52.1	21	10.23	0.28	1.54	宿紙	91.01	4		捻封上書
27 (安永9年)11月19日	1780 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)礼紙	堅紙	34	52.2	18	8.87	0.28	1.54	宿紙	91.01	4		
28 安永9年12月13日	1780 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)封紙	堅紙	33.8	51.5	33	15.51	0.27	1.52	宿紙	91.01	5		捻封上書
28 安永9年12月13日	1780 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)礼紙	堅紙	34	52.2	24	12.47	0.29	1.54	宿紙	91.01	5		
28 安永9年12月13日	1780 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)本紙	堅紙	34	52	20	9.18	0.26	1.53	宿紙	91.01	6		捻封上書
29 安永10年2月23日	1781 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)封紙	堅紙	34.1	52.1	22	1.53							
29 安永10年2月23日	1781 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)本紙	堅紙	34.1	52.1	22	1.53							
30 天明2年10月19日	1782 光格天皇綸旨(葉室頬照奉書)案封紙	堅紙	32.7	46.2	17	7.16	0.28	1.41	奉書紙	91.01	49		捻封上書
30 天明2年10月19日	1782 光格天皇綸旨(葉室頬照奉書)案本紙	統紙	33.2	86.5	16	16.38	0.36	2.61	奉書紙	91.01	49		2紙分
31 天明2年10月19日	1782 光格天皇綸旨(葉室頬照奉書)案封紙	堅紙	32.8	46.1	20	8.18	0.27	1.41	奉書紙	91.01	7		捻封上書
31 天明2年10月19日	1782 光格天皇綸旨(葉室頬照奉書)案本紙	統紙	33.3	87	16	14.8	0.32	2.61	奉書紙	91.01	7		
32 (天明3年)2月26日	1783 摂政九条尚実御教書(清閑寺昶定奉書)封紙	堅紙	33.6	51.9	27	13.02	0.28	1.54	宿紙	91.01	29		捻封上書
32 (天明3年)2月26日	1783 摶政九条尚実御教書(清閑寺昶定奉書)本紙	堅紙	34.1	52	35	15.34	0.25	1.52	宿紙	91.01	29		
33 (天明3年3月27日)	1783 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)包紙	折紙	28	40	9	2.5	0.25	1.43	美濃紙	18.09	8	1紙	堅包紙
33 (天明3年3月27日)	1783 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)本紙	折紙	33.3	46.6	17	9	0.34	1.4	奉書紙	18.09	8	1紙	
34 天明4年12月16日	1784 後櫻町上皇院宣(阿野美紐奉書)封紙	堅紙	34.3	51	20	9.67	0.28	1.49	漉返杉原	91.01	8		捻封上書
34 天明4年12月16日	1784 後櫻町上皇院宣(阿野美紐奉書)礼紙	堅紙	34.7	51	18	9.67	0.3	1.47	漉返杉原	91.01	8		
34 天明4年12月16日	1784 後櫻町上皇院宣(阿野美紐奉書)本紙	堅紙	34.7	50.9	21	11	0.3	1.47	漉返杉原	91.01	8		
35 (天明4年12月16日)	1784 後櫻町上皇院宣(阿野美紐四折紙)包紙	折紙	27.9	40.8	9	2.6	0.25	1.46	美濃紙	18.09	21	1紙	堅包上書封無
35 (天明4年12月16日)	1784 後櫻町上皇院宣(阿野美紐四折紙)本紙	折紙	33.3	46.7	17	8.6	0.33	1.4	奉書紙	18.09	21	1紙	堅包上書封無
36 (天明5年12月16日)	1785 後櫻町上皇院宣(美紐四折紙)包紙	堅紙	27.9	41	9	2.5	0.24	1.47	美濃紙	18.09	22	1紙	堅包上書封無
36 (天明5年12月16日)	1785 後櫻町上皇院宣(阿野美紐四折紙)本紙	折紙	33.3	46.6	20	9.5	0.31	1.4	奉書紙	18.09	22	1紙	

般文 日付	西暦 文書名	形態	縦寸	横寸	厚	重量	密度	紙張比	料紙	函括	号	小紙数	備考
37 (天明7年)5月16日	1787 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)封紙	堅紙	33.7	51.7	22	11.72	0.31	1.53	宿紙	91.01	9		捻封上書
37 (天明7年)5月16日	1787 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)札紙	堅紙	34	52.2	20	10.14	0.29	1.54	宿紙	91.01	9		
37 (天明7年)5月16日	1787 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)本紙	堅紙	34.1	51.9	22	10.97	0.28	1.52	宿紙	91.01	9		
38 天明7年8月5日	1787 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)封紙	堅紙	34	52.1	28	12.7	0.26	1.53	宿紙	91.01	10		
38 天明7年8月5日	1787 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)札紙	堅紙	34.2	52.3	29	12.7	0.24	1.53	宿紙	91.01	10		
38 天明7年8月5日	1787 光格天皇綸旨(広橋胤定奉書)本紙	堅紙	34.4	52.2	27	11.68	0.24	1.52	宿紙	91.01	10		
39 天明8年2月17日	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)封紙	堅紙	33.5	52	22	11.46	0.3	1.55	宿紙	91.01	11		捻封上書
39 天明8年2月17日	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)札紙	堅紙	34	52.2	19	9.21	0.27	1.54	宿紙	91.01	11		
39 天明8年2月17日	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)本紙	堅紙	34	52.2	9.97	1.54			宿紙	91.01	11		
40 (天明8年2月17日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)封紙	折紙	28.6	40.8	8	2.2	0.24	1.43	美濃紙	18.09	64	1紙	堅包上書封無
40 (天明8年2月17日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)札紙	折紙	33	46.2	17	8.5	0.33	1.4	奉書紙	18.09	64	1紙	
41 (天明8年2月20日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)本紙	折紙	24.7	34.4	7	1.9	0.32	1.39	美濃紙	18.09	63	1紙	堅中折上書封無
41 (天明8年2月20日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕小切紙)追而書	小切 紙	16.2	23	13	1.3	0.27	1.42	漉返紙	18.09	63	1紙	
42 (天明8年)2月25日	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)封紙	堅紙	33.8	51.8	20	10.02	0.29	1.53	宿紙	91.01	15		捻封上書
42 (天明8年)2月25日	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)札紙	堅紙	34	52.1	20	9.79	0.28	1.53	宿紙	91.01	15		
42 (天明8年)2月25日	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕奉書)本紙	堅紙	34.3	52.2	25	11.85	0.26	1.52	宿紙	91.01	15		
43 (天明8年2月25日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕四折紙)本紙	折紙	33.1	46.2	18	9	0.33	1.4	奉書紙	18.09	61	1紙	
44 (天明8年2月25日)	1788 光格天皇綸旨(勧修寺良顕四折紙)本紙	折紙	33.1	46.3	17	8.8	0.34	1.4	奉書紙	18.09	62	1紙	
45 (寛政元年)6月2日	1789 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)封紙	堅紙	32.8	50.7	15	6.81	0.27	1.55	宿紙	91.01	26		捻封上書
45 (寛政元年)6月2日	1789 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)札紙	堅紙	33.2	50.8	15	7.01	0.28	1.53	宿紙	91.01	26		
45 (寛政元年)6月2日	1789 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)本紙	堅紙	33.1	50.8	16	7.3	0.27	1.53	宿紙	91.01	26		
46 (寛政元年6月2日)	1789 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)包紙	折紙	24.7	34	10	2	0.24	1.38	美濃紙	18.09	66	1紙	堅井包上書封無
46 (寛政元年6月2日)	1789 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)本紙	折紙	32.9	45.5	16	8.8	0.37	1.38	奉書紙	18.09	66	1紙	
47 (寛政元年6月2日)	1789 光格天皇綸旨(勧修寺良顕小切紙)追而書	小切 紙	16	10.4	15	0.6	0.24	0.65	杉原紙	18.09	65	1紙	
48 寛政2年11月5日	1790 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)封紙	堅紙	34.2	52.2	16	6.97	0.24	1.53	宿紙	91.01	12		捻封上書
48 寛政2年11月5日	1790 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)札紙	堅紙	34.3	52.1	15	7.21	0.27	1.52	宿紙	91.01	12		
48 寛政2年11月5日	1790 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)本紙	堅紙	34.3	52	13	7	0.3	1.52	宿紙	91.01	12		
49 (寛政2年11月5日)	1790 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)本紙	折紙	33.2	45.7	14	5.7	0.27	1.38	漉返紙	18.09	58	1紙	
50 (寛政2年11月)	1790 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書	折紙	33	45.5	13	6.2	0.32	1.38	漉返紙	18.09	57	1紙	
51 (寛政2年11月)	1790 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)追而書	折紙	33.3	45.7	13	5.1	0.26	1.37	漉返紙	18.09	59	1紙	
52 (寛政3年)4月20日	1791 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)封紙	堅紙	33.6	51.4	22	8.98	0.24	1.53	宿紙	91.01	30		捻封上書
52 (寛政3年)4月20日	1791 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)札紙	堅紙	34.3	51.7	21	9.65	0.26	1.51	宿紙	91.01	30		
52 (寛政3年)4月20日	1791 光格天皇綸旨(柳原均光奉書)本紙	堅紙	34.1	52	21	9.37	0.25	1.52	宿紙	91.01	30		
53 (寛政3年4月20日)	1791 光格天皇綸旨(柳原均光四折紙)本紙	折紙	33.2	45.6	13	5.7	0.29	1.37	漉返紙	18.09	60	1紙	

冊文 日付	西暦 文書名	形態	縦寸	横寸	厚	重量	密度	紙張比	料紙	函括	号	小紙数	備考
54 寛政6年2月7日	1794 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)封紙	堅紙	32.9	50.8	28	11.56	0.25	1.54	宿紙	91.01	13		捻封上書
54 寛政6年2月7日	1794 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)札紙	堅紙	34	51.3	24	10.13	0.24	1.51	宿紙	91.01	13		
54 寛政6年2月7日	1794 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)本紙	堅紙	33.6	51.2	20	8.64	0.25	1.52	宿紙	91.01	13		
55 (寛政8年)5月10日	1796 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)封紙	堅紙	32	50.4	22	8.56	0.24	1.58	宿紙	91.01	31		捻封上書
55 (寛政8年)5月10日	1796 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)札紙	堅紙	32.2	50.4	23	8.76	0.23	1.57	宿紙	91.01	31		
55 (寛政8年)5月10日	1796 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)本紙	堅紙	32.3	50.7	26	9.46	0.22	1.57	宿紙	91.01	31		
56 (寛政8年5月10日)	1796 光格天皇綸旨(烏丸資董四折紙) 本紙	折紙	33	45.9	15	6.8	0.3	1.39	漉返紙	18.09	23	1紙	
57 (寛政9年)2月13日	1797 後桜町上皇院宣(正親町公明奉書)封紙	堅紙	37.2	49.3	18	9.03	0.27	1.33	奉書紙(厚 杉原)	91.01	28		捻封上書
57 (寛政9年)2月13日	1797 後桜町上皇院宣(正親町公明奉書)本紙	堅紙			17				奉書紙(厚 杉原)	91.01	28		
58 (寛政9年)後7月10日	1797 光格天皇綸旨(資董四折紙)封紙	折紙	28.1	40.8	9	2.5	0.24	1.45	美濃紙	18.09	14	1紙	斜包糊封墨引
58 (寛政9年)後7月10日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資董四折紙)本紙	折紙	33.1	45.8	17	6.9	0.27	1.38	漉返紙	18.09	14	1紙	
59 寛政9年8月30日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)封紙	堅紙	32.6	51.1	23	8.22	0.21	1.57	宿紙	91.01	14		捻封上書
59 寛政9年8月30日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)札紙	堅紙	33.1	50.8	18	5.98	0.2	1.53	宿紙	91.01	14		
59 寛政9年8月30日	1797 光格天皇綸旨(烏丸資董奉書)本紙	堅紙	33	50.7	29	9.42	0.19	1.54	宿紙	91.01	14		
60 (寛政11年)11月16日	1799 光格天皇綸旨(日野西延光奉書)封紙	堅紙	32.7	50.9	18	7.56	0.25	1.56	宿紙	91.01	27		捻封上書
60 (寛政11年)11月16日	1799 光格天皇綸旨(日野西延光奉書)札紙	堅紙	33.2	51.1	19	7.97	0.25	1.54	宿紙	91.01	27		
60 (寛政11年)11月16日	1799 光格天皇綸旨(日野西延光奉書)本紙	堅紙	33	51.1	18	7.66	0.25	1.55	宿紙	91.01	27		
61 (寛政11年11月16日)	1794 光格天皇綸旨(日野西延光四折紙)本紙	折紙	33.2	46.1	18	6	0.22	1.39	漉返紙	18.09	19	1	紙
62 (寛政12年)7月28日	1800 光格天皇綸旨(甘露寺国長奉書)案封紙	堅紙	32.5	45.5	13	5.32	0.28	1.4	杉原紙	91.01	57		捻封上書
62 (寛政12年)7月28日	1800 光格天皇綸旨(甘露寺国長奉書)案本紙	堅紙	33	45.5	11	4.68	0.28	1.38	杉原紙	91.01	57		
63 文化3年1月18日	1806 光格天皇綸旨(日野資愛奉書)案本紙	堅紙	33	47.9	17	10.16	0.38	1.44	楮紙	91.01	34		
64 (文化6年)3月1日	1809 光格天皇綸旨(中御門経定奉書)案封紙	堅紙	32.9	45.9	13	6.83	0.35	1.4	上杉原	91.01	37		捻封上書
64 (文化6年)3月1日	1809 光格天皇綸旨(中御門経定奉書)案札紙	堅紙	33.2	46.1	13	6.83	0.34	1.39	上杉原	91.01	37		
64 (文化6年)3月1日	1809 光格天皇綸旨(中御門経定奉書)案本紙	堅紙	33.2	46	13	7.31	0.37	1.39	上杉原	91.01	37		
65 (文化6年)11月25日	1809 光格天皇綸旨(万里小路建房奉書)案封紙	堅紙	32.9	46	12	6.51	0.36	1.4	上杉原	91.01	42		捻封上書
65 (文化6年)11月25日	1809 光格天皇綸旨(万里小路建房奉書)案本紙	堅紙	33.2	45.9	12	7.43	0.41	1.38	上杉原	91.01	42		
66 (文化8年)後2月26日	1811 光格天皇綸旨(勧修寺経則奉書)案封紙	堅紙	32.7	46	12	6.44	0.36	1.41	上杉原	91.01	36		捻封上書
66 (文化8年)後2月26日	1811 光格天皇綸旨(勧修寺経則奉書)案札紙	堅紙	33.1	46	12	6.59	0.36	1.39	上杉原	91.01	36		
66 (文化8年)後2月26日	1811 光格天皇綸旨(勧修寺経則奉書)案本紙	堅紙	33.2	46	13	7.26	0.37	1.39	上杉原	91.01	36		
68 文政7年11月29日	1824 仁孝天皇綸旨(葉室頴孝奉書)案封紙	堅紙	35.8	49.2	25	12.97	0.29	1.37	奉書紙	91.01	16		捻封上書
68 文政7年11月29日	1824 仁孝天皇綸旨(葉室頴孝奉書)案本紙	堅紙	36.4	49.8	26	13.01	0.28	1.37	奉書紙	91.01	16		
70 天保2年10月19日	1831 仁孝天皇綸旨(庭田重基奉書)案封紙	堅紙	32.3	45.2	20	7.03	0.24	1.4	上杉原	91.01	17		
70 天保2年10月19日	1831 仁孝天皇綸旨(庭田重基奉書)札紙	堅紙	32.4	44.5	15	7.02	0.32	1.37	上杉原	91.01	17		
70 天保2年10月19日	1831 仁孝天皇綸旨(庭田重基奉書)本紙	堅紙	32.8	45.6	17	7.63	0.3	1.39	上杉原	91.01	17		
71 (天保11年2月26日)	1840 光格上院宣(愛長四折紙)包紙	堅紙	27.8	41.2	8	2.6	0.28	1.48	美濃紙	18.09	31	1紙	堅包上書封無
72 (天保11年3月)	1840 光格上院宣(愛長四折紙)包紙	堅紙	33	45.1	18	6.9	0.26	1.37	漉返紙	18.09	31	1紙	堅包上書封無

件文	日付	西暦	文書名		形態	縦寸	横寸	厚	重量	密度	紙質比	料紙	函括	号	小	紙數	備考	
72	(天保11年3月)	1840	光格上皇院宣(甘露寺愛長四折紙)本紙		折紙	32.9	45.3	14	5.7	0.27	1.38	漉返紙	18.09	32	1	紙		
73	(天保11年7月)	1840	光格上皇院宣(坊城俊克四折紙)本紙		折紙	33	45.3	17	6.8	0.27	1.37	漉返紙	18.09	34	1	紙		
75	(弘化4年3月1日)	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛奉書)封紙		堅紙	32.5	51.3	23	9.11	0.24	1.58	宿紙	91.01	18			檢封上書	
75	(弘化4年)3月2日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛奉書)札紙		堅紙	33.1	51.5	18	7.56	0.25	1.56	宿紙	91.01	18				
75	(弘化4年)3月1日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛奉書)本紙		堅紙	32.8	51.5	27	10.48	0.23	1.57	宿紙	91.01	18				
76	(弘化4年3月1日)	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)包紙		堅紙	32.3	45.8	11	4.8	0.29	1.42	漉返紙	2.13	1	1	紙	1-1と1-2とを包む	
76	(弘化4年)3月1日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)		折紙	32.5	45.6	13	6.8	0.35	1.4	漉返紙	2.13	1	1	紙		
76	(弘化4年)3月1日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)封紙			27.4	40.3	8	2.6	0.29	1.47	合	楷三極混	2.13	1	1	紙	斜包糊封墨引
78	(弘化4年)10月10日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)封紙			28	40.5	8	1.3	0.14	1.45	美濃紙	18.09	12	1	紙	斜包糊封墨引	
78	(弘化4年)10月10日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)本紙			折紙	32.3	45.6	17	5.5	0.22	1.41	漉返紙	18.09	12	1	紙	
79	(弘化4年)10月11日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)封紙			27.9	40.5	8	2.2	0.24	1.45	美濃紙	18.09	11	1	紙	斜包糊封墨引	
79	(弘化4年)10月11日	1847	孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)本紙			折紙	32.4	45.4	17	6	0.24	1.4	漉返紙	18.09	11	1	紙	
80	(嘉永3年)4月5日	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)封紙			堅紙	33.8	51.5	25	12.17	0.28	1.52	宿紙	91.01	19			檢封上書
80	(嘉永3年)4月5日	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)礼紙			堅紙	34.3	51.8	25	12.98	0.29	1.51	宿紙	91.01	19			
80	(嘉永3年)4月5日	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)本紙			堅紙	34.1	51.6	17	7.89	0.26	1.51	宿紙	91.01	19			
81	(嘉永3年4月5日)	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順斜)封紙			堅紙	27.5	39.6	8	2.5	0.29	1.44	美濃紙	18.09	36	1	紙	斜包糊引糊封
81	(嘉永3年4月5日)	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順四折紙)本紙			折紙	32.6	46	14	5.4	0.26	1.41	漉返紙	18.09	36	1	紙	
82	(嘉永3年)9月13日	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)封紙			堅紙	33.7	51.3	27	10.97	0.24	1.52	宿紙	91.01	32			檢封上書
82	(嘉永3年)9月13日	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)礼紙			堅紙	34	51.4	26	11.26	0.25	1.51	宿紙	91.01	32			
82	(嘉永3年)9月13日	1850	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)本紙			堅紙	34.1	51.4	23	10.42	0.26	1.51	宿紙	91.01	32			
83	(嘉永6年)6月15日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)封紙			堅紙	33.9	51.8	19	9.32	0.28	1.53	宿紙	91.01	20			檢封上書
83	(嘉永6年)6月15日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)礼紙			堅紙	34.1	51.8	22	10.43	0.27	1.52	宿紙	91.01	20			
83	(嘉永6年)6月15日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)本紙			堅紙	34.1	51.9	20	10.42	0.29	1.52	宿紙	91.01	20			
84	(嘉永6年)6月15日	1853	孝明天皇綸旨(長順四折紙)封紙			27.4	40.3	8	2.5	0.28	1.47	美濃紙	18.09	39	1	紙	斜包糊封墨引	
84	(嘉永6年)6月15日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順四折紙)本紙			折紙	32.5	45.6	16	5.6	0.24	1.4	漉返紙	18.09	39	1	紙	
85	(嘉永6年)6月20日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)封紙			堅紙	34	51.8	19	9.77	0.29	1.52	宿紙	91.01	21			檢封上書
85	(嘉永6年)6月20日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)礼紙			堅紙	34.2	51.8	19	10.67	0.32	1.51	宿紙	91.01	21			
86	(嘉永6年)6月20日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順四折紙)封紙			27.3	40.4	8	2.7	0.31	1.48	美濃紙	18.09	40	1	紙	斜包糊封墨引	
86	(嘉永6年)6月20日	1853	孝明天皇綸旨(兼室長順四折紙)本紙			折紙	32.6	45.5	16	5.7	0.24	1.4	漉返紙	18.09	40	1	紙	
87	(嘉永7年)2月9日	1854	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)札紙			堅紙	33.8	51.1	27	11.7	0.25	1.51	宿紙	91.01	22			檢封上書
87	(嘉永7年)2月9日	1854	孝明天皇綸旨(兼室長順奉書)札紙			堅紙	34.1	51.2	24	11.11	0.27	1.5	宿紙	91.01	22			

冊文 日付	西暦 文書名	形態	縦寸	横寸	厚	重量	密度	紙質比	料紙	函括	号	小紙数	備考	
87 (嘉永7年)2月9日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順奉書)本紙	堅紙	34	51.3	30	12.73	0.24	1.51	宿紙	91.01	22			
89 (嘉永7年)4月21日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順奉書)封紙	堅紙	33.7	51.2	26	11.23	0.25	1.52	宿紙	91.01	25	捲封上書		
89 (嘉永7年)4月21日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順奉書)本紙	堅紙	34	51.2	25	11.63	0.27	1.51	宿紙	91.01	25			
90 (嘉永7年)6月15日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順奉書)封紙	堅紙	33.9	51.1	20	9.16	0.26	1.51	宿紙	91.01	51	捲封上書		
90 (嘉永7年)6月15日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順奉書)礼紙	堅紙	34.1	51.5	20	9	0.26	1.51	宿紙	91.01	51			
90 (嘉永7年)6月15日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順奉書)本紙	堅紙	34.1	51.6	16	7.89	0.28	1.51	宿紙	91.01	51			
91 (嘉永7年)6月15日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順四折紙)封紙	27.3	40.2	8	2.5	0.28	1.47	美濃紙	18.09	15	1紙	斜包糊封墨引		
91 (嘉永7年)6月15日	1854 孝明天皇綸旨(棊室長順四折紙)本紙	折紙	32.7	45.8	13	5.3	0.27	1.4	漉返紙	18.09	15	1紙		
92 (嘉永7年)9月23日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)封紙	33.8	51.4	55	22.8	0.24	1.52	宿紙	2.15	6	1紙	捲封		
92 (嘉永7年)9月23日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)本紙	堅紙	34.2	51.7	30	14.6	0.28	1.51	宿紙	2.15	6	2紙	礼紙有り裏紙無し	
93 (嘉永7年)9月23日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)封紙	27.7	39.8	6	2.3	0.35	1.44	美濃紙	18.09	41	1紙	斜包糊封墨引		
93 (嘉永7年)9月23日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)本紙	折紙	32.5	45.7	15	5.9	0.26	1.41	漉返紙	18.09	41	1紙		
94 (嘉永7年)11月16日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)封紙	堅紙	33.7	51.6	21	11.22	0.31	1.53	宿紙	91.01	52	捲封上書		
94 (嘉永7年)11月16日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)本紙	堅紙	33.8	51.3	24	11.64	0.28	1.52	宿紙	91.01	52			
95 (嘉永7年)11月16日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)本紙	折紙	32.5	45.3	16	6.1	0.26	1.39	漉返紙	18.09	16	1紙		
95 (嘉永7年)11月16日	1854 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)封紙	27.7	39.7	8	2.6	0.3	1.43	美濃紙	18.09	16	1紙	斜包糊封墨引		
96 (安政2年)10月10日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)本紙	34	51.7	29	13.8	0.27	1.52	宿紙	18.09	43	1紙	捲封		
96 (安政2年)10月10日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)裏紙	34	51.3	22	10.7	0.28	1.51	宿紙	18.09	43	1紙			
96 (安政2年)10月10日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)裏紙	34	51.6	28	13.5	0.27	1.52	宿紙	18.09	43	1紙			
97 (安政2年)10月10日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)封紙	28	40.5	8	2.6	0.29	1.45	美濃紙	18.09	48	1紙	斜包糊封墨引		
97 (安政2年)10月10日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)本紙	折紙	32.5	45.8	14	5.3	0.25	1.41	漉返紙	18.09	48	1紙		
98 (安政2年)10月28日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)本紙	堅紙	34	52	20	8.5	0.24	1.53	宿紙	18.09	44	1紙		
98 (安政2年)10月28日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)礼紙	堅紙	33.9	52	20	9	0.26	1.53	宿紙	18.09	44	1紙		
98 (安政2年)10月28日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)封紙	堅紙	33.8	51.5	20	9.2	0.26	1.52	宿紙	18.09	44	1紙		
99 (安政2年)10月28日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)封紙	27.6	40.8	8	2.4	0.27	1.48	美濃紙	18.09	47	1紙	斜包糊封墨引		
99 (安政2年)10月28日	1855 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)本紙	折紙	32.6	46	19	7	0.25	1.41	漉返紙	18.09	47	1紙		
100 (安政4年)11月23日	1857 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)本紙	堅紙	33.7	51	23	10.6	0.27	1.51	宿紙	18.09	38	1紙		
101 (安政5年)9月3日	1857 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)封紙	堅紙	33.6	51	28	11.4	0.24	1.52	宿紙	18.09	37	1紙	捲封	
101 (安政5年)9月3日	1858 孝明天皇綸旨(中御門経之奉書)本紙	堅紙	33.8	51	26	10.8	0.24	1.51	宿紙	18.09	37	1紙		
102 (安政5年9月3日)	1858 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)封紙	27.6	40.4	8	3.2	0.36	1.46	美濃紙	2.15	7	1紙	斜包糊封墨引		
102 (安政5年9月3日)	1858 孝明天皇綸旨(中御門経之四折紙)本紙	折紙	32.5	45.7	13	5.6	0.29	1.41	漉返紙	2.15	7	1紙		
103 (安政6年7月14日)	1859 孝明天皇綸旨(青闕寺豊房奉書)封紙	33.1	51.3	27	14.8	0.32	1.55	宿紙	2.15	1	1紙	捲封		
103 (安政6年7月14日)	1859 孝明天皇綸旨(青闕寺豊房奉書)	堅紙	33.4	51	24	14.6	0.36	1.53	宿紙	2.15	1	1紙		
103 (安政6年7月14日)	1859 孝明天皇綸旨(青闕寺豊房奉書)礼紙	33.4	51.3	24	15.4	0.37	1.54	宿紙	2.15	1	1紙			
104 (安政6年7月14日)	1859 孝明天皇綸旨(青闕寺豊房四折紙)封紙	28	40.2	7	2.4	0.3	1.44	美濃紙	2.15	4	1紙	斜包糊封墨引		
104 (安政6年7月14日)	1859 孝明天皇綸旨(青闕寺豊房四折紙)	32.4	45.7	12	5.2	0.29	1.41	漉返紙	2.15	4	1紙			
105 (安政7年)2月4日	1860 包紙	堅紙	32.2	45.2	14	5.42	0.27	1.4	漉返紙	91.01	23	24	23・24枚包丸	

冊文 日付	西暦 文書名	形態	縦寸	横寸	厚	重量	密度	紙張比	料紙	函括	号	小紙数	備考
105 (安政7年)2月4日	1860 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)封紙	堅紙	33.3	51.4	22	12.37	0.33	1.54	宿紙	91.01	23		捺封上書
105 (安政7年)2月4日	1860 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)礼紙	堅紙	33.6	51.3	22	12.25	0.32	1.53	宿紙	91.01	23		
105 (安政7年)2月4日	1860 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)本紙	堅紙	33.7	51.3	26	14.16	0.32	1.52	宿紙	91.01	23		
106 (安政7年)2月4日	1860 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房四折紙)封紙	堅紙	27.6	40.2	8	2.64	0.3	1.46	美濃紙	91.01	24		糊封上書
106 (安政7年)2月4日	1860 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房四折紙)本紙	堅紙	32.5	45.5	15	6.27	0.28	1.4	漉返紙	91.01	24		
107 (文久元年)6月2日	1861 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)封紙	堅紙	33.3	51	29	15.46	0.31	1.53	宿紙	91.01	40		捻封上書
107 (文久元年)6月2日	1861 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)礼紙	堅紙	33.6	51.2	24	12.8	0.31	1.52	宿紙	91.01	40		
107 (文久元年)6月2日	1861 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)本紙	堅紙	33.6	51.3	31	15.49	0.29	1.53	宿紙	91.01	40		
(文久3年)2月9日	1863 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)封紙	折紙	27.6	40.5	8	2.8	0.31	1.47	美濃紙	2.13	2	1紙	余包糊封墨引
(文久3年)2月9日	1863 孝明天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)本紙	折紙	32.5	45.6	15	6.4	0.29	1.4	漉返紙	2.13	2	1紙	
108 (慶応4年8月)	1868 明治天皇綸旨(清閑寺豊房奉書)	切紙	21.2	52.3	20	7	0.32	2.47	奉書紙	18.09	24	1紙	
109 (明治元年)9月	1868 明治天皇綸旨(某卷紙)	切紙	21.2	78.7	23	12	0.31	3.71	奉書紙	18.09	25	2紙	
110 (明治2年2月)	1869 明治天皇綸旨(某四折紙)	折紙						39	38	1紙			
111	9999 孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)包紙	折紙	30.8	42.4	11	3.4	0.24	1.38	美濃紙	18.09	13	1紙	堅包紙封無
111	9999 孝明天皇綸旨(柳原光愛四折紙)本紙	折紙	33.2	46.4	17	9.1	0.35	1.4	奉書紙	18.09	13	1紙	
112	9999 某天皇綸旨(某四折紙)	折紙	33.1	45.9	17	6.1	0.24	1.39	漉返紙	18.09	17	1紙	
112	9999 某天皇綸旨(某四折紙)包紙	折紙	30.6	42.1	9	3	0.26	1.38	美濃紙	18.09	17	1紙	堅包上書封無
	9999 札紙	堅紙	34.1	51.5	41	16.59	0.23	1.51	宿紙	91.01	33		宿紙文字無し
0 明和7年11月14日	九条尚実御教書封紙	堅紙	42.6	57	30	21.01	0.29	1.34	本奉書紙	91.01	47	(花押)→東大寺住臣中 下安全二付折補)	
0 明和7年11月14日	九条尚実御教書本紙	堅紙	43.1	57.3	30	21.88	0.3	1.33	本奉書紙	91.01	47	(大藏權少輔和廣(花押)→東大寺住臣中 下安全二付折補)	
0 (寛政12年)7月29日	東大寺別当御教書封紙	堅紙	36.2	49.7	18	11.16	0.34	1.37	奉書紙	91.01	58	(秀実→龍松院大僧都御 後見御房 天下泰平宮 後見御房 天下泰平宮 城靜謹二付折補)	
0 (寛政12年)7月29日	東大寺別當御教書本紙	堅紙	45.5	58.1	29	17.16	0.22	1.28	縮緬奉書	91.01	58	(秀実→龍松院大僧都御 後見御房 天下泰平宮 後見御房 天下泰平宮 城靜謹二付折補)	